

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成31年3月

朝倉市 東峰村 筑前町 大刀洗町 久留米市北野町
甘木・朝倉・三井環境施設組合

目 次

第1章 策定の目的	1
第1節 計画の意義と目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の区域	2
第4節 計画期間	3
第5節 ごみの発生概念	3
第6節 ごみ処理行政の動向	4
1. 廃棄物・リサイクル関係法令	4
2. 国及び福岡県の計画等	9
第7節 基本方針	10
第2章 ごみ処理の現況調査・評価とごみ処理基本計画の策定	11
【朝倉市】	
第1節 ごみ処理の現況	14
1. ごみ処理体系	14
2. ごみの排出量・排出原単位	14
3. ごみの減量化・資源化の取組み	16
4. ごみ処理システムの評価	17
5. ごみ処理の課題	17
第2節 ごみ処理基本計画	18
1. 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測	18
2. 減量化・資源化の目標	19
3. ごみ処理に関する取組み体系図	20
4. 重点施策の実施計画	20
5. 分別収集計画	21
6. 収集運搬計画	21
【東峰村】	
第1節 ごみ処理の現況	22
1. ごみ処理体系	22
2. ごみの排出量・排出原単位	22
3. ごみの減量化・資源化の取組み	24
4. ごみ処理システムの評価	25
5. ごみ処理の課題	25

第2節	ごみ処理基本計画	26
1.	現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測	26
2.	減量化・資源化の目標	27
3.	ごみ処理に関する取組み体系図	28
4.	重点施策の実施計画	28
5.	分別収集計画	29
6.	収集運搬計画	29
【筑前町】		
第1節	ごみ処理の現況	30
1.	ごみ処理体系	30
2.	ごみの排出量・排出原単位	30
3.	ごみの減量化・資源化の取組み	32
4.	ごみ処理システムの評価	33
5.	ごみ処理の課題	33
第2節	ごみ処理基本計画	34
1.	現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測	34
2.	減量化・資源化の目標	35
3.	ごみ処理に関する取組み体系図	36
4.	重点施策の実施計画	36
5.	分別収集計画	37
6.	収集運搬計画	37
【大刀洗町】		
第1節	ごみ処理の現況	38
1.	ごみ処理体系	38
2.	ごみの排出量・排出原単位	38
3.	ごみの減量化・資源化の取組み	40
4.	ごみ処理システムの評価	41
5.	ごみ処理の課題	41
第2節	ごみ処理基本計画	42
1.	現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測	42
2.	減量化・資源化の目標	43
3.	ごみ処理に関する取組み体系図	44
4.	重点施策の実施計画	44
5.	分別収集計画	45
6.	収集運搬計画	45

【久留米市北野町】	
第1節	ごみ処理の現況 46
1.	ごみ処理体系..... 46
2.	ごみの排出量・排出原単位..... 46
3.	ごみの減量化・資源化の取組み..... 48
4.	ごみ処理システムの評価..... 49
5.	ごみ処理の課題..... 49
第2節	ごみ処理基本計画 50
1.	現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測..... 50
2.	減量化・資源化の目標..... 51
3.	ごみ処理に関する取組み体系図..... 52
4.	収集運搬計画..... 52
【組合圏域】	
第1節	ごみ処理の現況 54
1.	ごみ処理体系..... 54
2.	ごみの排出量・排出原単位..... 54
第2節	ごみ処理基本計画 58
1.	現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測..... 58
2.	減量化・資源化の目標..... 59
第3章	中間処理施設の現況..... 61
第1節	中間処理施設の現況 61
1.	既存施設の概要..... 61
2.	中間処理の実績..... 63
3.	ごみ処理に係るコスト解析..... 64
4.	組合圏域のごみ処理状況..... 65
5.	可燃ごみの性状..... 67
6.	中間処理における課題..... 67
第2節	ごみ処理体制 68
1.	維持・管理体制..... 68
第3節	中間処理計画 69
1.	中間処理に関する基本方針..... 69
2.	管理主体..... 69
3.	中間処理の方法及び量..... 69
第4節	計画の進行管理 70

第1章 策定の目的

第1節 計画の意義と目的

ごみ問題は、近年の我が国の高度経済成長に伴って発生した廃棄物問題・環境問題等に対応するための廃棄物処理、リサイクルに関する法体系の確立と相まって、私たちの生活に直結する身近な環境問題としての認識が浸透し、3Rや循環型社会という言葉も浸透しつつあります。また、他の環境問題と複雑に関連していることから、低炭素社会・自然共生社会への取組みと統合、地域循環圏の形成が推進されています。

国では、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月環境省告示）、コスト分析手法や有料化の進め方、適正な処理システム構築の考え方を示した「三つのガイドライン」の見直し（平成25年4月）を行いました。また、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）を策定し、廃棄物の量に加えて循環の質にも着目した循環型社会の形成の推進、災害廃棄物対策について示しています。

さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という）第5条の2第1項の規定に基づく基本方針が変更（平成28年1月）され、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第3条第1項の規定に基づく基本方針の変更（平成27年7月）に伴い、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）」を改訂しています。

このような状況の中で、地域住民と行政の協働によって、廃棄物の減量化及び資源化を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び廃棄物処理における循環型社会の構築を目指し、『一般廃棄物（ごみ）処理基本計画』を策定するものとします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法第6条第1項」の規定に基づき「一般廃棄物処理計画」として策定するものであり、組合圏域共通の計画として、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針とするものです。本計画の位置付けを図1-2-1に示します。

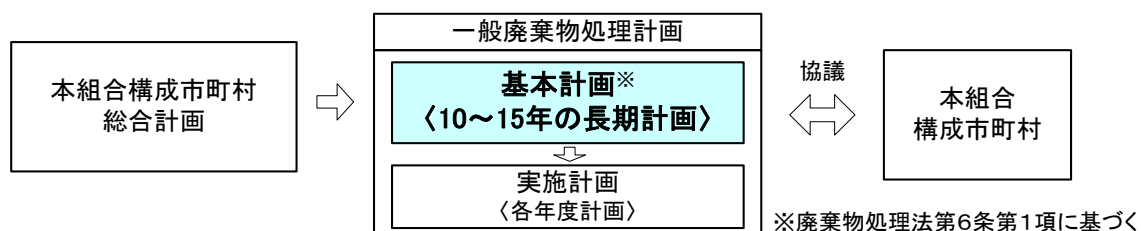


図 1-2-1 本計画の位置付け

第3節 計画の区域

本計画において対象とする区域は、組合を構成する朝倉市、東峰村、筑前町、大刀洗町、久留米市北野町（以下、「北野地域」と表記）の行政区域全域（以下「組合圏域」という。）とします。

組合圏域は、福岡県のほぼ中央に位置し、組合圏域を東西に大分自動車道が走り、筑後川が貫流しています。組合圏域の位置を図1-3-1に示します。

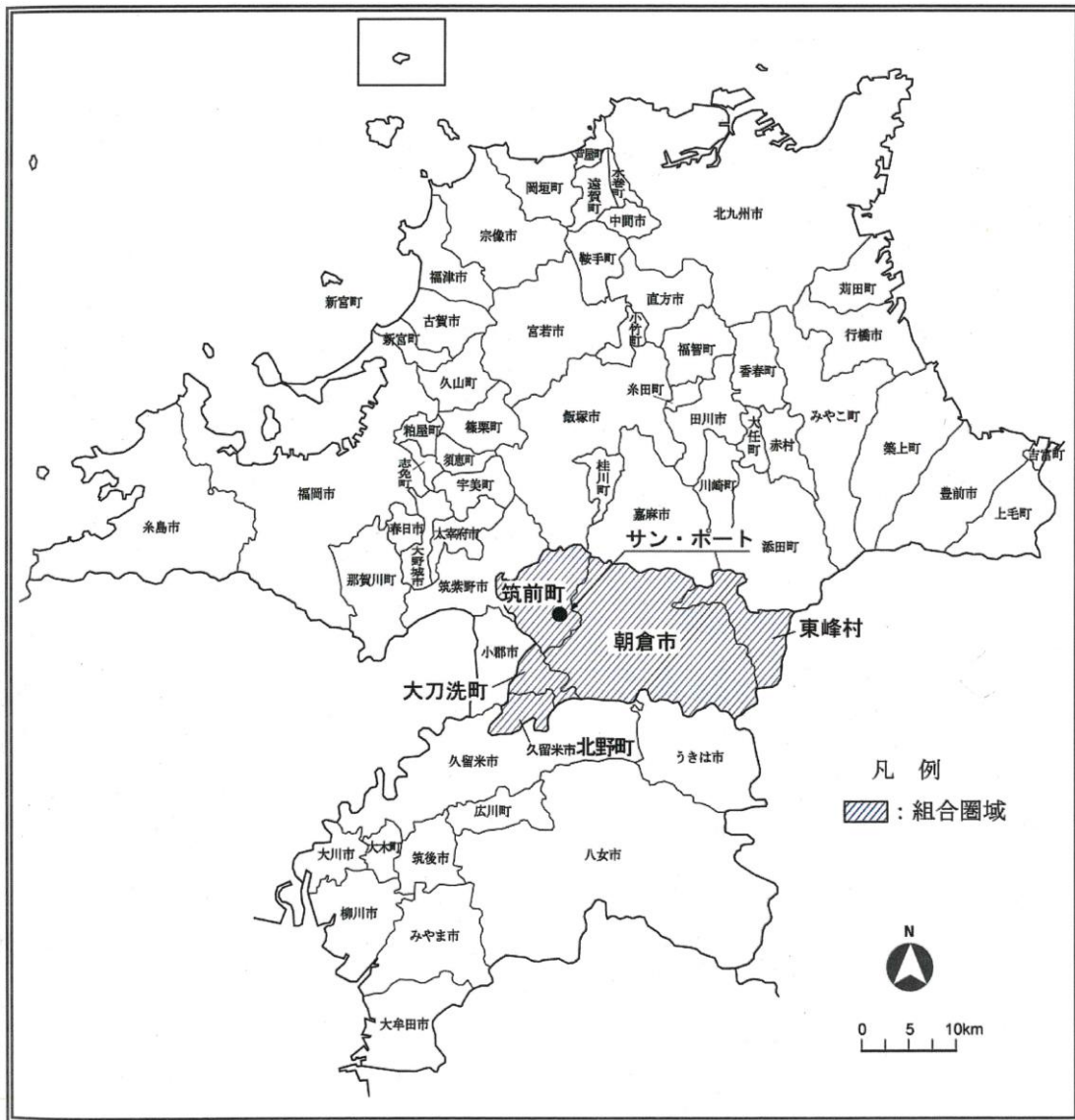


図1-3-1 組合圏域の位置

第4節 計画期間

「ごみ処理基本計画策定指針」によると『一般廃棄物処理基本計画』は10年から15年の長期計画とし、概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合にも見直しを行うことが適切である」とあります。

なお、本計画においては、平成31年度を起点とし、5年後と10年後の平成35年度と平成40年度を中間目標年次とし、15年後の平成45年度を目標年次とします。計画期間を図1-4-1に示します。

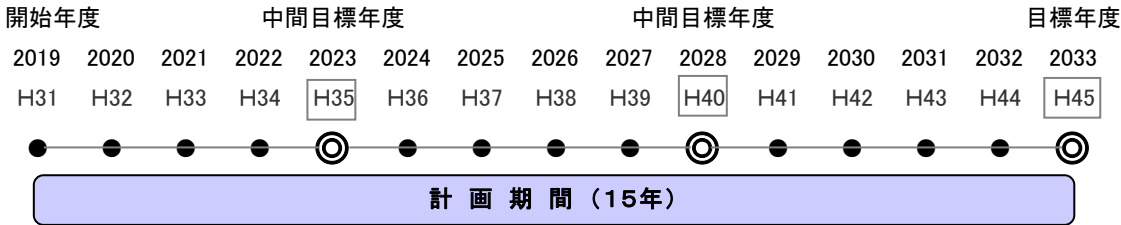


図 1-4-1 計画期間

第5節 ごみの発生概念

一般廃棄物は、住民の生活活動に伴って発生する「家庭系ごみ」と生産・流通・販売等の事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」に分けられます。

一般的には、家庭系から発生したごみ及び事業系から発生したごみは自治体及び事業者が委託した収集運搬業者が収集して、「収集ごみ」（一部は直接搬入される）として処理施設に搬入されます。その他に住民・事業者が自らリサイクルする「自家・自社処理ごみ」、さらに、ごみとして排出される前に住民による集団回収を行います。また、事業者による自主回収を行う「資源回収ごみ」があります。

なお、自家処理・自社処理ごみについては実態が把握されていないことから、ここでは行政が処理を行う家庭系及び事業系の収集ごみの発生量、家庭系及び事業系の直接搬入後の発生量について述べます。ごみ発生概念図を図1-5-1に示します。

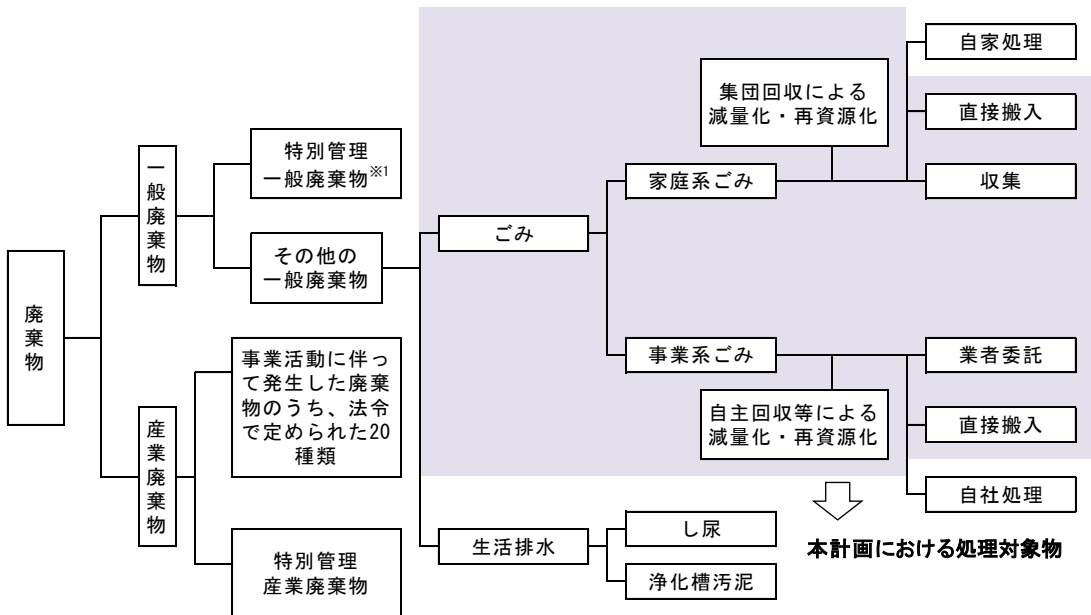


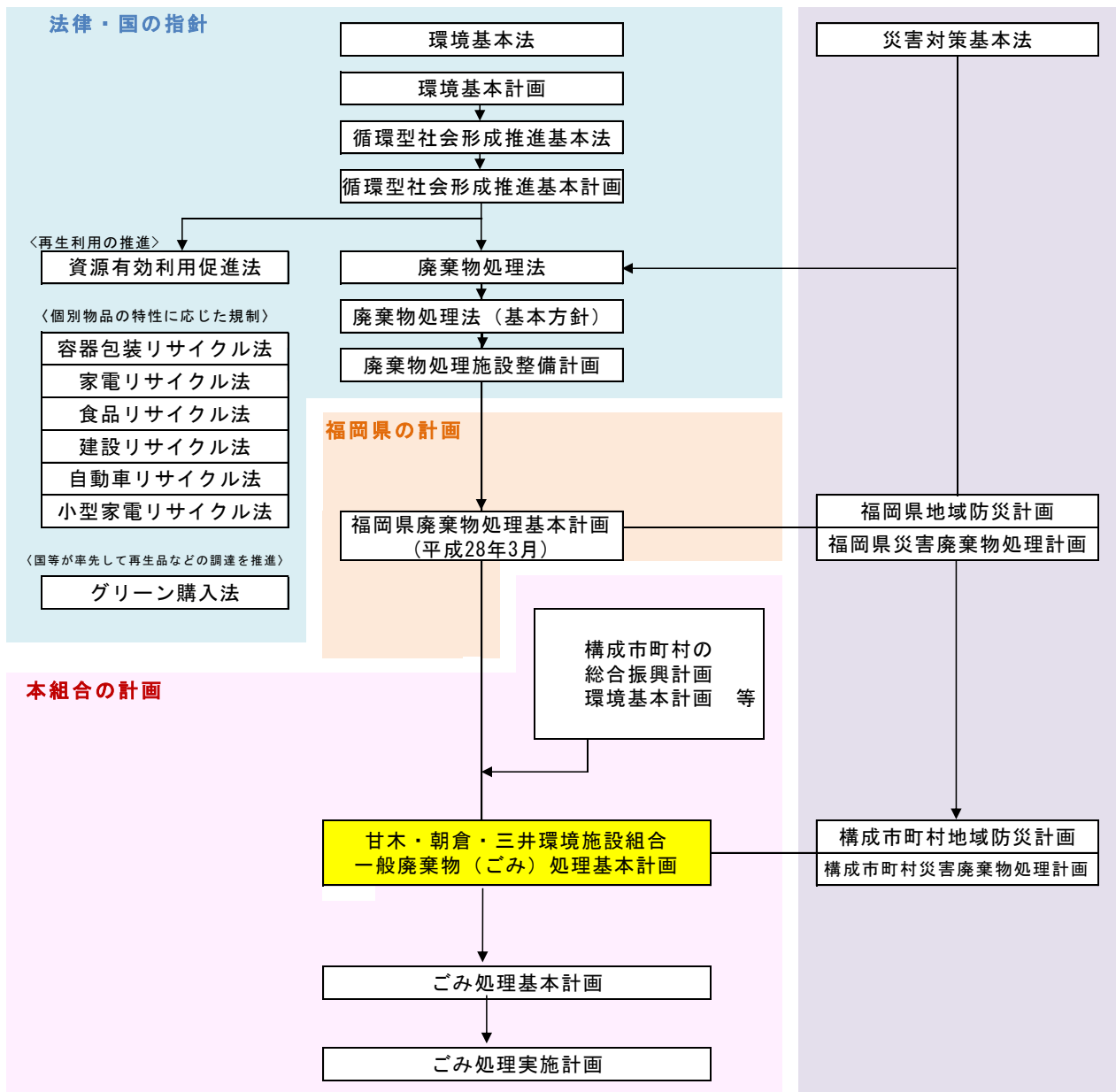
図 1-5-1 ごみ発生概念図

第6節 ごみ処理行政の動向

1. 廃棄物・リサイクル関係法令

一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、国や都道府県の計画等を踏まえたものとする必要があります。また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることはもとより、循環型社会の実現に努めることが重要です。

廃棄物・リサイクル関連法体系を図 1-6-1 に示します。



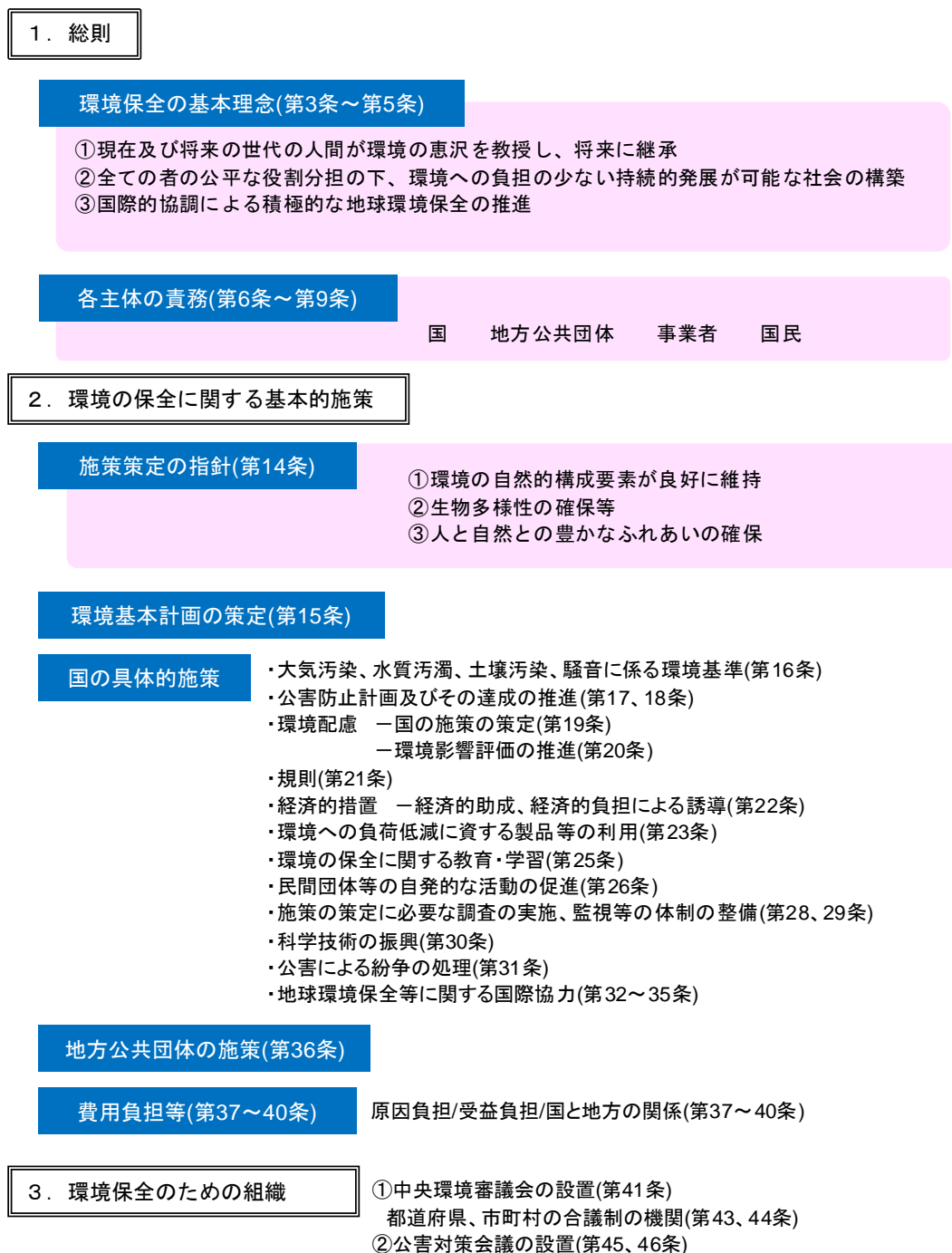
参考：ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）に加筆

図 1-6-1 廃棄物・リサイクル関連法体系

(1) 環境基本法の概要

環境基本法は、環境保全について基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的としています。

環境基本計画の概要を図 1-6-2 に示します。



出典：環境基本計画の概要（環境省）

図 1-6-2 環境基本計画の概要

(2) 循環型社会形成推進基本法

循環型社会形成推進基本法とは、環境基本法の理念に則り、循環型社会をつくるための基本原則を定めた法律です。国、地方公共団体、事業者及び国民の役割・責務を明記し、循環型社会形成推進基本計画を策定するなどし、循環型社会形成を推進します。

なお、この法律において「循環型社会」とは、環境への負荷ができる限り少ない以下のような社会をいいます。廃棄物の発生を抑え（リデュース）、使用済製品がリユース・リサイクル・熱回収等により循環資源として適正に循環的に利用され、循環的な利用が行われないものについては適正に処分され、天然資源の消費が抑制される社会です。

循環型社会形成推進基本法の概要について、図 1-6-3 に示します。

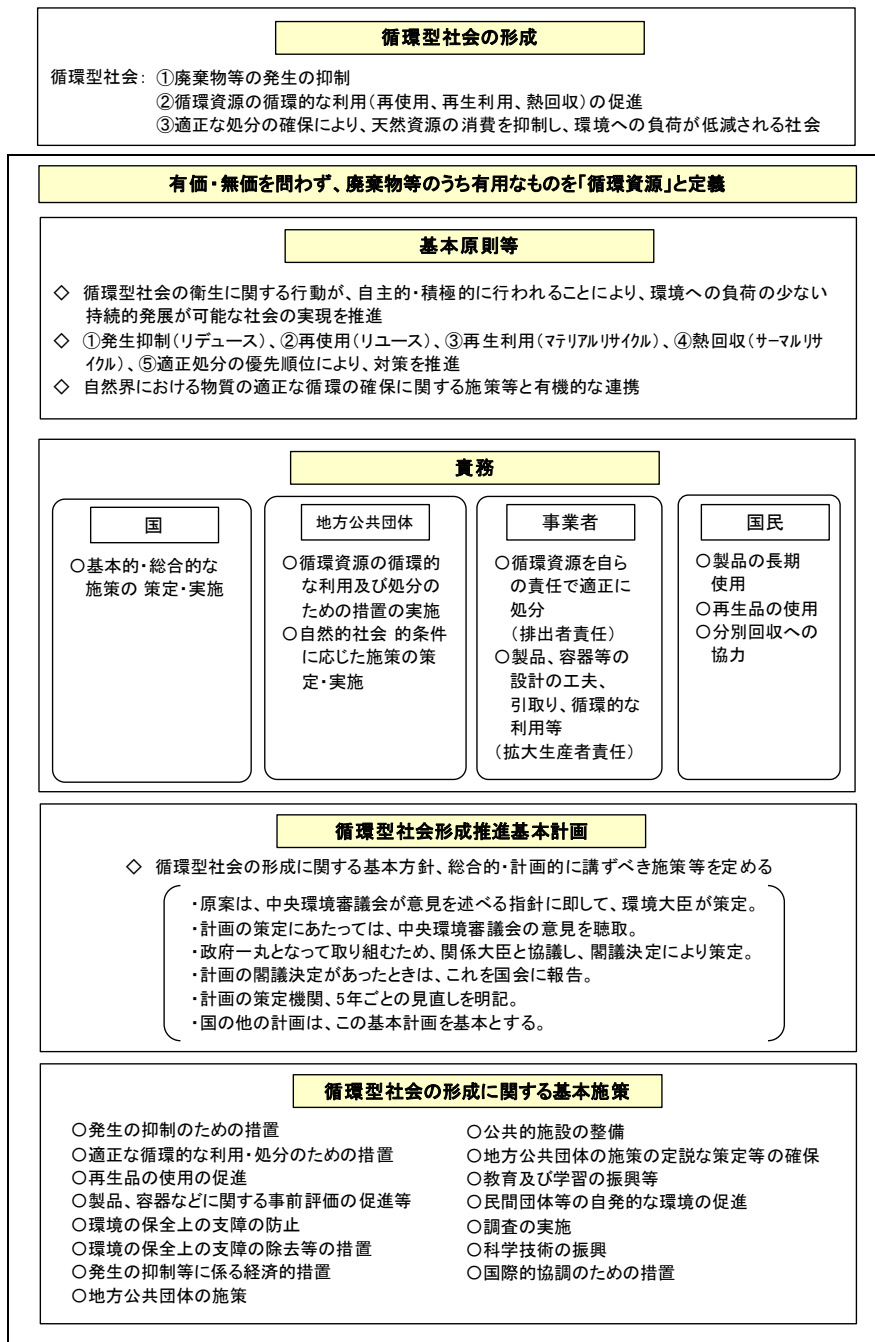
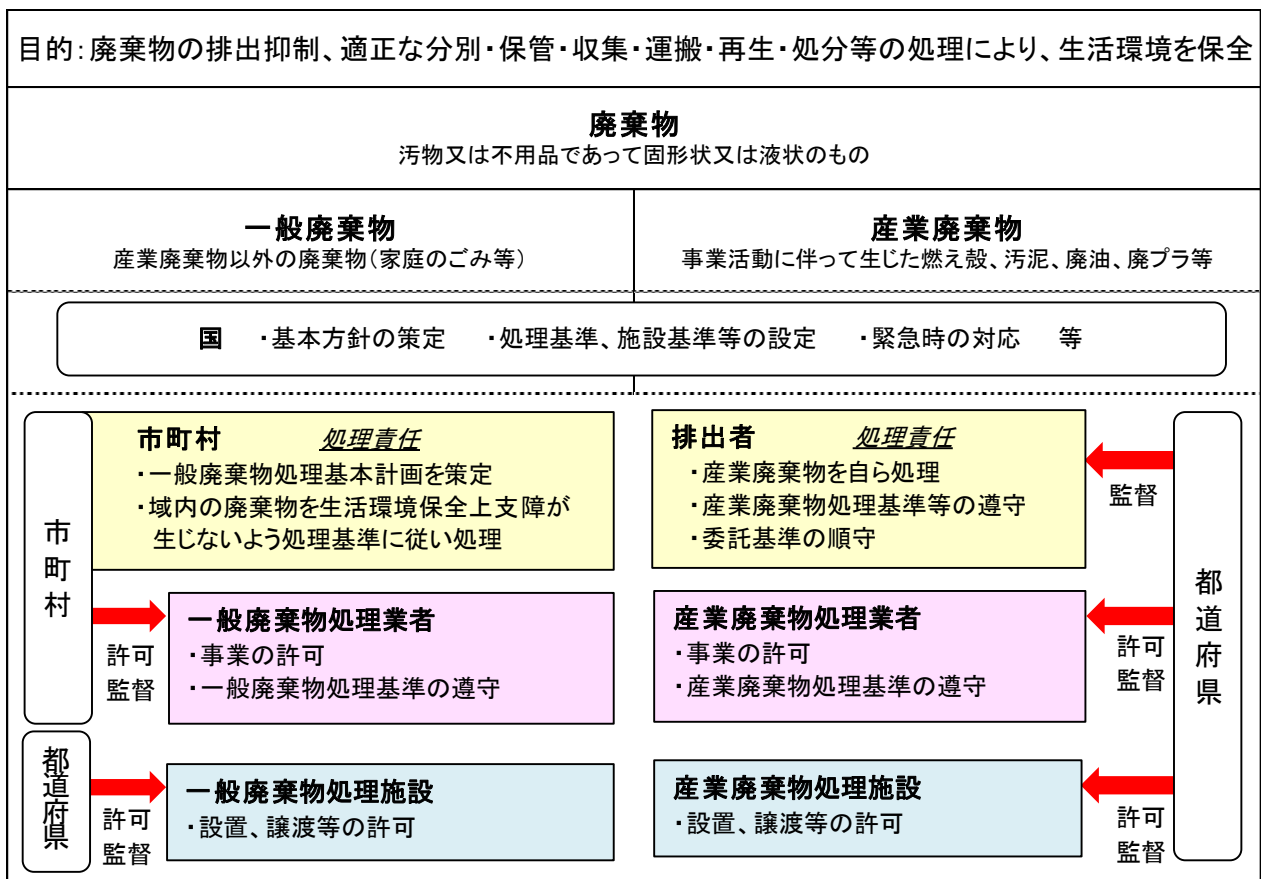


図 1-6-3 循環型社会形成推進基本法の概要

(3) 廃棄物処理法

廃棄物処理法とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称であり、廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理を進めることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。廃棄物処理法は、昭和40年代に、経済の高度成長に伴う大量生産、大量消費、大量廃棄によるごみ問題が深刻化したことを背景として、従来の「清掃法」を全面的に改める形で、昭和45年に制定され、その時々が生じた廃棄物問題の解決のために、何度も改正されています。

廃棄物処理法の概要について、図1-6-4に示します。



出典：廃棄物処理法の概要（環境省）

図1-6-4 廃棄物処理法の概要

(4) 災害対策基本法

災害対策基本法は、災害対策に関する日本の法律です。1959年（昭和34年）に愛知県、岐阜県、三重県及び紀伊半島一帯を中心として全国に大きな被害をもたらした伊勢湾台風を契機に制定されました。

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とします。

災害対策基本法の概要を、図1-6-5に示します。

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

1. 防災に関する責務の明確化

- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 - 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 - 自らの災害への備え、自発的な防災活動への参加等

2. 防災に関する組織—総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議非常（緊急）災害対策本部
- 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画—計画的防災行政の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関
- 都道府県・市町村：地域防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
→市町村に避難の指示、警戒区域の設定応急公用負担等の権限を付与
<市町村は防災対策の第一次的責務を負う>

5. 財政金融措置

- 【原則】実施責任者負担
- 【例外】激甚な災害については、地方公共団体に対する国の特別の財政援助等
→激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

6. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 → 緊急災害対策本部の設置
- 緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受け入れに係る緊急政令の制定）

出典：災害対策基本法の概要（内閣府防災）

図1-6-5 災害対策基本法の概要

2. 国及び福岡県の計画等

(1) 廃棄物処理法の基本方針（平成28年1月）

国は、「廃棄物処理法」に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中で、一般廃棄物の減量化に関して、平成32年度を目標年度として、排出量、再生利用量、最終処分量の目標を個別に設定しています。

(2) 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生、などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

また、循環型社会形成に関する取組指標として一般廃棄物の減量化に係る目標値が設定されています。

(3) 福岡県廃棄物処理計画（平成28年3月）

福岡県廃棄物処理計画では、基本方針として、一般廃棄物については「循環型社会の構築」、「廃棄物適正処理による環境負荷の低減」、「災害廃棄物の適正処理」を掲げ、ごみ総排出量、再生利用率、最終処分量の目標が定められています。

ごみの発生抑制及び再生利用に関する目標を表1-6-1に示します。

表 1-6-1 ごみの発生抑制及び再生利用に関する目標

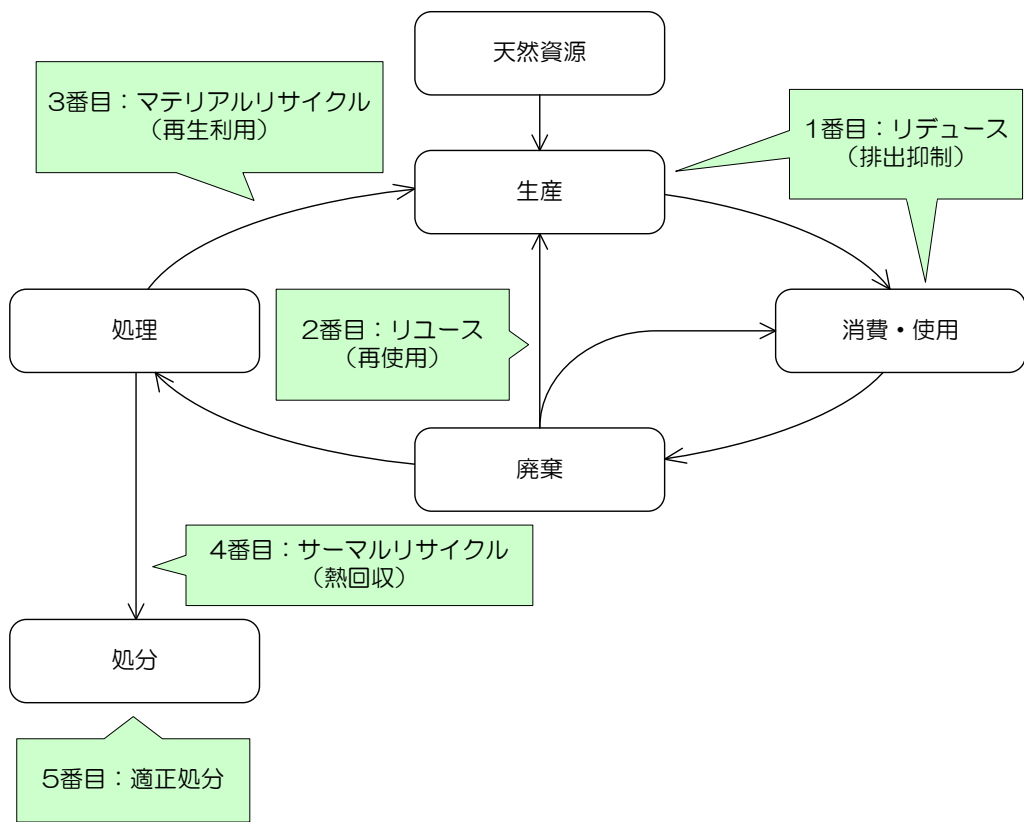
項目	国(環境省)		福岡県
	廃棄物処理法の基本方針	第四次循環型社会形成推進基本計画	福岡県廃棄物処理計画
策定年月	平成28年1月	平成30年6月	平成28年3月
基準年度	平成24年度	2015年度	平成26年度
目標年度	平成32年度	2025年度	平成32年度
排出ごみ量の目標	①総ごみ排出量:約12%削減 ②再生利用量:約27% ③最終処分量:約14%削減	①1人1日当たりのごみ排出量:約850g/人・日 (2015年度:939g/人・日) ②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量:約440g/人・日 ③最終処分量:約13百万トン (2000年度から約77%減)	①総排出量の増減率:2%減(平成26年度比) ②1人1日あたり家庭系ごみ排出量:538g ③再生利用率:23% ④最終処分量の増減率:2%減(平成26年度比)

第7節 基本方針

循環型社会を形成していくためには、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物になったものについては不適正処理の防止、その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、適正な循環的な利用が行えないものについては、適正な処分を行うことが必要です。

このため、以下の事項を基本方針として取り組んでいくものとします。

- 1 3R（排出抑制・再使用・再生利用）の推進
- 2 適正処理の推進



第2章 ごみ処理の現況調査・評価とごみ処理基本計画の策定

構成市町村におけるごみ処理の現況調査・評価とごみ処理基本計画の策定を行います。

第1節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理体系

構成市町村におけるごみ処理の状況を示します。

2. ごみの排出量・排出原単位

構成市町村における収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位、集団回収量、構成市町村独自ルートによる処理対象量、資源化量と資源化率の実績を示します。

なお、ごみの排出原単位については、収集ごみは一人1日当たりの排出量（g/人・日）とし、直接搬入ごみは1日当たりの排出量（t/日）とします。

収集・直接搬入（合計）：排出原単位（g/人・日）

$$= \text{収集・直接搬入ごみ量 (t/年)} \div 365 \text{ (日)} \div \text{計画収集人口 (人)} \times 10^6$$

収 集 ご み：排出原単位（g/人・日）＝収集ごみ量（t/年）÷365（日）÷計画収集人口（人）×10⁶

直 接 搬 入 ご み：排出原単位（t/年）＝直接搬入ごみ量（t/年）÷365（日）

3. ごみの減量化・資源化の取組み

構成市町村におけるごみの減量化・資源化の取組みを示します。

4. ごみ処理システムの評価

ごみ処理システムの評価は、平成 25 年 4 月に見直しが行われた「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省）に基づき、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 28 年度版）」を用いて行いました。比較対象としたのは、産業構造等の似通った全国の類似市町村です。なお、各指標は偏差値による評価を行っており、ごみ処理システムとして優れている場合に偏差値が高くなります。

〈市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる評価方法〉

算出された指標は、その項目によって、大きい方が良好なもの、小さい方が良好なものがあるが、レーダーチャート上では、偏差値は以下の算出方法とし、数値が大きいほど良好な状態を示すようにしています。

大きい方が良好な指標の算出式： $(\text{実績値} - \text{平均値}) \div \text{標準偏差} \times 10 + 50$

小さい方が良好な指標の算出式： $100 - (\text{実績値} - \text{平均値}) \div \text{標準偏差} \times 10 + 50$

●大きい方が良好な指標：廃棄物からの資源回収率

●小さい方が良好な指標：人口一人 1 日当たりごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合、人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用

レーダーチャートが平均値の外側に飛び出している指標は、対象の自治体が類似市町村より優れているということを示しています。

5. ごみ処理の課題

構成市町村におけるごみ処理の課題についてまとめます。

第2節 ごみ処理基本計画

1. 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測

構成市町村の人口及び排出原単位を元に、現状の実績傾向により推移した場合のごみ排出量を算出します。

なお、年間の溶融処理能力を当該年度の人口で按分し、構成市町村の割当量として設定しています。年間の溶融処理能力は以下の通りです。

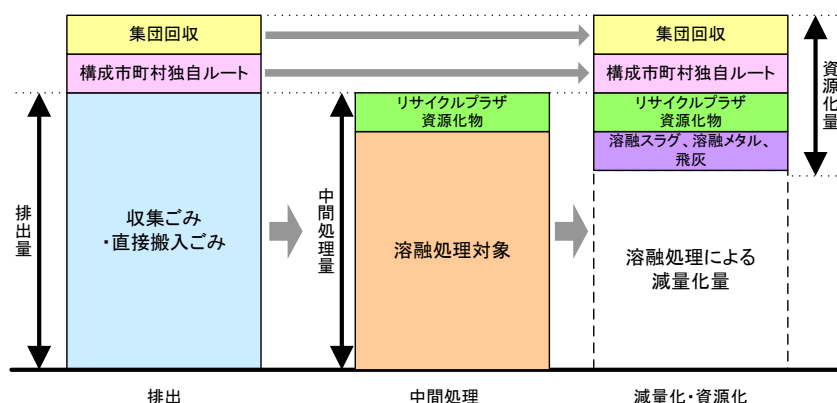
溶融処理能力 $58\text{t/日}\cdot\text{炉}\times 2\text{炉}\times (365\text{日}-\text{年間停止日数 } 76\text{日}) = 33,524\text{t/年}$

※溶融処理能力：溶融処理対象となるごみの発熱量が年々上昇してきており、ダイオキシン類への対策のため、現状は平均 $58\text{t/日}\cdot\text{炉}$ で操業しています。

2. 減量化・資源化の目標

構成市町村におけるごみの減量化・資源化の数値目標を定めます。

組合圏域では、ごみ排出量のうち、可燃ごみやリサイクルプラザからの資源化残渣といった資源化されなかったものについて、サン・ポートのごみ処理施設にて溶融処理を行っていることから、資源の分別を徹底することにより溶融処理量の削減に繋がります。



3. ごみ処理に関する取組み体系図

構成市町村において、今後、取組みを行う施策について、体系図を示します。

4. 重点施策の実施計画

目標達成に向け、重点的に取組む施策を定めます。

5. 分別収集計画

構成市町村における分別収集の方針を示します。

6. 収集運搬計画

構成市町村における収集運搬の方針を示します。

朝倉市

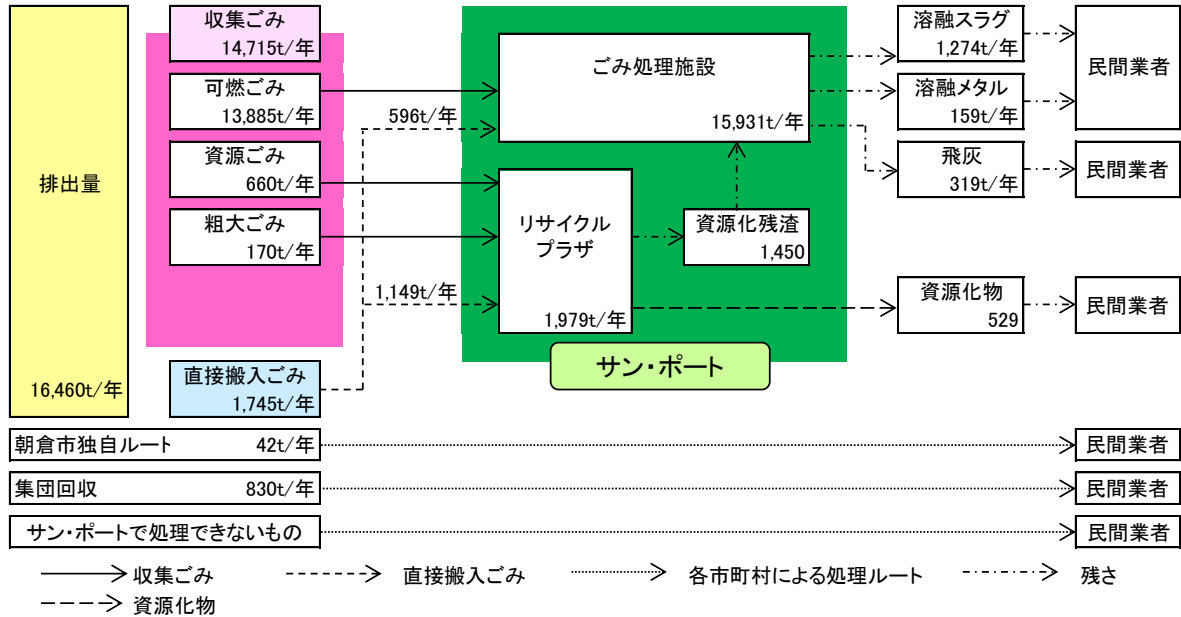
参照：p.資-18～42

第1節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理体系

市から排出される収集ごみ及び直接搬入ごみはサン・ポートで処理しています。

また、構成市町村独自ルート、集団回収により民間業者にて資源化しています。ごみ処理状況（平成29年度実績）を朝倉市図1-1に示します。



朝倉市図1-1 ごみ処理状況（平成29年度実績）

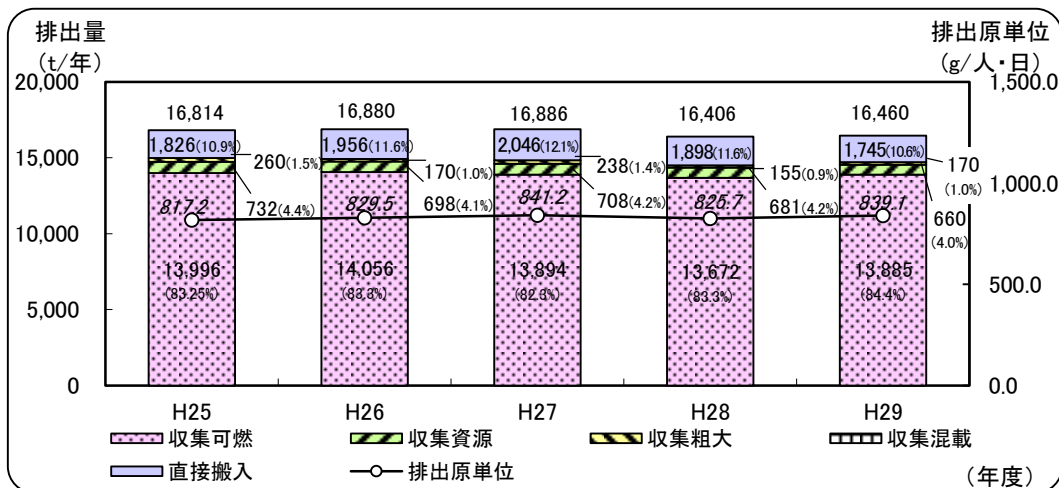
2. ごみの排出量・排出原単位

(1) 収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位

市におけるごみの排出量は過去5年間に於いて約2%減少しています。収集ごみと直接搬入ごみの搬出量はともに、増減を繰り返しながらほぼ横ばいとなっています。

また、排出原単位については、平成25年度以降において増加傾向にあることから、減量化を図る必要があります。

収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位の推移を朝倉市図1-2に示します。

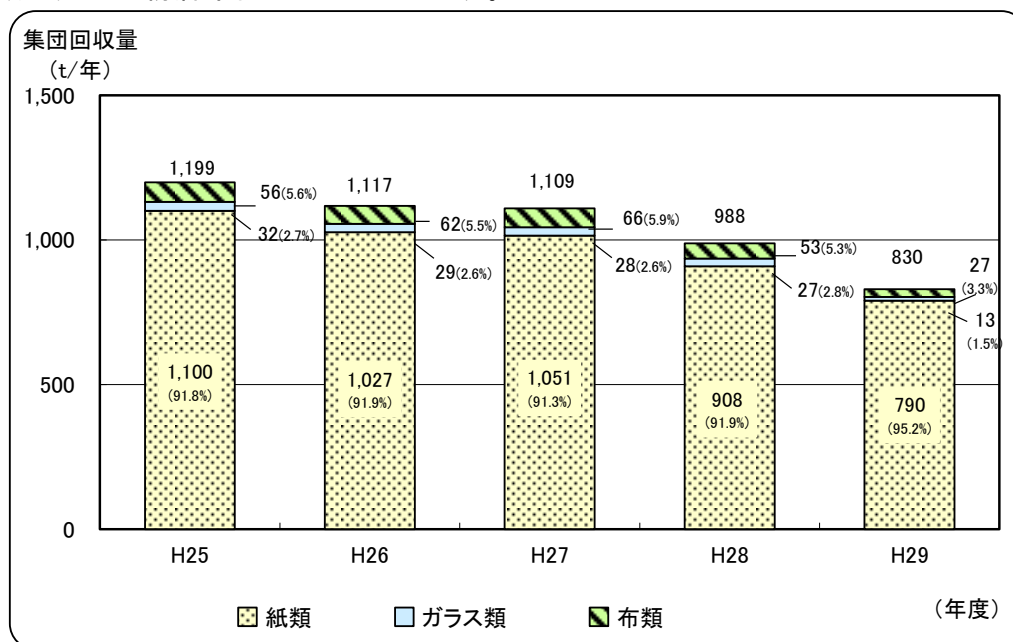


朝倉市図1-2 収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位の推移

(2) 集団回収量

市では、平成29年度は98の協力団体が集団回収を行っており、紙類、ガラス類、布類を回収しています。いずれの品目も減少傾向にあり、集団回収への協力を呼び掛け、ごみの資源化を推進する必要があります。なお、平成29年度に大幅に減少した要因としては、7月に発生した九州北部豪雨が考えられます。

集団回収量を朝倉市図1-3に示します。

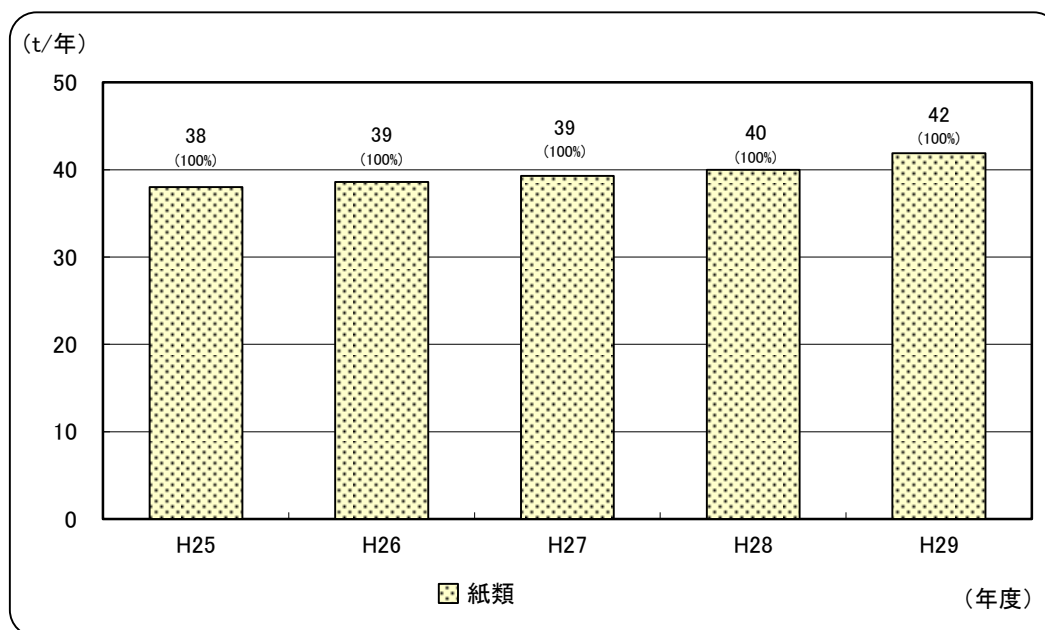


朝倉市図1-3 集団回収量

(3) 構成市町村独自ルートによる処理対象量

市は独自ルートにより紙類を資源化しています。

構成市町村独自ルートによる処理対象量を朝倉市図1-4に示します。

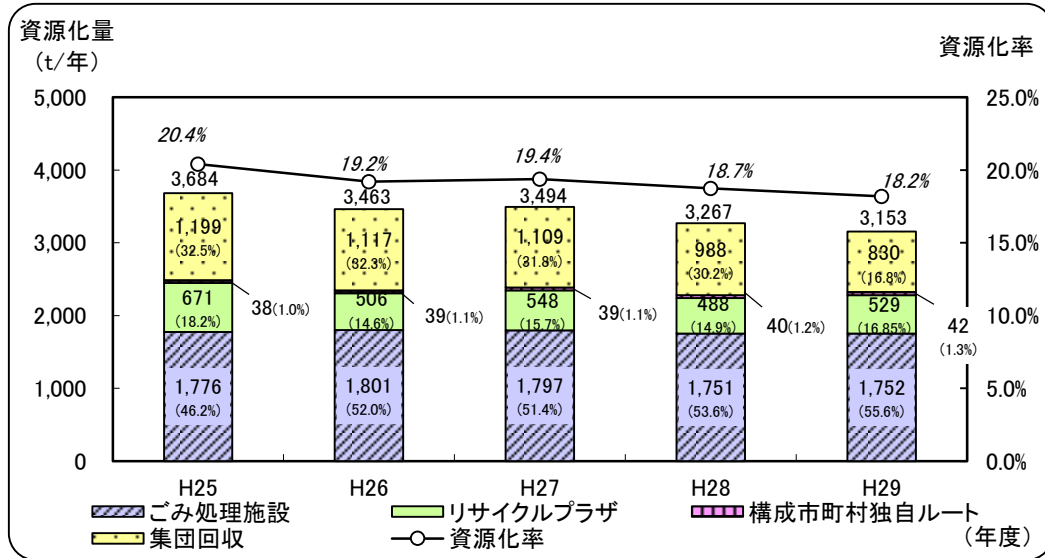


朝倉市図1-4 構成市町村独自ルートによる処理対象量

(4) 資源化量と資源化率

リサイクルプラザにて資源化された資源化物、構成市町村独自ルートによる資源化量、集団回収量の合計が全体の排出量（構成市町村独自ルートによる資源化量、集団回収量を含む）に占める割合は平成 25 年度以降において減少傾向にあり、分別の徹底を推進し、資源化率の向上を図る必要があります。

資源化量と資源化率を朝倉市図 1-5 に示します。



※資源化量＝ごみ処理施設スラグ・メタル・飛灰量＋リサイクルプラザ資源化物量＋構成市町村独自ルート＋集団回収量
 ※資源化率＝資源化量÷(収集・直接搬入ごみの排出量＋構成市町村独自ルート＋集団回収量)×100

朝倉市図 1-5 資源化量と資源化率

3. ごみの減量化・資源化の取組み

◆ 広報等によるごみの減量、リサイクルの啓発

ごみ減量化のキーワードとして「4R」について掲載し、リフューズ（Refuse：不要物の不購入）、リデュース（Reduce：廃棄物等の発生抑制）、リユース（Reuse：再利用）、リサイクル（Recycle：再生利用）について啓発を行っています。

◆ ごみの収集日、分別方法の周知

「家庭ごみの正しい分け方・出し方」や「資源物収集日程表」の配布を行い、また、ホームページにおいても、各地区の収集日を掲載し、適正排出の推進を図っています。また、分別区分や資源ごみの出し方について周知を図っています。

◆ 紙類の資源化推進

紙類の分別方法やリサイクルによるごみの減量、エネルギーの節約について啓発を行っています。

◆ 生ごみの水切り推進

広報等において、生ごみの水切りや乾燥を呼びかけ、ごみの減量化を推進しています。

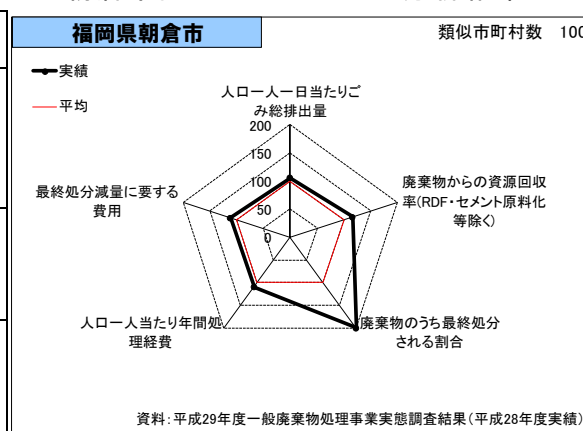
4. ごみ処理システムの評価

ごみ処理システムの評価を朝倉市表 1-1 に、システム分析結果を朝倉図 1-6 に示します。

朝倉市表 1-1 ごみ処理システムの評価

項目	評価	内容
人口一人一日当たりごみ総排出量	○	類似市町村の平均と比較すると、人口一人一日当たりごみ総排出量は少なく、優れていると言える。ただし、増加傾向にあることから、減量化の推進が必要となっている。
廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）	○	類似市町村の平均と比較すると、廃棄物からの資源回収率は高く、優れていると言える。ただし、減少傾向にあることから、資源化の推進が必要となっている。
廃棄物のうち最終処分される割合	○	サン・ポートに搬入したごみは、処理後、資源化しており、類似市町村の平均と比較すると、廃棄物のうち最終処分される割合は小さく、優れていると言える。
人口一人当たり年間処理経費	-	類似市町村の平均と比較すると、人口一人当たり年間処理経費は、平均的であると言える。
最終処分減量に要する費用	-	類似市町村の平均と比較すると、処理・維持管理費等の最終処分減量に要する費用は、平均的であると言える。

朝倉市図 1-6 システム分析結果



※類似市町村の平均より優れている場合：○、それ以外の場合：-

※レーダーチャートが平均値の外側に飛び出している指標は、対象の自治体が類似市町村より優れていることを示している。

5. ごみ処理の課題

◆ごみの減量化・資源化について

市のごみの排出原単位は、平成 25 年度以降において増加傾向にあり、減量化・資源化に向けた施策の実施が必要となっています。

また、小型家電については、収集量の確保が必要なことから、組合及び他の構成市町村との協議により処理・資源化の検討を進めます。

◆収集運搬について

平成 29 年 10 月 1 日より家庭系直接搬入ごみの手数料が改訂され、直接搬入ごみが平成 29 年度は平成 28 年度と比べ減少しています。ただし、特定の日に搬入が集中することは、周辺環境への影響や施設内の渋滞・安全の低下を招く恐れがあり、特に混雑が起こる年末の搬入について住民への呼び掛けを行っています。今後も継続して施設の安定した運営に協力するとともに、必要に応じて収集運搬体制の見直しを行います。

◆野焼き、不法投棄等について

野焼きについては、依然として行われている事例があり、広報等による啓発を継続し、野焼きの禁止（例外規定は除く）について周知を図っていきます。

不法投棄については、タイヤやボンベ、バッテリー等がよく事例としてあり、職員や環境美化推進委員によるパトロール・回収、広報・チラシでの啓発を継続し、防止に努めます。

◆事業系一般廃棄物について

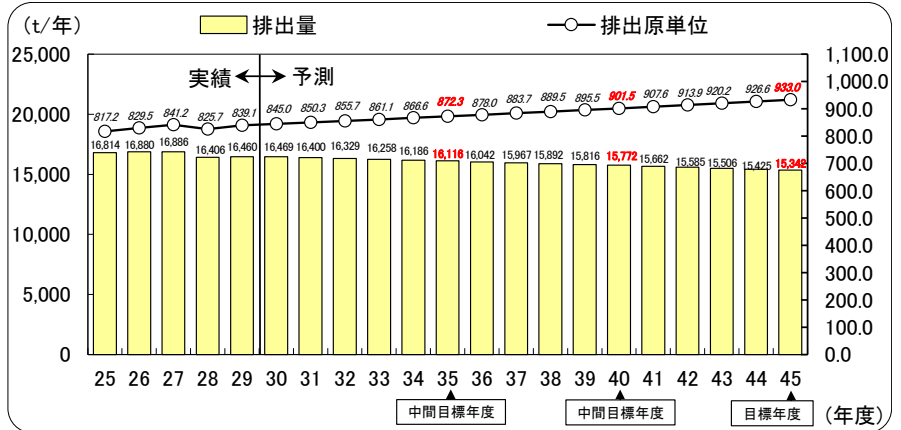
事業系一般廃棄物は、家庭から排出されるごみの処理に支障が生じない範囲で、サン・ポートにおいて処理することができます。朝倉市では、今後、事業所からの食品残渣を使ったバイオマス発電施設のサポートを検討しており、それにより事業系一般廃棄物の減量化を目指します。

第2節 ごみ処理基本計画

1. 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測

ごみ排出量・排出原単位の予測を朝倉市図 2-1、溶融処理対象量の予測を朝倉市図 2-2、資源化量・資源化率の予測を朝倉市図 2-3 に示します。

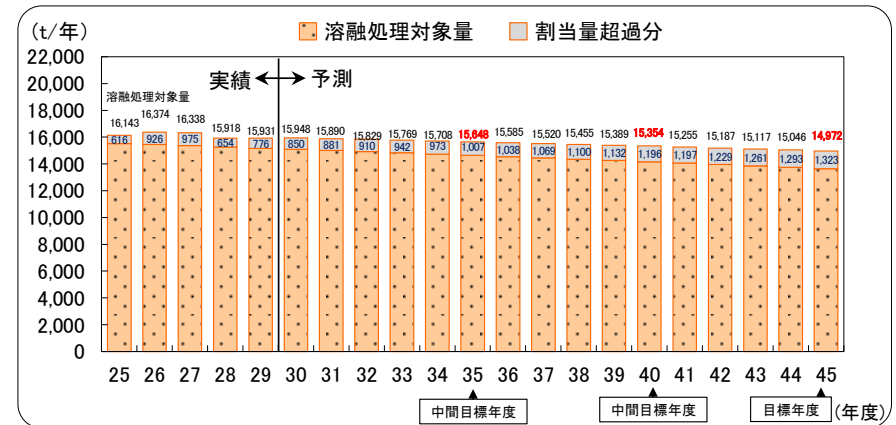
人口の減少に伴い、市のごみ排出量については減少すると予想されますが、排出原単位については増加すると予想されます。目標年度である平成 45 年度には、ごみ排出量が 15,342t/年、排出原単位が 933.0g/人・日となると見込まれます。



朝倉市図 2-1 ごみ排出量・排出原単位の予測

市の溶融処理対象量は、ごみ排出量の減少に伴い減少すると予測され、目標年度である平成 45 年度には 14,972t/年となると予測されます。

ごみ処理施設の処理能力(33,524t/年)を当該年度の人口で按分した値を割当量として設定すると、市ではげ平成 30 年度以降、継続して割当量を超過する見込みであり、最大で 1,323t/年について独自ルート等による処理を検討しなければならない見込みとなっています。

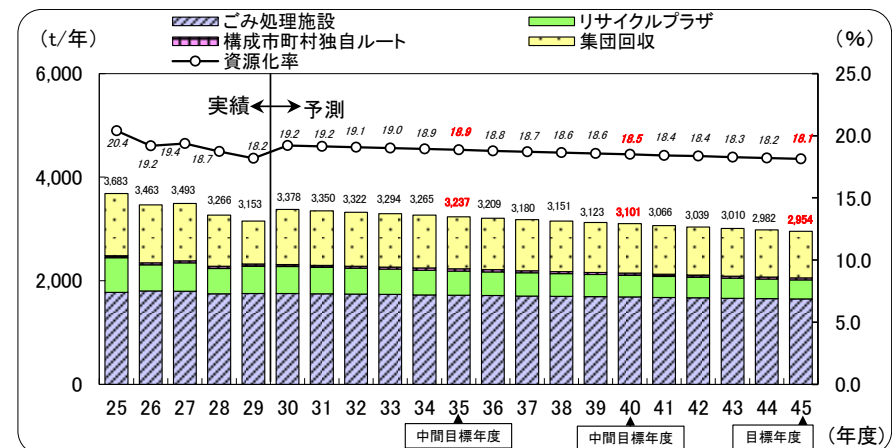


※溶融処理対象量＝可燃ごみ排出量＋資源化残渣量

※ごみ排出量のうち、資源化されないものについて、溶融処理を行っている。

朝倉市図 2-2 溶融処理対象量の予測

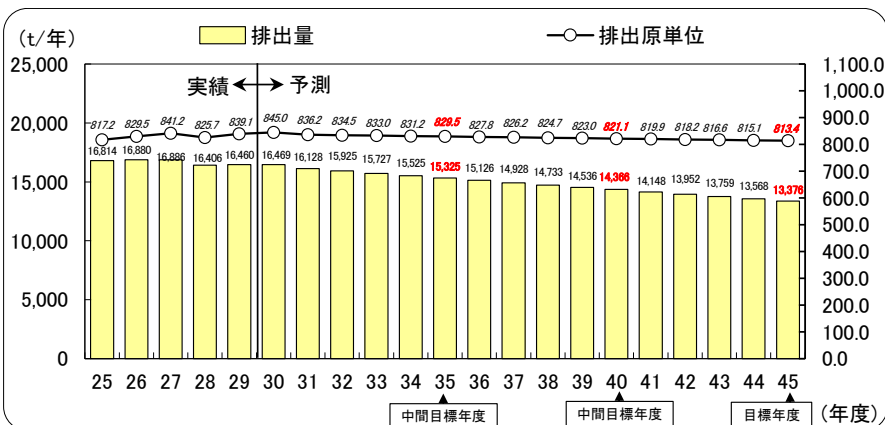
市の資源化量及び資源化率は、減少すると予測され、目標年度である平成 45 年度には資源化量が 2,954t/年、資源化率が 18.1%となると予測されます。



朝倉市図 2-3 資源化量・資源化率の予測

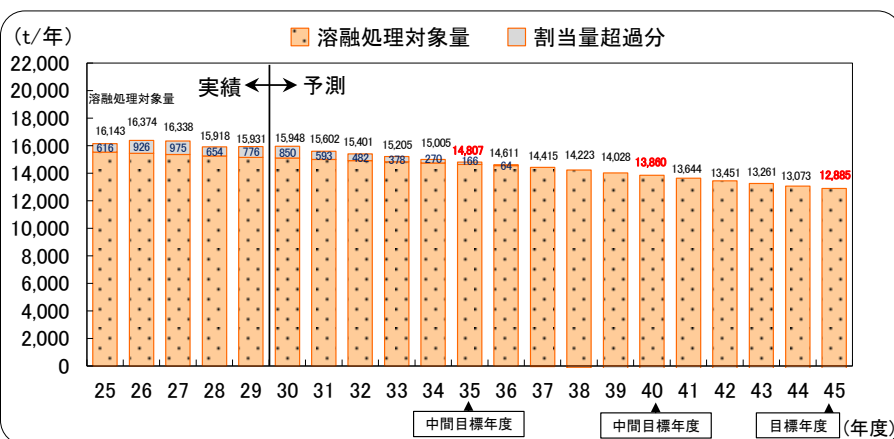
2. 減量化・資源化の目標

ごみ排出量・排出原単位の目標を朝倉市図 2-4、溶融処理対象量の目標を朝倉市図 2-5、資源化量・資源化率の目標を朝倉市図 2-6 に示します。



朝倉市図 2-4 ごみ排出量・排出原単位の目標

市では、ごみの減量化を推進し、排出原単位を平成 29 年度実績より 5%削減することを目標とします。
目標年度である平成 45 年度にはごみ排出量を 13,376t/年、排出原単位を 813.4g/人・日とすることを目指します。

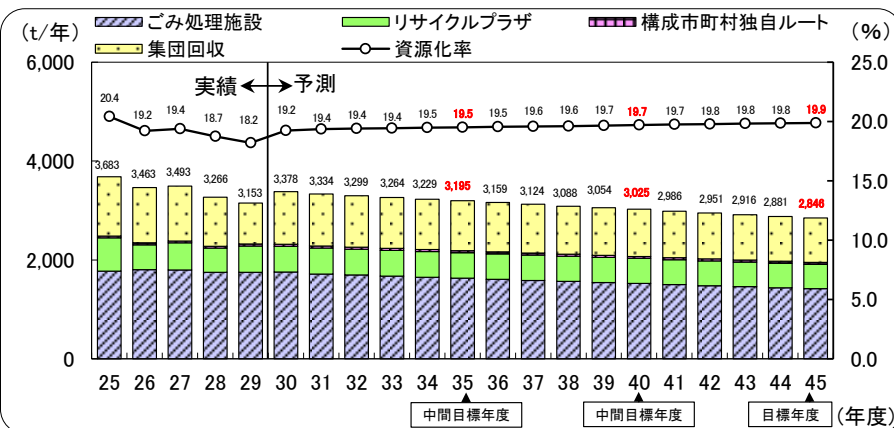


※溶融処理対象量＝可燃ごみ排出量＋資源化残渣量

※ごみ排出量のうち、資源化されないものについて、溶融処理を行っている。

朝倉市図 2-5 溶融処理対象量の目標

市では、ごみの減量化及び資源の分別を徹底し、目標年度である平成 45 年度には溶融処理対象量を 12,885t/年とすることを目指します。



朝倉市図 2-6 資源化量・資源化率の目標

市では、資源化を推進し、目標年度である平成 45 年度には資源化量を 2,846t/年、資源化率を 19.9%とすることを目指します。

3. ごみ処理に関する取組み体系図

ごみ処理に関する取組み体系図を朝倉市表 2-1 に示します。

朝倉市表 2-1 ごみ処理に関する取組み体系図

【取組み状況の内容】 ●:さらに推進 ★:重点施策

ごみ処理の基本方針	取組み項目	前計画での取組み	取組み状況
基本方針1 リデュース(排出抑制)の推進	取組み項目1-1 ごみの減量化・資源化の推進	★	★
	取組み項目1-2 多量排出事業者への指導	★	★
基本方針2 リユース(再使用)の推進	取組み項目2-1 フリーマーケットの開催	●	●
	取組み項目2-2 リユース食器等の利用促進	●	●
基本方針3 リサイクル(再生利用)の推進	取組み項目3-1 分別品目細分化の検討	●	●
	取組み項目3-2 小型家電リサイクルの検討	★	★
	取組み項目3-3 行政における減量・リサイクルの推進	●	●
	取組み項目3-4 事業系ごみの分別収集の徹底	★	●
	取組み項目3-5 リサイクルルートの確保	●	★
	取組み項目3-6 集団回収の積極的な活用	-	●
基本方針4 適正処理の推進	取組み項目4-1 より効率のよい収集体制の検討	●	●
	取組み項目4-2 排出禁止物の適正処理の指導	●	●
	取組み項目4-3 適正処理困難物の処理体制の確保	★	●
	取組み項目4-4 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討	★	★
	取組み項目4-5 地域清掃活動の促進	●	●
	取組み項目4-6 不法投棄の監視強化	●	●

4. 重点施策の実施計画

重点施策を朝倉市表 2-2 に示します。

朝倉市表 2-2 重点施策

区分	取組み項目
重点施策1	ごみの減量化・資源化の推進 (取組み項目1-1)
重点施策2	多量排出事業者への指導 (取組み項目1-2)
重点施策3	小型家電リサイクルの検討 (取組み項目3-2)
重点施策4	リサイクルルートの確保 (取組み項目3-5)
重点施策5	緊急時、災害時のごみ処理対策の検討 (取組み項目4-4)

◆重点施策1 ごみの減量化・資源化の推進(取組み項目1-1)

広報等によるごみの減量化・資源化の啓発や環境教育の推進を行います。また、集団回収への協力の呼び掛け、生ごみの水切り等のごみ減量のための情報提供を行います。

◆重点施策2 多量排出事業者への指導(取組み項目1-2)

事業所から排出される事業系一般廃棄物について、前年度の排出量、当該年度の減量及び適正処理等に関する計画書を提出・実行するよう指導を行います。

◆重点施策3 小型家電リサイクルの検討(取組み項目3-2)

平成25年4月1日に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」が施行され、朝倉市においても導入の検討を行います。今後、市役所等に回収ボックスを設置し、回収していくことを検討します。

◆重点施策4 リサイクルルートの確保（取組み項目3-5）

重点施策3と並行し、小型家電だけではなくその他のリサイクルについて検討していき、ごみ排出量の減量、資源化率の向上に努めます。

◆重点施策5 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討（取組み項目4-4）

朝倉市や組合圏域から発生する災害ごみ等の処理について、構成市町村及び組合の連携を強化し、迅速かつ適正な対応に努めます。

このため、緊急時や災害時における各市町村の住民等への対応、組合のごみ処理への対応について、行政間の役割分担、緊急連絡体制組織、処理対象物の受入条件等を定めた災害ごみ対策マニュアルを作成し、教育・訓練を含めて実施していきます。

また、朝倉市において、独自に災害廃棄物処理計画を策定し、災害時の廃棄物処理に係る体制を確立していきます。

5. 分別収集計画

分別区分は、当面は現状の区分を維持することとします。

本組合圏域において新たな資源物の収集区分を設け、それに伴う循環型社会にふさわしい廃棄物のリサイクル処理システムを構築する必要があります。

6. 収集運搬計画

（1）収集運搬に関する基本方針

収集運搬は構成市町村により行うものとし、ごみの発生・排出状況に対してより効率的な収集運搬体制の整備を図り、収集運搬時において、生活環境に支障をきたさないように配慮します。

（2）収集区域の範囲

朝倉市 全域

（3）収集運搬体制

現在、朝倉市における収集運搬は、直営、委託又は許可により行っており、当面は現体制を維持するものとします。

（4）収集運搬方法

当面は現体制を維持するものとします。

東峰村

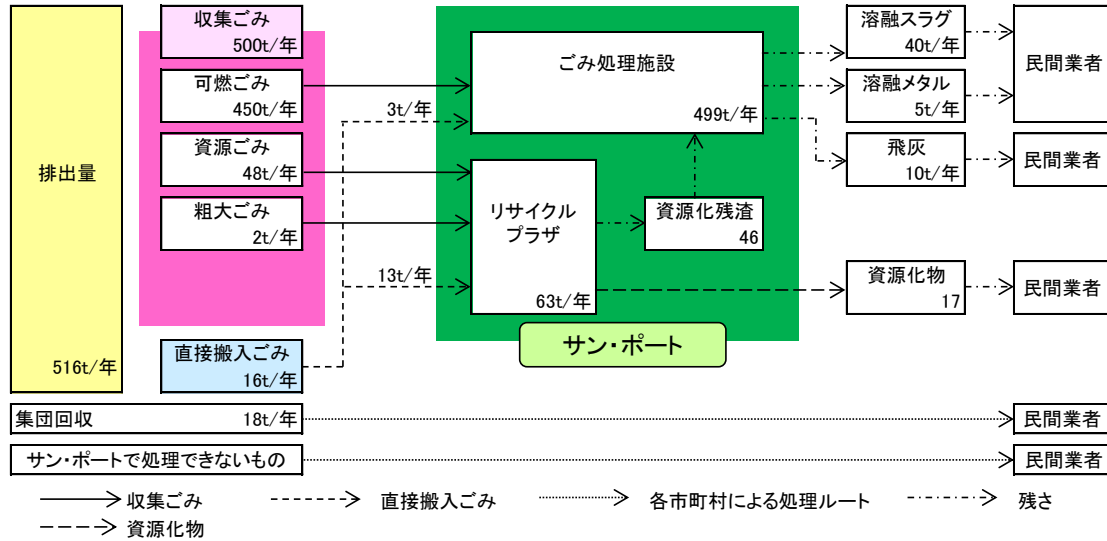
参照：p.資-43～64

第1節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理体系

村から排出される収集ごみ及び直接搬入ごみはサン・ポートで処理しています。

また、構成市町村独自ルート、集団回収により民間業者にて資源化しています。ごみ処理状況（平成29年度実績）を東峰村図1-1に示します。



東峰村図1-1 ごみ処理状況（平成29年度実績）

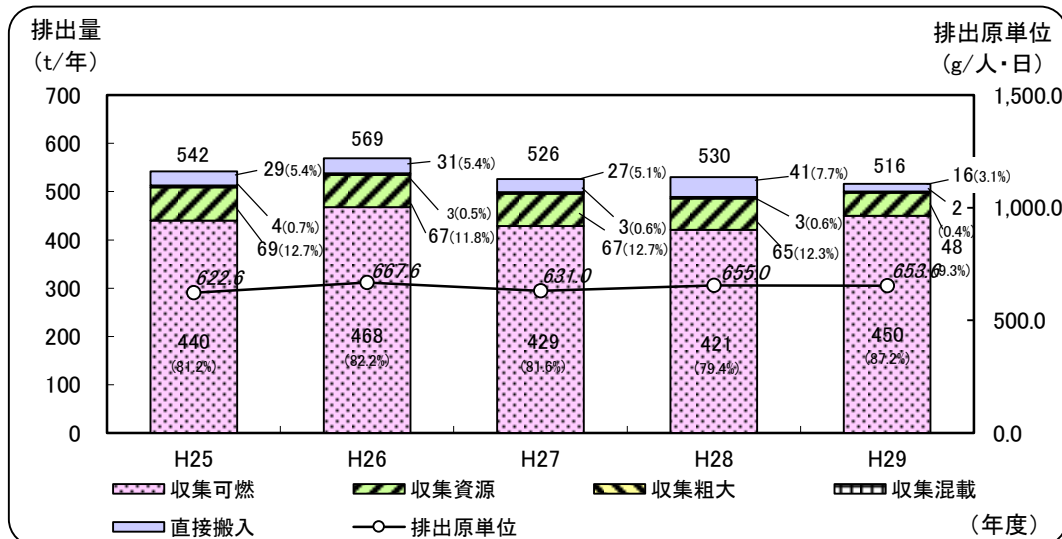
2. ごみの排出量・排出原単位

(1) 収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位

村におけるごみの排出量は過去5年間に於いて約5%減少しています。収集ごみは、増減を繰り返しながら減少している傾向にあります。直接搬入ごみは、平成29年10月1日より家庭系直接搬入ごみの手数料が改訂されたことから、減少しています。

また、排出原単位については、平成25年度以降において増加傾向にあることから、減量化を図る必要があります。

収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位の推移を東峰村図1-2に示します。

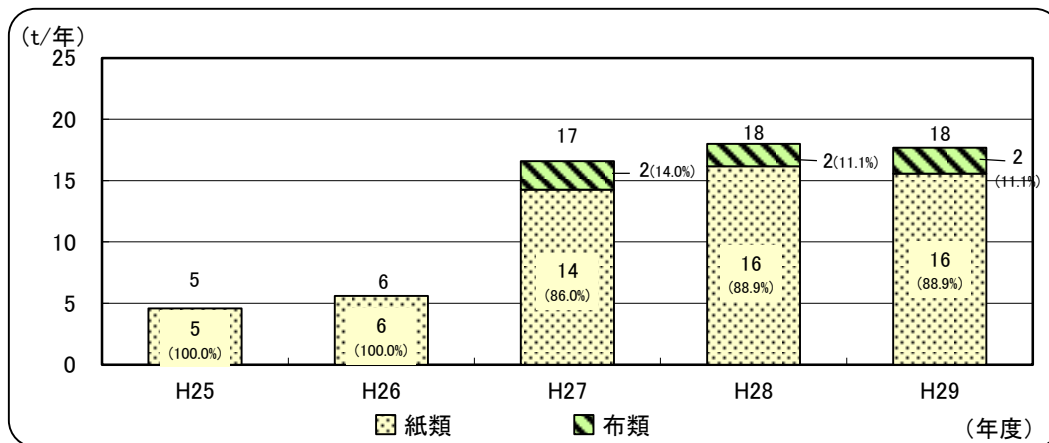


東峰村図1-2 収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位の推移

(2) 集団回収量

村では、平成 29 年度は 1 の協力団体が集団回収を行っており、紙類、布類を回収しています。いずれの品目も増加傾向にあり、引き続き集団回収への協力を呼び掛け、ごみの資源化を推進する必要があります。

集団回収量を東峰村図 1-3 に示します。

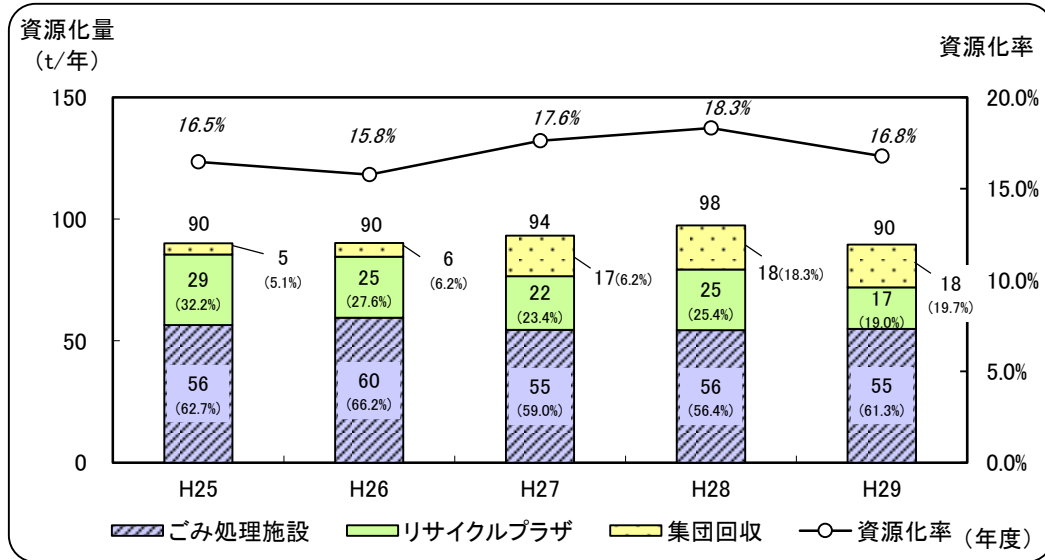


東峰村図 1-3 集団回収量

(3) 資源化量と資源化率

リサイクルプラザにて資源化された資源化物、構成市町村独自ルートによる資源化量、集団回収量の合計が全体の排出量（構成市町村独自ルートによる資源化量、集団回収量を含む）に占める割合は増減を繰り返していますが、平成29年度は平成28年度と比べて減少しているため、分別の徹底を推進し、資源化率の向上を図る必要があります。

資源化量と資源化率を東峰村図1-4に示します。



※資源化量＝ごみ処理施設スラグ・メタル・飛灰量＋リサイクルプラザ資源化物量＋構成市町村独自ルート＋集団回収量
 ※資源化率＝資源化量÷(収集・直接搬入ごみの排出量＋構成市町村独自ルート＋集団回収量)×100

東峰村図1-4 資源化量と資源化率

3. ごみの減量化・資源化の取組み

◆ 広報等によるごみの減量、リサイクルの啓発

ごみの減量化やリサイクルの推進について、広報等により啓発を行っています。また、観光客に対しても啓発を行い、衛生的な環境づくりに努めています。

◆ ごみの収集日、分別方法の周知

「資源ごみ・燃えないごみの正しい分け方、出し方」、「燃えるごみ・不燃ごみ・粗大ごみの収集日」を配布し、また、ホームページにおいても、ごみの出し方を掲載し、適正排出の推進を図っています。

◆ 古紙等集団回収奨励金の交付

古紙等の集団回収を行う団体に対し、奨励金を交付し、集団回収を推進しています。交付の内容を東峰村表1-1に示します。

東峰村表1-1 古紙等集団回収奨励金交付要綱の概要

項目	内容
対象	古紙(新聞・段ボール・雑誌・紙パック類)及び古布
奨励金	集団回収量1キログラム当たり7円を乗じて得た額から業者買い取り金額を差し引いて交付する。業者への負担額が生じたときは基準額にこの負担額を上乗せした額を奨励金の額を奨励金の額とする。

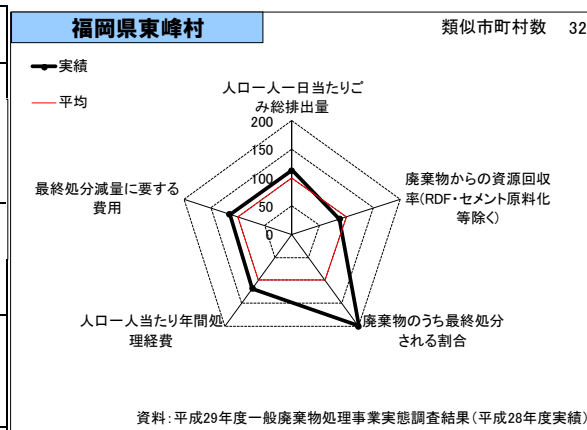
4. ごみ処理システムの評価

ごみ処理システムの評価を東峰村表 1-1 に、システム分析結果を東峰村図 1-5 に示します。

東峰村表 1-1 ごみ処理システムの評価

項目	評価	内容
人口一人一日当たりごみ総排出量	○	類似市町村の平均と比較すると、人口一人一日当たりごみ総排出量は少なく、優れていると言える。ただし、やや増加傾向にあることから、減量化の推進が必要となっている。
廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）	-	類似市町村の平均と比較すると、廃棄物からの資源回収率は、平均的であると言える。継続して資源化を推進する必要がある。
廃棄物のうち最終処分される割合	○	サン・ポートに搬入したごみは、処理後、資源化しており、類似市町村の平均と比較すると、廃棄物のうち最終処分される割合は小さく、優れていると言える。
人口一人当たり年間処理経費	○	類似市町村の平均と比較すると、人口一人当たり年間処理経費は少なく、優れていると言える。
最終処分減量に要する費用	○	類似市町村の平均と比較すると、処理・維持管理費等の最終処分減量に要する費用は少なく、優れていると言える。

東峰村図 1-5 システム分析結果



※類似市町村の平均より優れている場合：○、それ以外の場合：-

※レーダーチャートが平均値の外側に飛び出している指標は、対象の自治体が類似市町村より優れていることを示している。

5. ごみ処理の課題

◆ごみの減量化・資源化について

東峰村のごみの排出原単位は、やや増加傾向にあり、減量化・資源化に向けた施策の実施が必要となっています。

また、小型家電については、収集量の確保が必要なことから、組合及び他の構成市町村との協議により処理・資源化の検討を進めます。

◆収集運搬について

平成29年10月1日より家庭系直接搬入ごみの手数料が改訂され、直接搬入ごみが平成29年度は平成28年度と比べ減少しています。ただし、特定の日には搬入が集中することは、周辺環境への影響や施設内の渋滞・安全の低下を招く恐れがあり、特に混雑が起こる年末の搬入について住民への呼び掛けを行っています。今後も継続して施設の安定した運営に協力するとともに、必要に応じて収集運搬体制の見直しを行います。

◆不法投棄等について

不法投棄については、不法投棄防止を目的とした巡回を月2回実施しており、今後も継続して実施していきます。

◆事業系一般廃棄物について

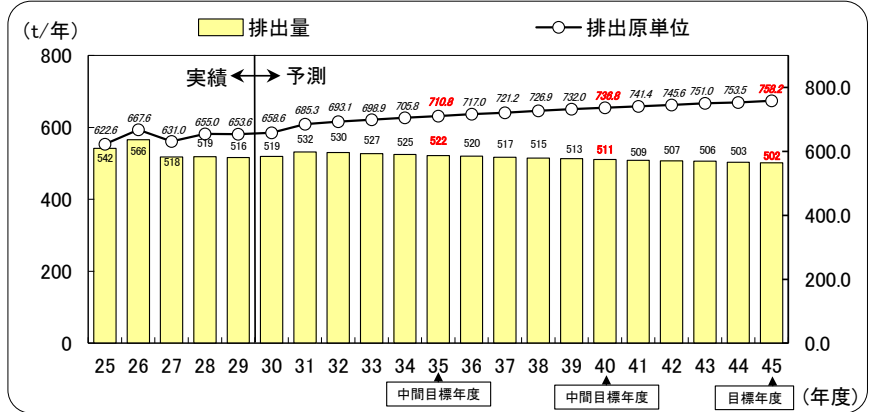
事業系一般廃棄物は、家庭から排出されるごみの処理に支障が生じない範囲で、サン・ポートにおいて処理することができます。ただし、廃棄物処理法第3条第1項において事業系一般廃棄物は自己処理が原則とされており、多量排出事業者に対する減量計画作成の指導や資源化の推進等を徹底する必要があります。

第2節 ごみ処理基本計画

1. 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測

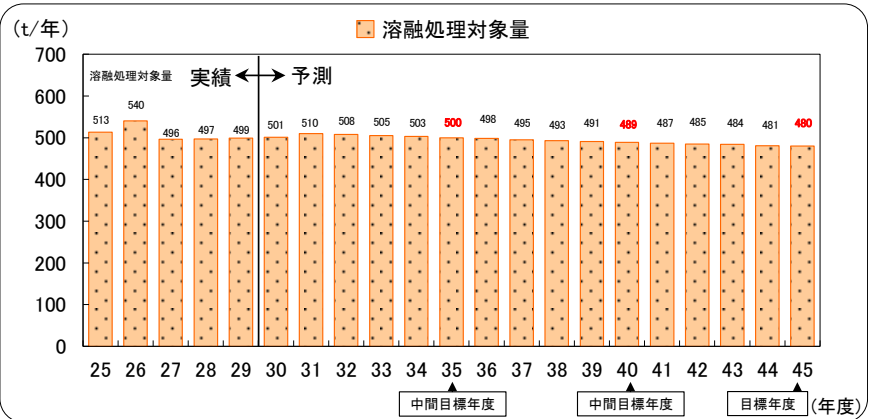
ごみ排出量・排出原単位の予測を東峰村図 2-1、溶融処理対象量の予測を東峰村図 2-2、資源化量・資源化率の予測を東峰村図 2-3 に示します。

排出原単位について増加すると予想されます。目標年度である平成 45 年度には、ごみ排出量が 502t/年、排出原単位が 758.2g/人・日となると見込まれます。



東峰村図 2-1 ごみ排出量・排出原単位の予測

村の溶融処理対象量は、ごみ排出量の減少に伴い減少すると予測され、目標年度である平成 45 年度には 480t/年となると予測されます。

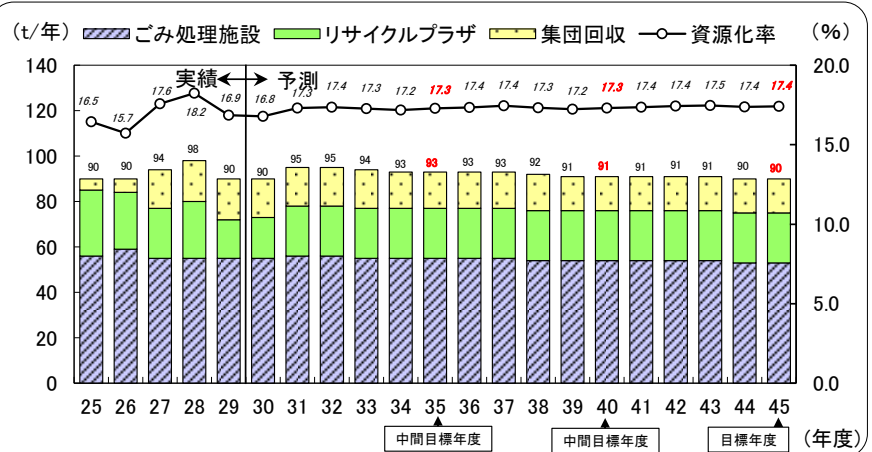


※溶融処理対象量＝可燃ごみ排出量＋資源化残渣量

※ごみ排出量のうち、資源化されないものについて、溶融処理を行っている。

東峰村図 2-2 溶融処理対象量の予測

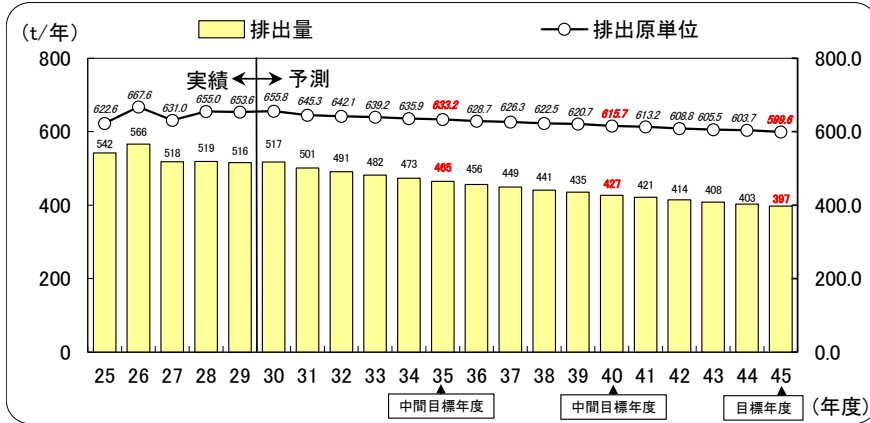
村の資源化量及び資源化率は、減少すると予測され、目標年度である平成 45 年度には資源化量が 90t/年、資源化率が 17.4%となると予測されます。



東峰村図 2-3 資源化量・資源化率の予測

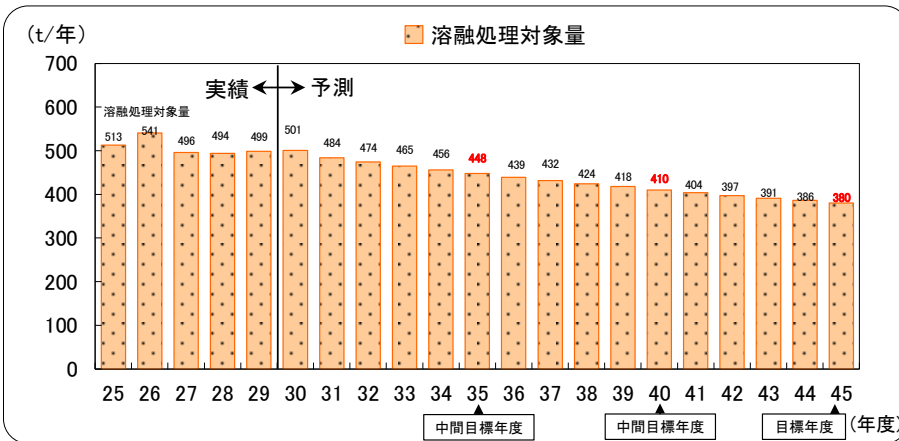
2. 減量化・資源化の目標

ごみ排出量・排出原単位の目標を東峰村図 2-4、溶融処理対象量の目標を東峰村図 2-5、資源化量・資源化率の目標を東峰村図 2-6 に示します。



東峰村図 2-4 ごみ排出量・排出原単位の目標

村では、ごみ減量化を推進し、目標年度である平成 45 年度にはごみ排出量を 397t/年、排出原単位を 599.6g/人・日とすることを目指します。

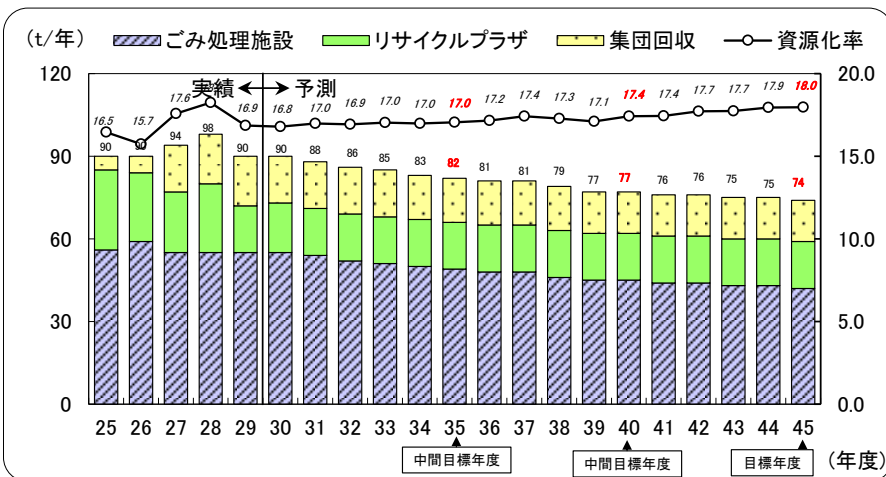


※溶融処理対象量＝可燃ごみ排出量＋資源化残渣量

※ごみ排出量のうち、資源化されないものについて、溶融処理を行っている。

東峰村図 2-5 溶融処理対象量の目標

村では、ごみの減量化及び資源の分別を徹底し、目標年度である平成 45 年度には溶融処理対象量を 380t/年とすることを目指します。



東峰村図 2-6 資源化量・資源化率の目標

村では、資源化を推進し、目標年度である平成 45 年度には資源化量を 74t/年、資源化率を 18.0%とすることを目指します。

3. ごみ処理に関する取組み体系図

ごみ処理に関する取組み体系図を東峰村表 2-1 に示します。

東峰村表 2-1 ごみ処理に関する取組み体系図

【取組み状況の内容】 ●:さらに推進 ★:重点施策

ごみ処理の基本方針	取組み項目	前計画での取組み	取組み状況
基本方針1 リデュース(排出抑制)の推進	取組み項目1-1 ごみの減量化・資源化の推進	★	★
	取組み項目1-2 多量排出事業者への指導	★	●
基本方針2 リユース(再利用)の推進	取組み項目2-1 フリーマーケットの開催	●	●
	取組み項目2-2 リユース食器等の利用促進	●	●
基本方針3 リサイクル(再生利用)の推進	取組み項目3-1 分別品目細分化の検討	●	●
	取組み項目3-2 小型家電リサイクルの検討	★	●
	取組み項目3-3 行政における減量・リサイクルの推進	●	★
	取組み項目3-4 事業系ごみの分別収集の徹底	★	●
	取組み項目3-5 リサイクルルートの確保	●	●
	取組み項目3-6 集団回収の積極的な活用	-	●
基本方針4 適正処理の推進	取組み項目4-1 より効率のよい収集体制の検討	●	●
	取組み項目4-2 排出禁止物の適正処理の指導	●	●
	取組み項目4-3 適正処理困難物の処理体制の確保	●	●
	取組み項目4-4 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討	★	★
	取組み項目4-5 地域清掃活動の促進	★	●
	取組み項目4-6 不法投棄の監視強化	●	★
	取組み項目4-7 高齢者のごみ出し支援への取組強化	-	★

4. 重点施策の実施計画

重点施策を東峰村表 2-2 に示します。

東峰村表 2-2 重点施策

区分	取組み項目
重点施策1	ごみの減量化・資源化の推進 (取組み項目1-1)
重点施策2	行政における減量・リサイクルの推進 (取組み項目3-3)
重点施策3	緊急時、災害時のごみ処理対策の検討 (取組み項目4-4)
重点施策4	不法投棄の監視強化 (取組み項目4-6)
重点施策5	高齢者のごみ出し支援への取組強化 (取組み項目4-7)

◆重点施策1 ごみの減量化・資源化の推進 (取組み項目1-1)

広報等によるごみの減量化・資源化の啓発や環境教育の推進を行います。また、古紙等集団回収奨励金制度の継続、生ごみの水切り等のごみ減量のための情報提供を行います。

◆重点施策2 行政における減量・リサイクルの推進 (取組み項目3-3)

村役場より排出されるごみの減量化に努めます。また、リサイクルを推進することで資源化率の向上を図ります。

◆重点施策3 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討（取組み項目4-4）

東峰村や組合圏域から発生する災害ごみ等の処理について、構成市町村及び組合の連携を強化し、迅速かつ適正な対応に努めます。

このため、緊急時や災害時における各市町村の住民等への対応、組合のごみ処理への対応について、行政間の役割分担、緊急連絡体制組織、処理対象物の受入条件等を定めた災害ごみ対策マニュアルを作成し、教育・訓練を含めて実施していきます。

◆重点施策4 不法投棄の監視強化（取組み項目4-6）

私有地への不法投棄については、多くはありませんが、不法投棄防止を目的とした月2回の巡回を引き続き実施していきます。

◆重点施策5 高齢者のごみ出し支援への取組強化（取組み項目4-7）

東峰村では、高齢者の割合が大きく、ごみ出し困難者が増えています。そのことから、高齢者等のごみ出し困難者の支援への取組を強化することにより、適正な分別を行い、資源化率の向上を図ります。

5. 分別収集計画

分別区分は、当面は現状の区分を維持することとします。

本組合圏域において新たな資源物の収集区分を設け、それに伴う循環型社会にふさわしい廃棄物のリサイクル処理システムを構築する必要があります。

6. 収集運搬計画

（1）収集運搬に関する基本方針

収集運搬は構成市町村により行うものとし、ごみの発生・排出状況に対してより効率的な収集運搬体制の整備を図り、収集運搬時において、生活環境に支障をきたさないように配慮します。

（2）収集区域の範囲

東峰村 全域

（3）収集運搬体制

現在、東峰村における収集運搬は、委託により行っており、当面は現体制を維持するものとします。

（4）収集運搬方法

当面は現体制を維持するものとします。

筑前町

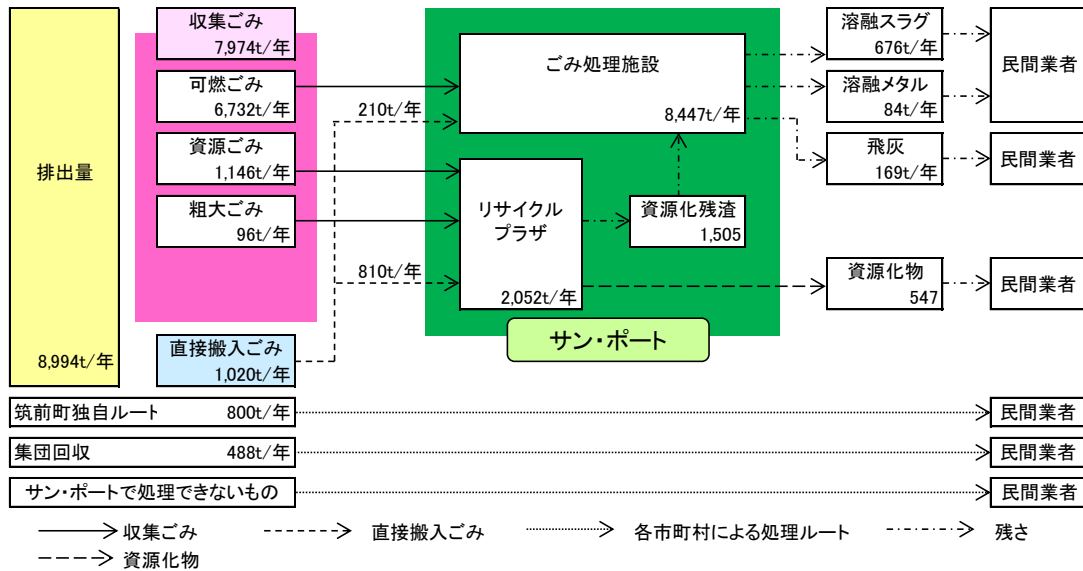
参照：p.資-65～88

第1節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理体系

町から排出される収集ごみ及び直接搬入ごみはサン・ポートで処理しています。

また、構成市町村独自ルート、集団回収により民間業者にて資源化しています。ごみ処理状況（平成29年度実績）を筑前町図1-1に示します。



筑前町図1-1 ごみ処理状況（平成29年度実績）

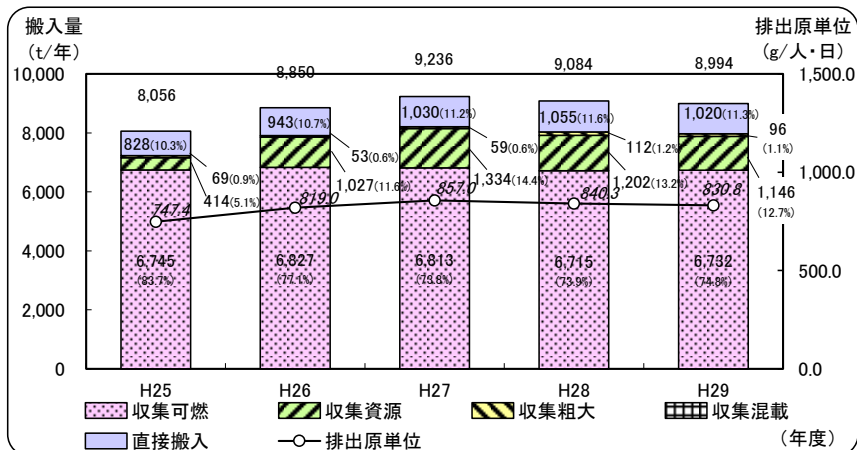
2. ごみの排出量・排出原単位

(1) 収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位

町におけるごみの排出量は過去5年間において約10%増加しています。収集ごみについて、搬出量は増加傾向となっています。搬入ごみについては、平成29年10月1日より家庭系直接搬入ごみの手数料が改訂され、平成29年度の直接搬入ごみ搬出量は平成28年度と比べ減少していますが、平成25年度と比べると増加しています。

また、排出原単位についても、平成25年度以降において増加傾向にあることから、減量化を図る必要があります。

収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位の推移を筑前町図1-2に示します。

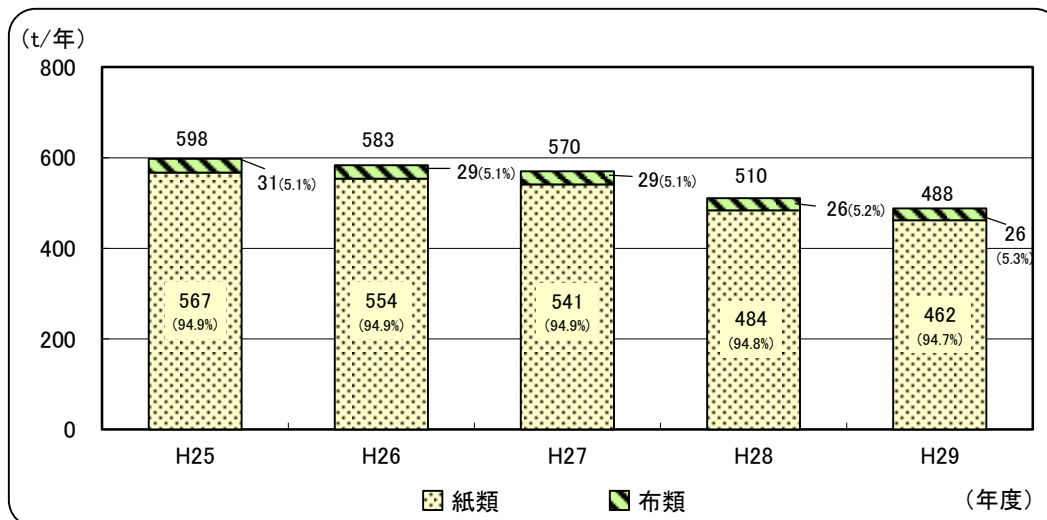


筑前町図1-2 収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位の推移

(2) 集団回収量

町では、平成29年度は58の協力団体が集団回収を行っており、紙類、布類を回収しています。いずれの品目も減少傾向にあり、集団回収への協力を呼び掛け、ごみの資源化を推進する必要があります。

集団回収量を筑前町図1-3に示します。

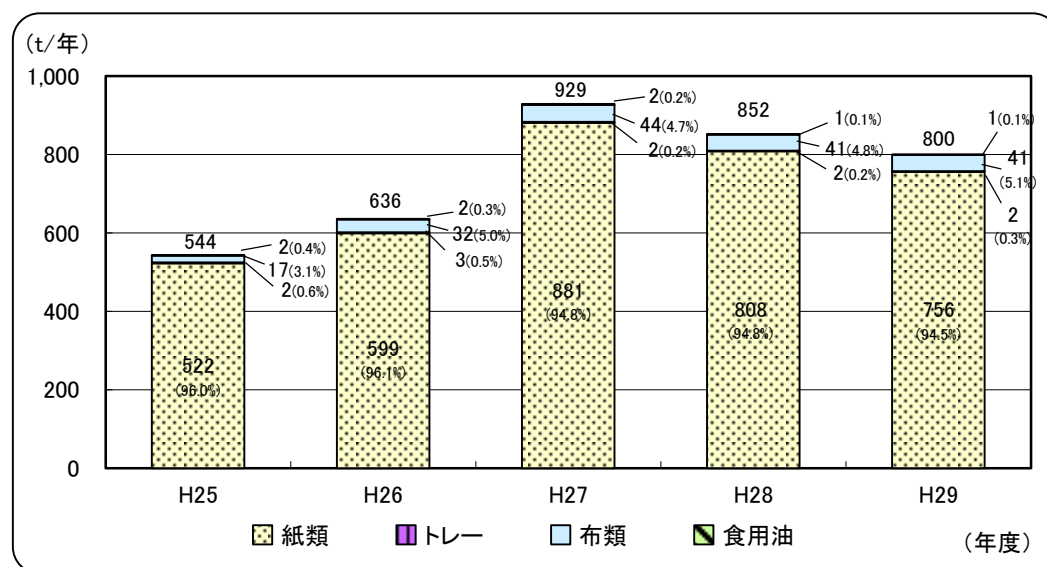


筑前町図1-3 集団回収量

(3) 構成市町村独自ルートによる処理対象量

町は独自ルートにより紙類、トレー、布類、食用油を資源化しています。

構成市町村独自ルートによる処理対象量を筑前町図1-4に示します。

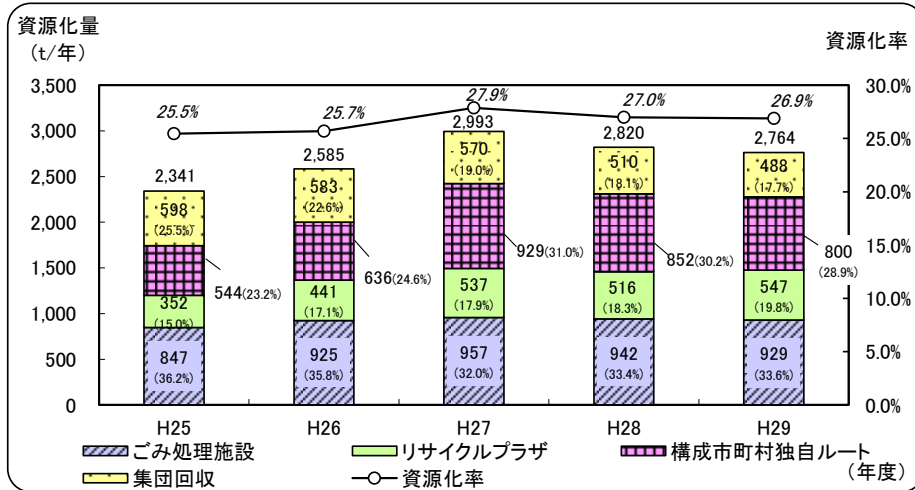


筑前町図1-4 構成市町村独自ルートによる処理対象量

(4) 資源化量と資源化率

リサイクルプラザにて資源化された資源化物、構成市町村独自ルートによる資源化量、集団回収量の合計が全体の排出量（構成市町村独自ルートによる資源化量、集団回収量を含む）に占める割合は平成25年度以降において増加傾向にあり、引き続き分別の徹底を推進し、資源化率の向上を図ります。

資源化量と資源化率を筑前町図1-5に示します。



※資源化量=ごみ処理施設スラグ・メタル・飛灰量+リサイクルプラザ資源化物量+構成市町村独自ルート+集団回収量
 ※資源化率=資源化量÷(収集・直接搬入ごみの排出量+構成市町村独自ルート+集団回収量)×100

筑前町図1-5 資源化量と資源化率

3. ごみの減量化・資源化の取組み

◆広報等によるごみの減量、リサイクルの啓発

ごみの減量化やリサイクルの推進について、広報等により啓発を行っています。また、環境美化推進員制度を活用し、分別の徹底を図っています。

◆ごみの収集日、分別方法の周知

「家庭ごみの正しい分け方・出し方」や「家庭ごみの収集計画表」の配布を行い、また、ホームページにおいても、分別区分を掲載し、適正排出の推進を図っています。

◆生ごみ処理機等購入費補助金の交付

家庭用生ごみ処理機及び容器の購入に要する経費について補助金を交付し、ごみの減量を推進しています。交付の内容を筑前町表1-1に示します。

筑前町表1-1 生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の概要

項目	内容
対象	電動式生ごみ処理機・生ごみ処理容器
補助基数	生ごみ処理機は1世帯に1基、生ごみ処理容器は1世帯に2基以内。
補助金額	本体購入価格の2分の1。補助金の上限は3万円。

◆古紙等集団回収奨励金の交付

古紙等を集団により回収を行う町民団体に奨励金を交付し、集団回収を推進しています。交付の内容を筑前町表1-2に示します。

筑前町表1-2 古紙等集団回収奨励金交付要綱の概要

項目	内容
対象	古紙(新聞・チラシ、雑誌類及び段ボールをいう。)、古布及び紙パック
奨励金	古紙等回収量1キログラムにつき7円を乗じて得た金額とする。

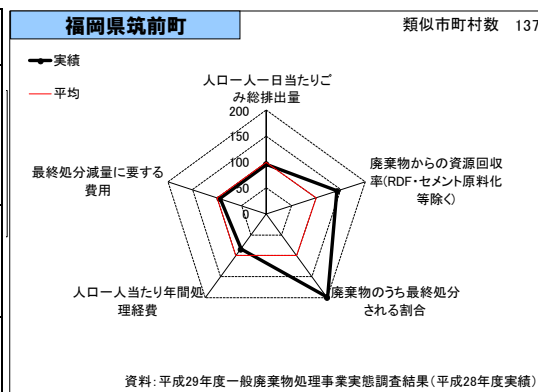
4. ごみ処理システムの評価

ごみ処理システムの評価を筑前町表 1-3 に、システム分析結果を筑前町図 1-6 に示します。

筑前町表 1-3 ごみ処理システムの評価

項目	評価	内容
人口一人一日当たりごみ総排出量	○	類似市町村の平均と比較すると、人口一人一日当たりごみ総排出量は少なく、優れていると言える。ただし、増加傾向にあることから、減量化の推進が必要となっている。
廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）	○	類似市町村の平均と比較すると、廃棄物からの資源回収率は高く、優れていると言える。ただし、減少傾向にあることから、資源化の推進が必要となっている。
廃棄物のうち最終処分される割合	○	サン・ポートに搬入したごみは、処理後、資源化しており、類似市町村の平均と比較すると、廃棄物のうち最終処分される割合は小さく、優れていると言える。
人口一人当たり年間処理経費	—	類似市町村の平均と比較すると、人口一人当たり年間処理経費は、平均的であると言える。
最終処分減量に要する費用	—	類似市町村の平均と比較すると、処理・維持管理費等の最終処分減量に要する費用は、平均的であると言える。

筑前町図 1-6 システム分析結果



※類似市町村の平均より優れている場合：○、それ以外の場合：—

※レーダーチャートが平均値の外側に飛び出している指標は、対象の自治体が類似市町村より優れていることを示している。

5. ごみ処理の課題

◆ごみの減量化・資源化について

筑前町のごみの排出原単位は、増加傾向にあり、減量化・資源化に向けた施策の実施が必要となっています。

また、小型家電については、収集量の確保が必要なことから、組合及び他の構成市町村との協議により処理・資源化の検討を進めます。

◆収集運搬について

平成 29 年 10 月 1 日より家庭系直接搬入ごみの手数料が改訂され、直接搬入ごみが平成 29 年度は平成 28 年度と比べ減少していますが、平成 25 年度と比べると増加しています。特定の日に搬入が集中することは、周辺環境への影響や施設内の渋滞・安全の低下を招く恐れがあり、定期収集への移行の推進等、対策を検討し、必要に応じて収集運搬体制の見直しを行います。

◆不法投棄、処理困難物等について

不法投棄については、依然として行われている事例があり、環境美化推進委員による巡回や職員による夜間パトロールを継続し、防止に努めます。また、県から無償で借用できる監視カメラも導入し、監視の強化に努めます。

◆事業系一般廃棄物について

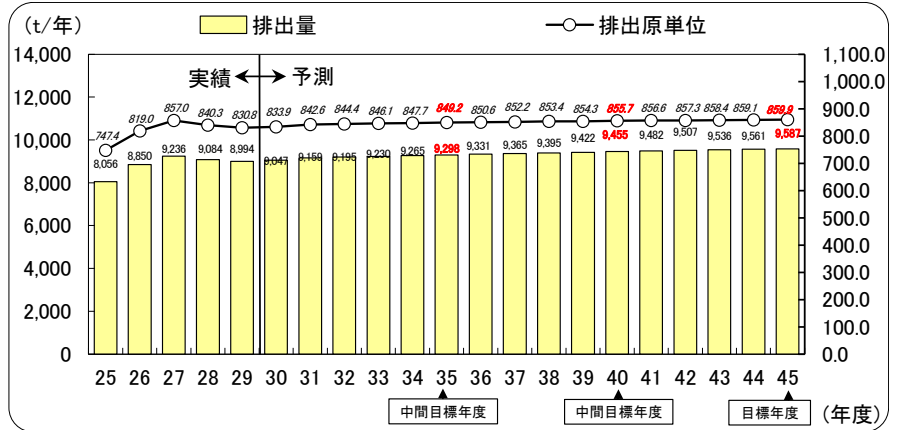
事業系一般廃棄物は、家庭から排出されるごみの処理に支障が生じない範囲で、サン・ポートにおいて処理することができます。ただし、廃棄物処理法第 3 条第 1 項において事業系一般廃棄物は自己処理が原則とされており、また、搬入量が増加傾向にあることから、多量排出事業者に対する減量計画作成の指導や資源化の推進等を徹底する必要があります。

第2節 ごみ処理基本計画

1. 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測

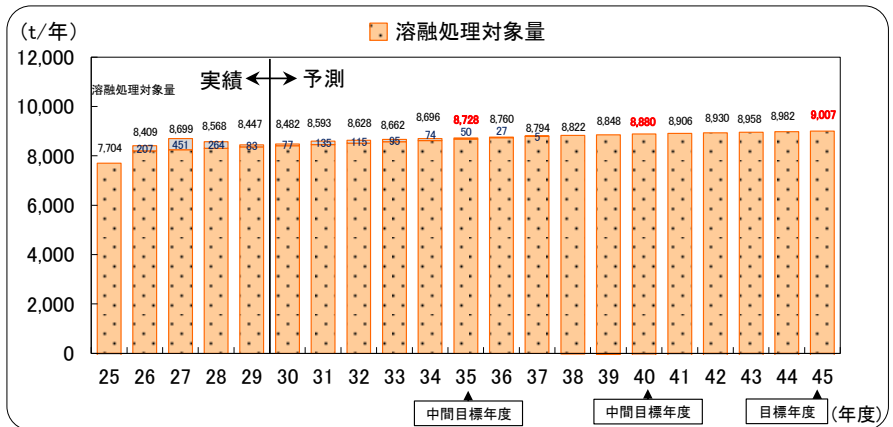
ごみ排出量・排出原単位の予測を筑前町図 2-1、溶融処理対象量の予測を筑前町図 2-2、資源化量・資源化率の予測を筑前町図 2-3 に示します。

排出原単位について増加すると予想されます。目標年度である平成 45 年度には、ごみ排出量が 9,587t/年、排出原単位が 859.9g/人・日となると見込まれます。



筑前町図 2-1 ごみ排出量・排出原単位の予測

町の溶融処理対象量は、ごみ排出量の減少に伴い減少すると予測され、目標年度である平成 45 年度には 9,007t/年となると予測されます。

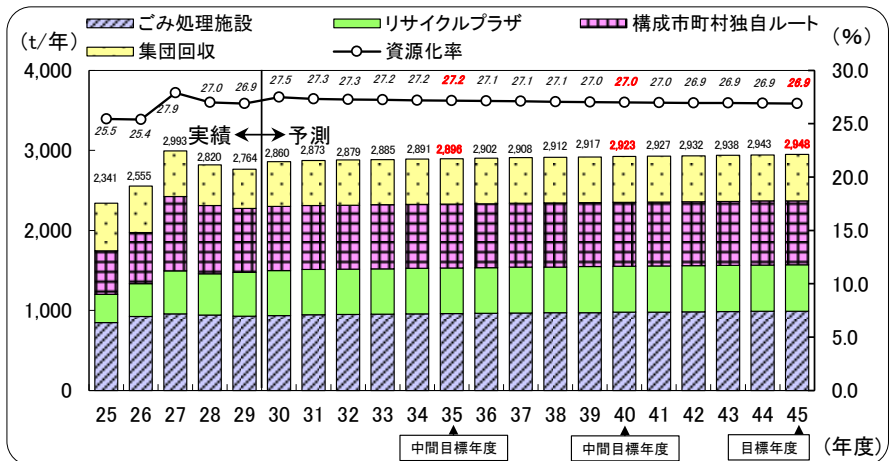


※溶融処理対象量＝可燃ごみ排出量＋資源化残渣量

※ごみ排出量のうち、資源化されないものについて、溶融処理を行っている。

筑前町図 2-2 溶融処理対象量の予測

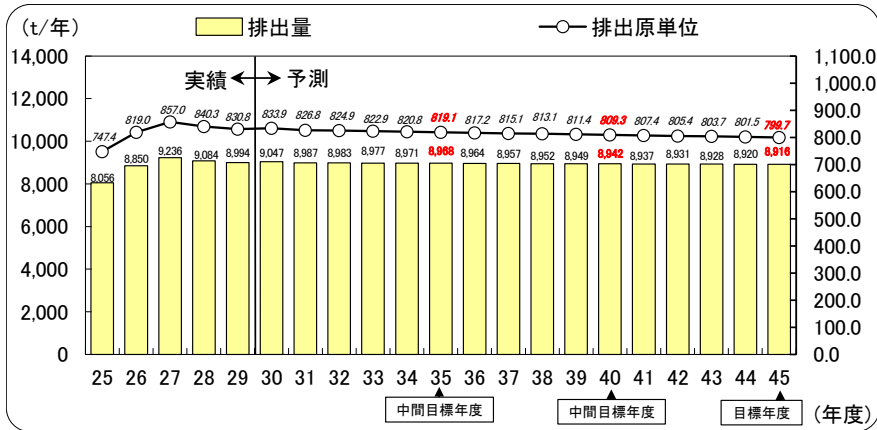
町の資源化量及び資源化率は、減少すると予測され、目標年度である平成 45 年度には資源化量が 2,948t/年、資源化率が 26.9%となると予測されます。



筑前町図 2-3 資源化量・資源化率の予測

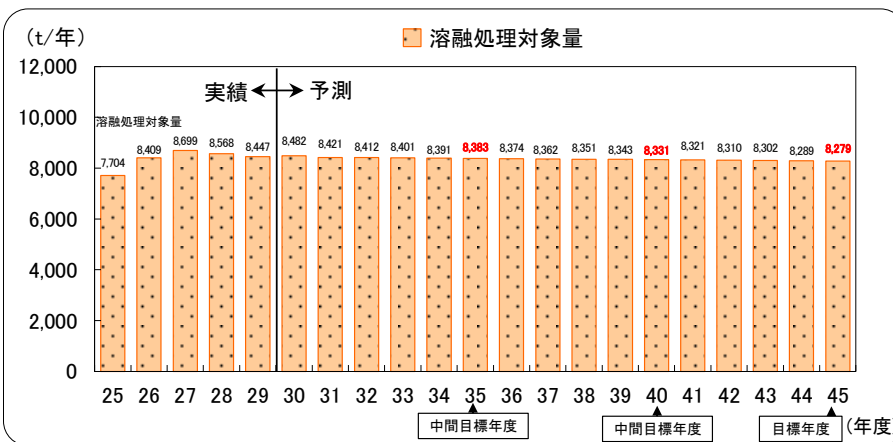
2. 減量化・資源化の目標

ごみ排出量・排出原単位の目標を筑前町図 2-4、溶融処理対象量の目標を筑前町図 2-5、資源化量・資源化率の目標を筑前町図 2-6 に示します。



筑前町図 2-4 ごみ排出量・排出原単位の目標

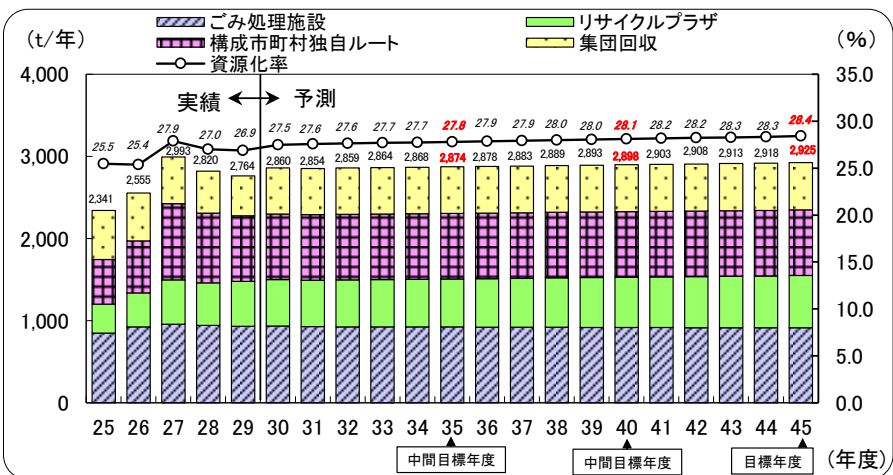
町では、ごみの減量化を推進し、目標年度である平成 45 年度にはごみ排出量を 8,916t/年、排出原単位を 799.7g/人・日とすることを目指します。



※溶融処理対象量＝可燃ごみ排出量＋資源化残渣量
 ※ごみ排出量のうち、資源化されないものについて、溶融処理を行っている。

筑前町図 2-5 溶融処理対象量の目標

町では、ごみの減量化及び資源の分別を徹底し、目標年度である平成 45 年度には溶融処理対象量を 8,279t/年とすることを目指します。



筑前町図 2-6 資源化量・資源化率の目標

町では、資源化を推進し、目標年度である平成 45 年度には資源化量を 2,925t/年、資源化率を 28.4%とすることを目指します。

3. ごみ処理に関する取組み体系図

ごみ処理に関する取組み体系図を筑前町表 2-1 に示します。

筑前町表 2-1 ごみ処理に関する取組み体系図

【取組み状況の内容】 ●:さらに推進 ★:重点施策

ごみ処理の基本方針	取組み項目	前計画での取組み	取組み状況
基本方針1 リデュース(排出抑制)の推進	取組み項目1-1 ごみの減量化・資源化の推進	★	★
	取組み項目1-2 多量排出事業者への指導	★	★
基本方針2 リユース(再利用)の推進	取組み項目2-1 フリーマーケットの開催	●	●
	取組み項目2-2 リユース食器等の利用促進	●	●
基本方針3 リサイクル(再生利用)の推進	取組み項目3-1 分別品目細分化の検討	●	●
	取組み項目3-2 小型家電リサイクルの検討	★	●
	取組み項目3-3 行政における減量・リサイクルの推進	●	●
	取組み項目3-4 事業系ごみの分別収集の徹底	★	★
	取組み項目3-5 リサイクルルートの確保	●	●
	取組み項目3-6 集団回収の積極的な活用	-	●
基本方針4 適正処理の推進	取組み項目4-1 より効率のよい収集体制の検討	●	●
	取組み項目4-2 排出禁止物の適正処理の指導	●	●
	取組み項目4-3 適正処理困難物の処理体制の確保	★	●
	取組み項目4-4 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討	★	★
	取組み項目4-5 地域清掃活動の促進	●	●
	取組み項目4-6 不法投棄の監視強化	●	★

4. 重点施策の実施計画

重点施策を筑前町表 2-2 に示します。

筑前町表 2-2 重点施策

区分	取組み項目
重点施策1	ごみの減量化・資源化の推進 (取組み項目1-1)
重点施策2	多量排出事業者への指導 (取組み項目1-2)
重点施策3	事業系ごみの分別収集の徹底 (取組み項目3-4)
重点施策4	緊急時、災害時のごみ処理対策の検討 (取組み項目4-4)
重点施策5	不法投棄の監視強化 (取組み項目4-6)

◆重点施策1 ごみの減量化・資源化の推進(取組み項目1-1)

広報等によるごみの減量化・資源化の啓発や環境教育の推進を行います。また、集団回収への協力の呼び掛け、生ごみの水切り等のごみ減量のための情報提供を行います。

◆重点施策2 多量排出事業者への指導(取組み項目1-2)

事業所から排出される事業系一般廃棄物について、前年度の排出量、当該年度の減量及び適正処理等に関する計画書を提出・実行するよう指導を行います。

◆重点施策3 事業系ごみの分別収集の徹底(取組み項目3-4)

筑前町では、前年度と比較しごみ排出量の増えた事業所に対し、産業廃棄物を一般廃棄物として排出していないか等の調査を実施し、減量に対する指導を行っています。

◆**重点施策4 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討（取組み項目4-4）**

筑前町や組合圏域から発生する災害ごみ等の処理について、構成市町村及び組合の連携を強化し、迅速かつ適正な対応に努めます。

このため、緊急時や災害時における各市町村の住民等への対応、組合のごみ処理への対応について、行政間の役割分担、緊急連絡体制組織、処理対象物の受入条件等を定めた災害ごみ対策マニュアルを作成し、教育・訓練を含めて実施していきます。

また、筑前町において、独自に災害廃棄物処理計画を策定し、災害時の廃棄物処理に係る体制を確立していきます。

◆**重点施策5 不法投棄の監視強化（取組み項目4-6）**

筑前町では、不法投棄防止を目的とした職員による巡回を実施しています。また、県から無償で借用できる監視カメラで監視を行う等、監視・パトロールの強化を行い、不法投棄防止に努めます。

5. 分別収集計画

分別区分は、当面は現状の区分を維持することとします。

本組合圏域において新たな資源物の収集区分を設け、それに伴う循環型社会にふさわしい廃棄物のリサイクル処理システムを構築する必要があります。

6. 収集運搬計画

(1) 収集運搬に関する基本方針

収集運搬は構成市町村により行うものとし、ごみの発生・排出状況に対してより効率的な収集運搬体制の整備を図り、収集運搬時において、生活環境に支障をきたさないように配慮します。

(2) 収集区域の範囲

筑前町 全域

(3) 収集運搬体制

現在、筑前町における収集運搬は、委託又は許可により行っており、当面は現体制を維持するものとします。

(4) 収集運搬方法

将来的に検討を行う紙くず及び生ごみの分別収集に合わせて、新たな収集運搬方法を計画する必要がありますが、当面は現体制を維持するものとします。

大刀洗町

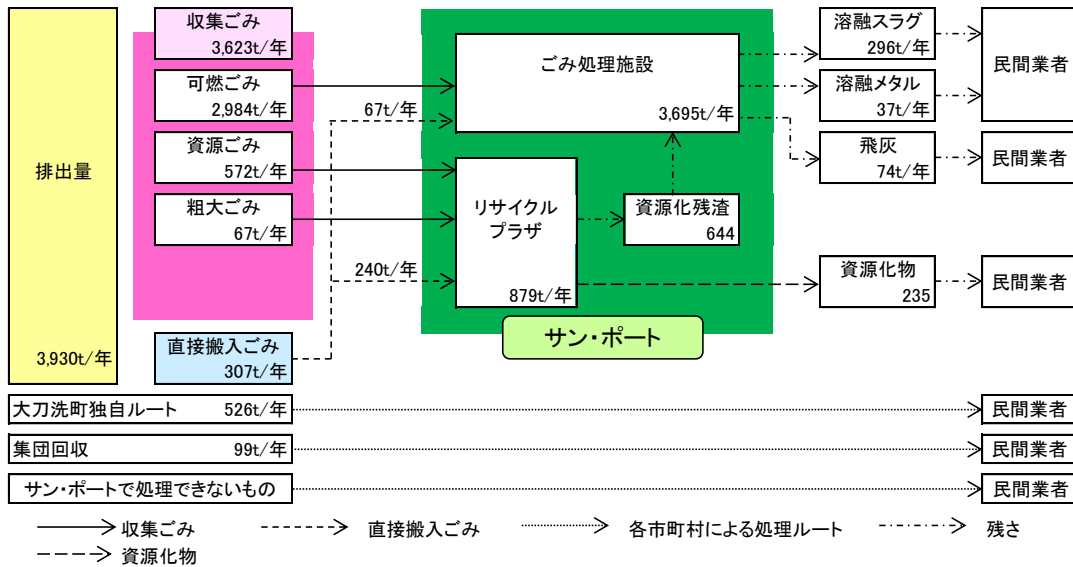
参照：p.資-89～111

第1節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理体系

町から排出される収集ごみ及び直接搬入ごみはサン・ポートで処理しています。

また、構成市町村独自ルート、集団回収により民間業者にて資源化しています。ごみ処理状況（平成29年度実績）を大刀洗町図1-1に示します。



大刀洗町図1-1 ごみ処理状況（平成29年度実績）

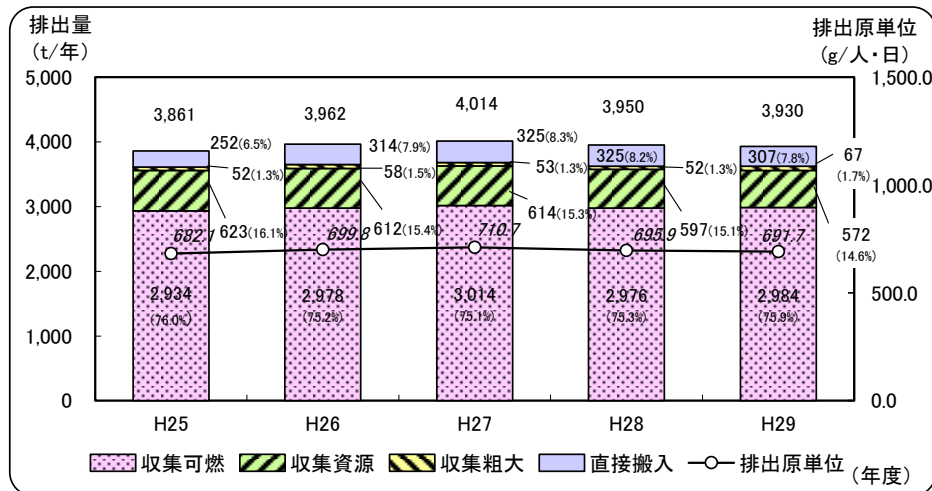
2. ごみの排出量・排出原単位

(1) 収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位

町におけるごみの排出量は過去5年間において約2%増加しています。平成29年10月1日より家庭系直接搬入ごみの手数料が改訂され、平成29年度の直接搬入ごみ搬出量は平成28年度と比べ減少していますが、平成25年度と比べると増加しています。

また、排出原単位については、平成25年度以降において増加傾向にあることから、減量化を図る必要があります。

収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位の推移を大刀洗町図1-2に示します。

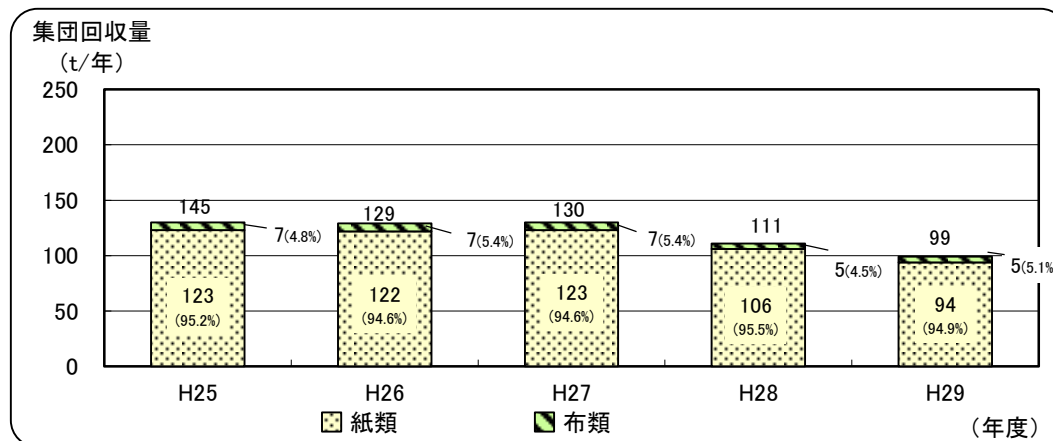


大刀洗町図1-2 収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位の推移

(2) 集団回収量

町では、平成 29 年度は 7 の協力団体が集団回収を行っており、紙類、布類を回収しています。いずれの品目も減少傾向にあり、集団回収への協力を呼び掛け、ごみの資源化を推進する必要があります。

集団回収量を大刀洗町図 1-3 に示します。

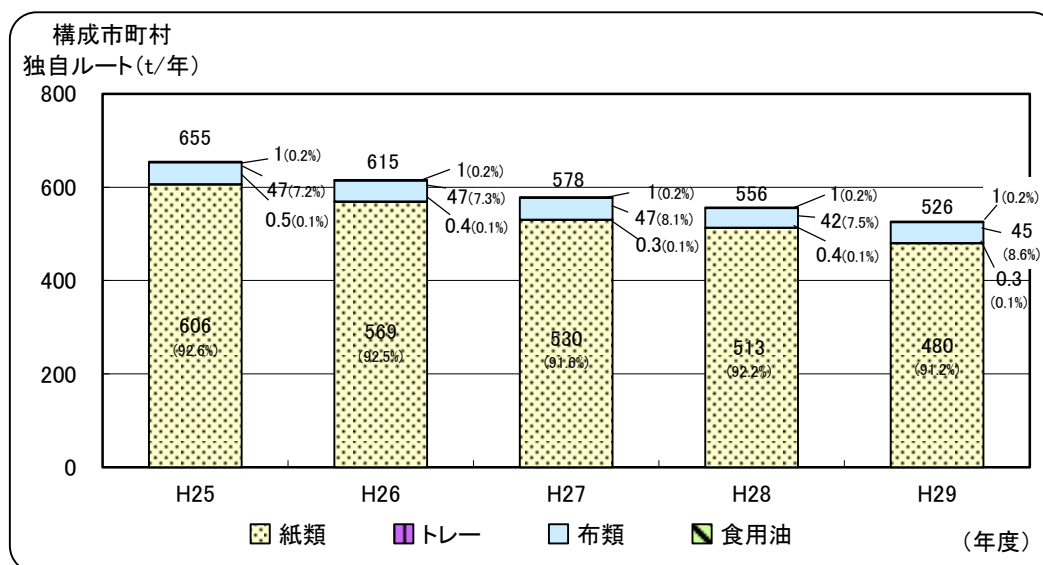


大刀洗町図 1-3 集団回収量

(3) 構成市町村独自ルートによる処理対象量

町は独自ルートにより紙、トレー、布類、食用油を資源化しています。

構成市町村独自ルートによる処理対象量を大刀洗町図 1-4 に示します。

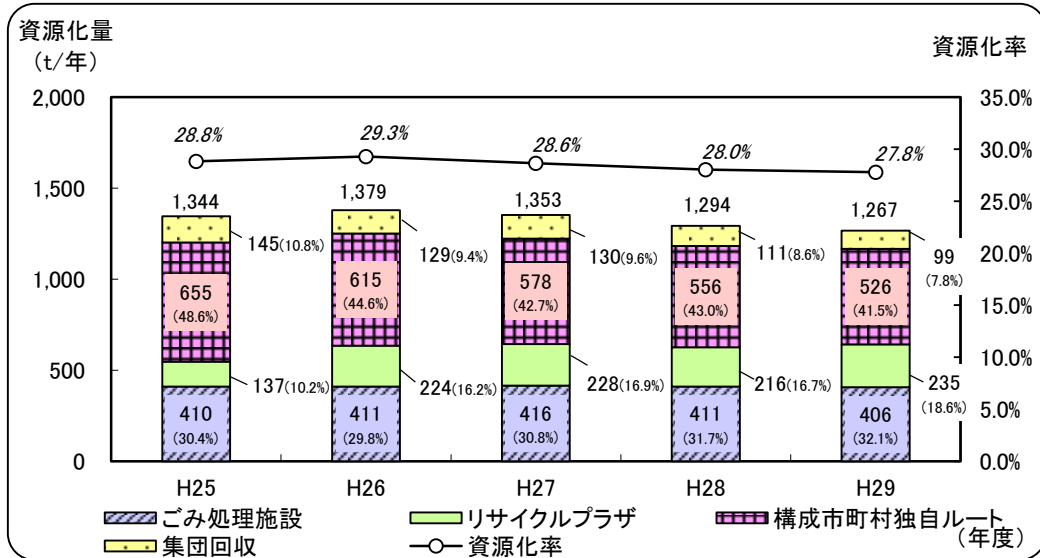


大刀洗町図 1-4 構成市町村独自ルートによる処理対象量

(4) 資源化量と資源化率

リサイクルプラザにて資源化された資源化物、構成市町村独自ルートによる資源化量、集団回収量の合計が全体の排出量（構成市町村独自ルートによる資源化量、集団回収量を含む）に占める割合は平成 25 年度以降において減少傾向にあり、分別の徹底を推進し、資源化率の向上を図る必要があります。

資源化量と資源化率を大刀洗町図 1-5 に示します。



※資源化量＝ごみ処理施設スラグ・メタル・飛灰量＋リサイクルプラザ資源化物量＋構成市町村独自ルート＋集団回収量
 ※資源化率＝資源化量÷(収集・直接搬入ごみの排出量＋構成市町村独自ルート＋集団回収量)×100

大刀洗町図 1-5 資源化量と資源化率

3. ごみの減量化・資源化の取組み

◆ 広報等によるごみの減量、リサイクルの啓発

ごみの減量化やリサイクルの推進について、「ごみ問題特集」等の特集を組み、広報により啓発を行っています。また、生ごみの水切りや家庭における資源ごみの分け方を紹介し、啓発を行っています。

◆ ごみの収集日、分別方法の周知

「家庭ごみの正しい分け方・出し方」の配布を行い、また、ホームページにおいても、分別区分、ごみ収集カレンダーを掲載し、適正排出の推進を図っています。

◆ 生ごみ処理機等購入費補助金の交付

ごみの減量化のため、個人で購入された生ごみ処理機に対して補助金を交付している。交付の内容を大刀洗町表 1-1 に示します。

大刀洗町表 1-1 家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付の概要

項目	内容
対象	家庭用生ごみ処理機
補助基数	町予算の範囲内 1世帯1機、コンポストは1世帯2個まで
補助金額	購入金額の 40% ただし 25,000 円を上限

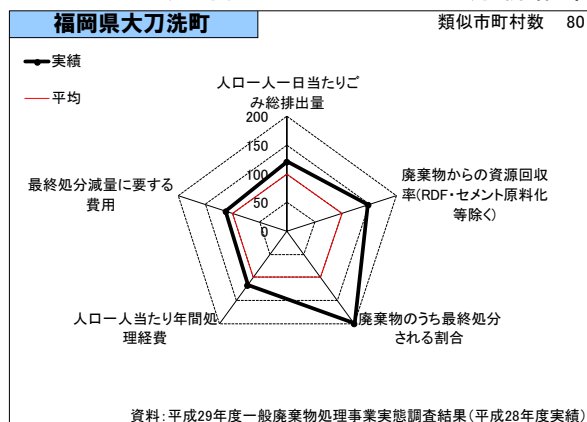
4. ごみ処理システムの評価

ごみ処理システムの評価を大刀洗町表 1-2 に、システム分析結果を大刀洗町図 1-6 に示します。

大刀洗町表 1-2 ごみ処理システムの評価

項目	評価	内容
人口一人一日当たりごみ総排出量	○	類似市町村の平均と比較すると、人口一人一日当たりごみ総排出量は少なく、優れていると言える。ただし、増加傾向にあることから、減量化の推進が必要となっている。
廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）	○	類似市町村の平均と比較すると、廃棄物からの資源回収率は高く、優れていると言える。ただし、減少傾向にあることから、資源化の推進が必要となっている。
廃棄物のうち最終処分される割合	○	サン・ポートに搬入したごみは、処理後、資源化しており、類似市町村の平均と比較すると、廃棄物のうち最終処分される割合は小さく、優れていると言える。
人口一人当たり年間処理経費	—	類似市町村の平均と比較すると、人口一人当たり年間処理経費は、平均的であると言える。
最終処分減量に要する費用	—	類似市町村の平均と比較すると、処理・維持管理費等の最終処分減量に要する費用は、平均的であると言える。

大刀洗町図 1-6 システム分析結果



※類似市町村の平均より優れている場合：○、それ以外の場合：—

※レーダーチャートが平均値の外側に飛び出している指標は、対象の自治体が類似市町村より優れていることを示している。

5. ごみ処理の課題

◆ごみの減量化・資源化について

大刀洗町のごみの排出原単位は、増加傾向にあり、減量化・資源化に向けた施策の実施が必要となっています。

また、小型家電については、収集量の確保が必要なことから、組合及び他の構成市町村との協議により処理・資源化の検討を進めます。

◆収集運搬について

平成 29 年 10 月 1 日より家庭系直接搬入ごみの手数料が改訂され、直接搬入ごみが平成 29 年度は平成 28 年度と比べ減少していますが、平成 25 年度と比べると増加しています。特定の日に搬入が集中することは、周辺環境への影響や施設内の渋滞・安全の低下を招く恐れがあり、定期収集への移行の推進等、対策を検討し、必要に応じて収集運搬体制の見直しを行います。

また、紙おむつ、リサイクル等について検討し、住民サービスの向上に努めます。

◆不法投棄について

不法投棄については、依然として行われている事例があります。町では、不法投棄防止を呼び掛ける看板を配布しており、平成 29 年度は、看板の配布数が多い傾向にありました。引き続き、看板の配布、巡回等を実施し、不法投棄防止に努めます。

◆事業系一般廃棄物について

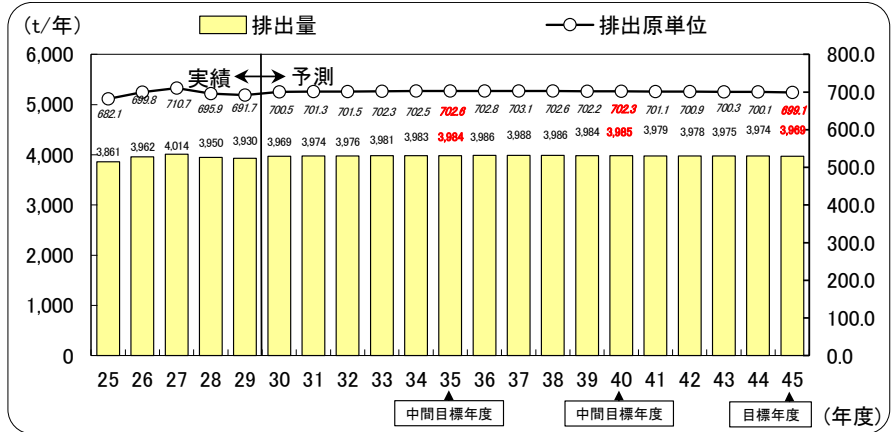
事業系一般廃棄物は、家庭から排出されるごみの処理に支障が生じない範囲で、サン・ポートにおいて処理することができます。ただし、廃棄物処理法第 3 条第 1 項において事業系一般廃棄物は自己処理が原則とされており、また、搬入量が増加傾向にあることから、多量排出事業者に対する減量計画作成の指導や資源化の推進等を徹底する必要があります。

第2節 ごみ処理基本計画

1. 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測

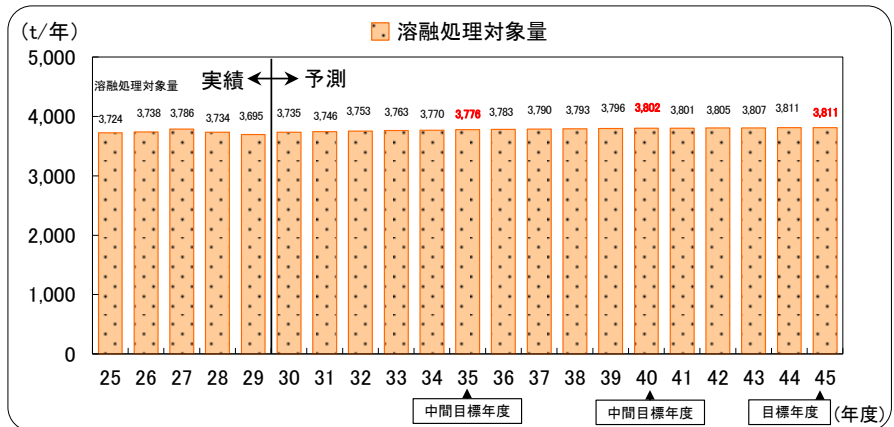
ごみ排出量・排出原単位の予測を大刀洗町図 2-1、溶融処理対象量の予測を大刀洗町図 2-2、資源化量・資源化率の予測を大刀洗町図 2-3 に示します。

排出原単位について、増加すると予想されます。目標年度である平成45年度には、ごみ排出量が3,969t/年、排出原単位が699.1g/人・日と見込まれます。



大刀洗町図 2-1 ごみ排出量・排出原単位の予測

町の溶融処理対象量は、ごみ排出量の減少に伴い減少すると予測され、目標年度である平成45年度には3,811t/年と予測されます。

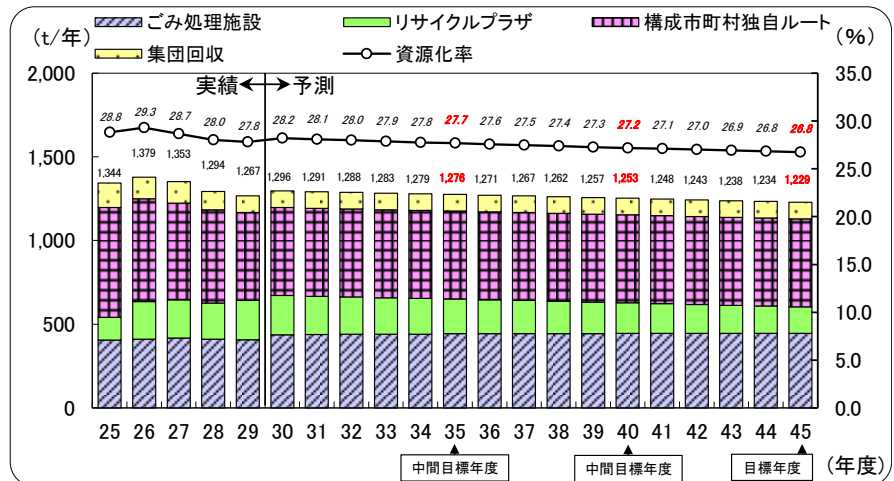


※溶融処理対象量＝可燃ごみ排出量＋資源化残渣量

※ごみ排出量のうち、資源化されないものについて、溶融処理を行っている。

大刀洗町図 2-2 溶融処理対象量の予測

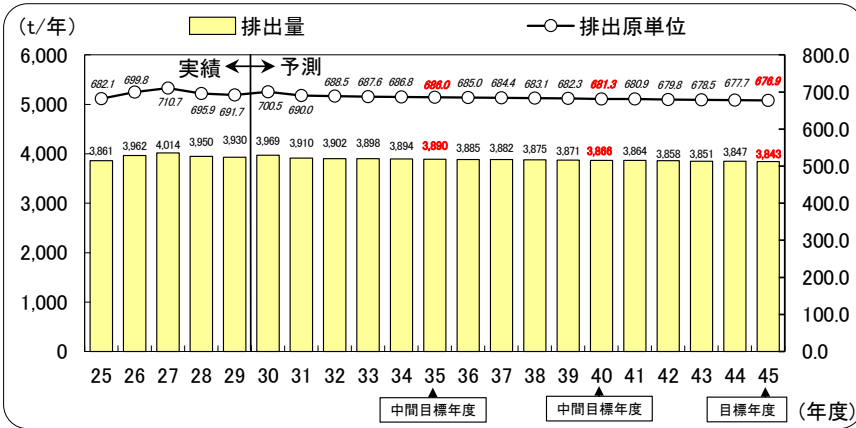
町の資源化量及び資源化率は、減少すると予測され、目標年度である平成45年度には資源化量が1,229t/年、資源化率が26.8%と予測されます。



大刀洗町図 2-3 資源化量・資源化率の予測

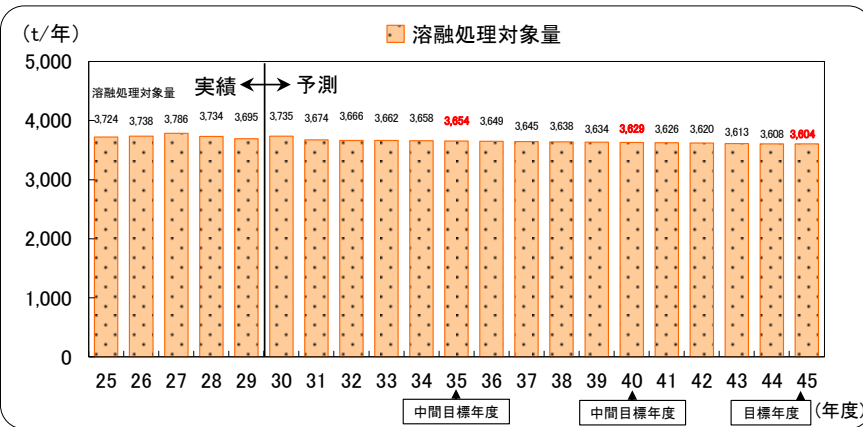
2. 減量化・資源化の目標

ごみ排出量・排出原単位の目標を大刀洗町図 2-4、熔融処理対象量の目標を大刀洗町図 2-5、資源化量・資源化率の目標を大刀洗町図 2-6 に示します。



大刀洗町図 2-4 ごみ排出量・排出原単位の目標

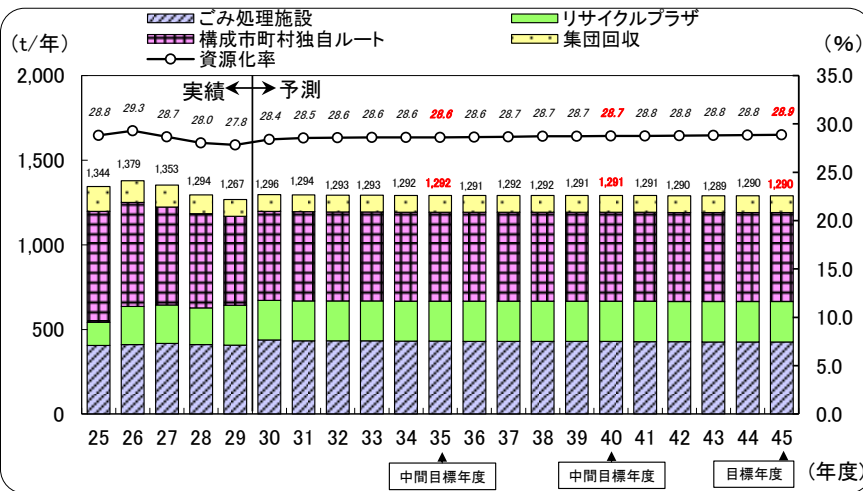
町では、ごみの減量化を推進し、目標年度である平成 45 年度にはごみ排出量を 3,843t/年、排出原単位を 676.9g/人・日とすることを目指します。



※熔融処理対象量＝可燃ごみ排出量＋資源化残渣量
 ※ごみ排出量のうち、資源化されないものについて、熔融処理を行っている。

大刀洗町図 2-5 熔融処理対象量の目標

町では、ごみの減量化及び資源の分別を徹底し、目標年度である平成 45 年度には熔融処理対象量を 3,604t/年とすることを目指します。



大刀洗町図 2-6 資源化量・資源化率の目標

町では、資源化を推進し、目標年度である平成 45 年度には資源化量を 1,290t/年、資源化率を 28.9%とすることを目指します。

3. ごみ処理に関する取組み体系図

ごみ処理に関する取組み体系図を大刀洗町表 2-1 に示します。

大刀洗町表 2-1 ごみ処理に関する取組み体系図

【取組み状況の内容】 ●:さらに推進 ★:重点施策

ごみ処理の基本方針	取組み項目	前計画での取組み	取組み状況
基本方針1 リデュース(排出抑制)の推進	取組み項目1-1 ごみの減量化・資源化の推進	★	★
	取組み項目1-2 多量排出事業者への指導	★	★
基本方針2 リユース(再使用)の推進	取組み項目2-1 フリーマーケットの開催	●	●
	取組み項目2-2 リユース食器等の利用促進	●	●
基本方針3 リサイクル(再生利用)の推進	取組み項目3-1 分別品目細分化の検討	●	●
	取組み項目3-2 小型家電リサイクルの検討	★	★
	取組み項目3-3 行政における減量・リサイクルの推進	●	●
	取組み項目3-4 事業系ごみの分別収集の徹底	★	★
	取組み項目3-5 リサイクルルートの確保	●	●
	取組み項目3-6 集団回収の積極的な活用	-	●
基本方針4 適正処理の推進	取組み項目4-1 より効率のよい収集体制の検討	●	●
	取組み項目4-2 排出禁止物の適正処理の指導	●	●
	取組み項目4-3 適正処理困難物の処理体制の確保	★	●
	取組み項目4-4 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討	★	★
	取組み項目4-5 地域清掃活動の促進	●	●
	取組み項目4-6 不法投棄の監視強化	●	●

4. 重点施策の実施計画

重点施策を大刀洗町表 2-2 に示します。

大刀洗町表 2-2 重点施策

区分	取組み項目
重点施策1	ごみの減量化・資源化の推進 (取組み項目1-1)
重点施策2	多量排出事業者への指導 (取組み項目1-2)
重点施策3	小型家電リサイクルの検討 (取組み項目3-2)
重点施策4	事業系ごみの分別収集の徹底 (取組み項目3-4)
重点施策5	緊急時、災害時のごみ処理対策の検討 (取組み項目4-4)

◆重点施策1 ごみの減量化・資源化の推進(取組み項目1-1)

広報等によるごみの減量化・資源化の啓発や環境教育の推進を行います。また、生ごみ処理機等購入費補助金制度の継続、生ごみの水切り等のごみ減量のための情報提供を行います。

◆重点施策2 多量排出事業者への指導(取組み項目1-2)

事業所から排出される事業系一般廃棄物について、前年度の排出量、当該年度の減量及び適正処理等に関する計画書を提出・実行するよう指導を行います。

◆重点施策3 小型家電リサイクルの検討(取組み項目3-2)

平成25年度4月1日に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」が施行され、導入の検討を行います。また、収集量の確保が必要なことから、回収ボックスの設置などの検討を進めます。

◆重点施策4 事業系ごみの分別収集の徹底（取組み項目3-4）

事業系ごみの分別収集の徹底を行い、資源化率の向上に努めます。また、大刀洗町では今後事業系生ごみの堆肥化を検討しています。

◆重点施策5 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討（取組み項目4-4）

大刀洗町や組合圏域から発生する災害ごみ等の処理について、構成市町村及び組合の連携を強化し、迅速かつ適正な対応に努めます。

このため、緊急時や災害時における各市町村の住民等への対応、組合のごみ処理への対応について、行政間の役割分担、緊急連絡体制組織、処理対象物の受入条件等を定めた災害ごみ対策マニュアルを作成し、教育・訓練を含めて実施していきます。

また、大刀洗町において、独自に災害廃棄物処理計画を策定し、災害時の廃棄物処理に係る体制を確立していきます。

5. 分別収集計画

分別区分は、当面は現状の区分を維持することとします。

本組合圏域において新たな資源物の収集区分を設け、それに伴う循環型社会にふさわしい廃棄物のリサイクル処理システムを構築する必要があります。

6. 収集運搬計画

(1) 収集運搬に関する基本方針

収集運搬は構成市町村により行うものとし、ごみの発生・排出状況に対してより効率的な収集運搬体制の整備を図り、収集運搬時において、生活環境に支障をきたさないように配慮します。

(2) 収集区域の範囲

大刀洗町 全域

(3) 収集運搬体制

現在、大刀洗町における収集運搬は、委託により行っており、当面は現体制を維持するものとします。

(4) 収集運搬方法

将来的に検討を行う紙くず及び生ごみの分別収集に合わせて新たな収集運搬方法を計画する必要がありますが、当面は現体制を維持するものとします。

久留米市北野町

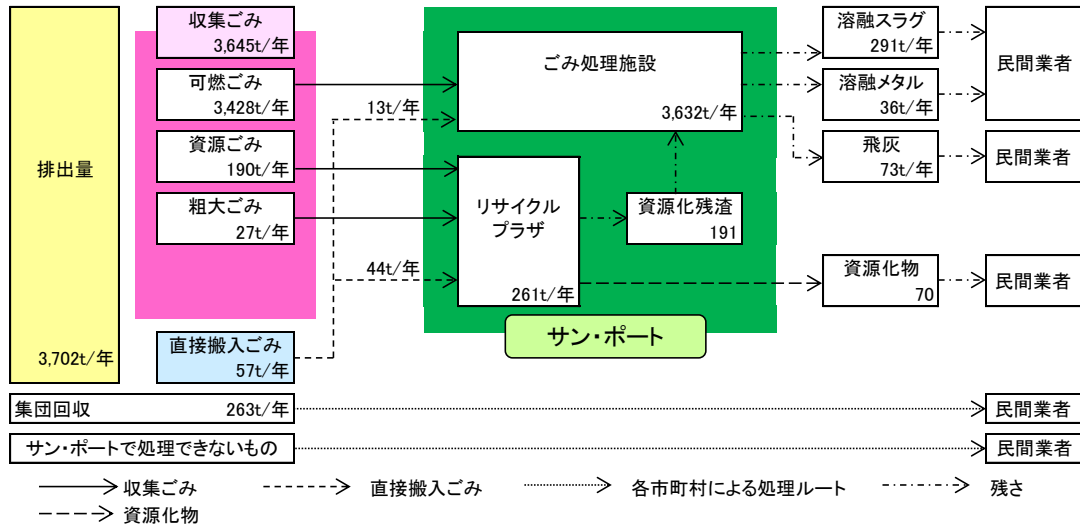
参照:p.資-107~134

第1節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理体系

久留米市北野町（以下、「北野地域」と表記）から排出される収集ごみ及び直接搬入ごみはサン・ポートで処理しています。

また、構成市町村独自ルート、集団回収により民間業者にて資源化しています。ごみ処理状況（平成29年度実績）を北野地域図1-1に示します。



北野地域図1-1 ごみ処理状況（平成29年度実績）

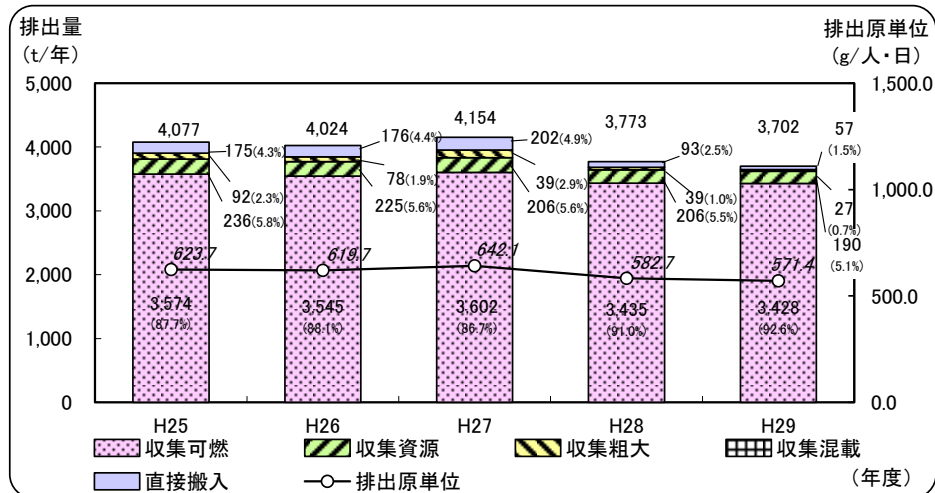
2. ごみの排出量・排出原単位

(1) 収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位

町におけるごみの排出量は過去5年間に於いて約10%減少しています。収集ごみは減少傾向にあります。また、直接搬入ごみの搬出量も平成29年10月1日より家庭系直接搬入ごみの手数料が改訂されたことから、減少傾向にあります。

また、排出原単位については、平成27年度から平成28年度に減少していますが、要因としては平成28年4月に行われたごみ処理手数料の改定が考えられます。

収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位の推移を北野地域図1-2に示します。

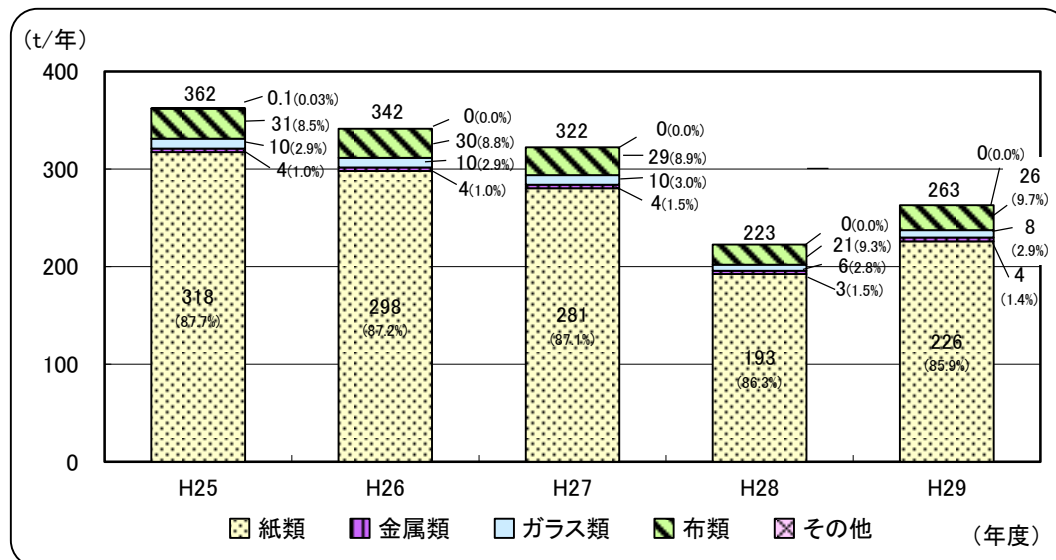


北野地域図1-2 収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位の推移

(2) 集団回収量

北野地域では、平成 29 年度は 14 の協力団体が集団回収を行っており、紙類、金属類、ガラス類、布類等を回収しています。いずれの品目も減少傾向にあり、集団回収への協力を呼び掛け、ごみの資源化を推進する必要があります。

集団回収量を北野地域図 1-3 に示します。

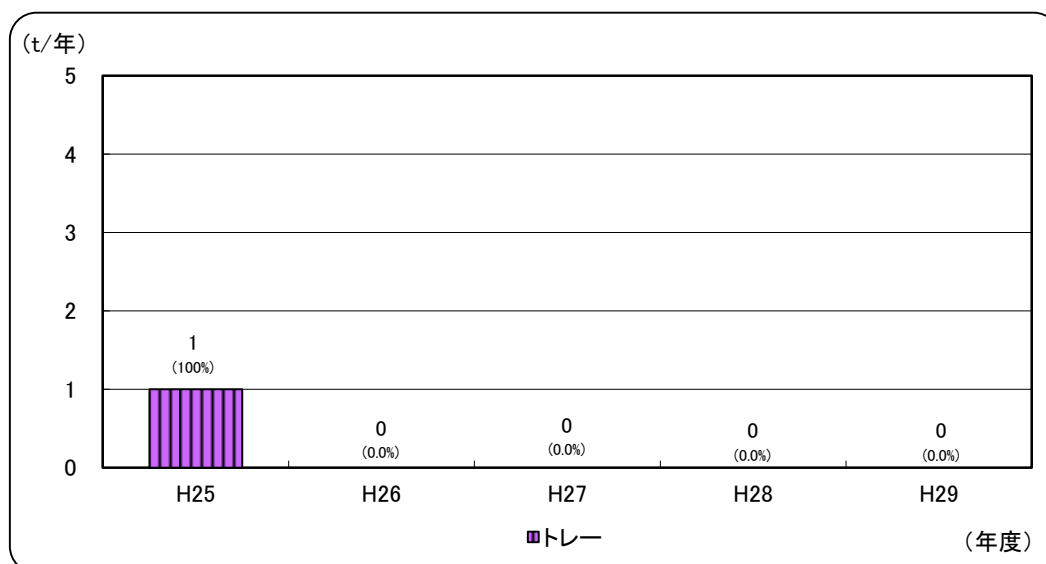


北野地域図 1-3 集団回収量

(3) 構成市町村独自ルートによる処理対象量

町は独自ルートによりトレーを資源化しています。ただし、北野地域分としては算出不可であるため、0 t/年としました。

構成市町村独自ルートによる処理対象量を北野地域図 1-4 に示します。

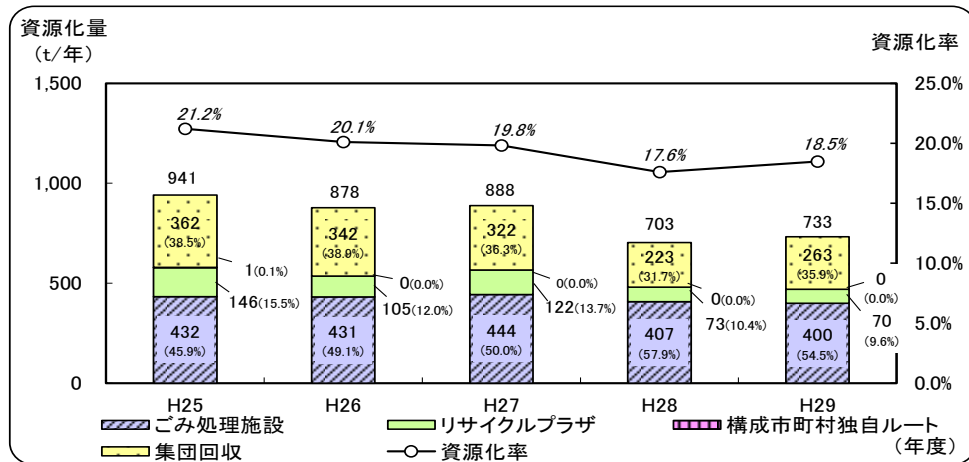


北野地域図 1-4 構成市町村独自ルートによる処理対象量

(4) 資源化量と資源化率

リサイクルプラザにて資源化された資源化物、構成市町村独自ルートによる資源化量、集団回収量の合計が全体の排出量（構成市町村独自ルートによる資源化量、集団回収量を含む）に占める割合は平成 25 年度以降において減少傾向にあり、分別の徹底を推進し、資源化率の向上を図る必要があります。

資源化量と資源化率を北野地域図 1-5 に示します。



※資源化量＝ごみ処理施設スラグ・メタル・飛灰量＋リサイクルプラザ資源化物量＋構成市町村独自ルート＋集団回収量
 ※資源化率＝資源化量÷(収集・直接搬入ごみの排出量＋構成市町村独自ルート＋集団回収量)×100

北野地域図 1-5 資源化量と資源化率

3. ごみの減量化・資源化の取組み

◆広報等によるごみの減量、リサイクルの啓発

ごみの減量化やリサイクルの推進について、広報等により啓発を行っております。また、分別推進員制度を活用した研修の実施により分別の徹底を図っています。

◆ごみの収集日、分別方法の周知

「ごみカレンダー」の配布を行い、ホームページにおいても、分別区分を掲載し、適正排出の推進を図っています。また、平成 31 年度からごみ分別辞典（冊子）の各戸配布を行い、ごみの再資源化を推進していきます。

◆電動式生ごみ処理機購入費補助金・生ごみ処理容器具購入費補助金の交付

家庭用の電動式生ごみ処理機、生ごみ処理容器具を購入する人に費用の一部を補助している。交付の内容を北野地域表 1-1 に示します。

北野地域表 1-1 家庭用生ごみ処理機の補助の概要

項目	内容	
対象	電動式生ごみ処理機	生ごみ処理容器具
補助基数	1世帯に1台まで	1世帯に2台まで
補助金額	購入費の2分の1以内。補助の上限額は 20,000 円	購入費の4分の3以内。補助の上限額は 6,000 円

◆資源回収奨励金の交付

集団回収を行う地域住民団体に対し、奨励金を交付し、集団回収を推進している。交付の内容を北野地域表 1-2 に示します。

北野地域表 1-2 資源回収奨励金制度の概要

項目	内容
対象	古紙・古布類、空き缶、空きビン
奨励金	古紙・古布類＝1 キログラムあたり 6 円、空き缶＝1 キログラムあたり 4 円、空きビン＝1 本あたり 2～3 円

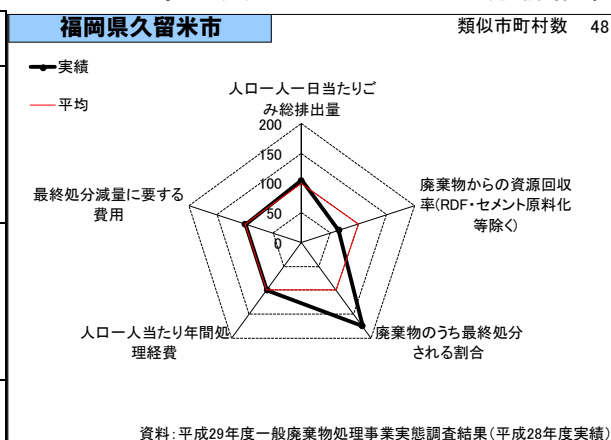
4. ごみ処理システムの評価

ごみ処理システムの評価を北野地域表 1-3 に、システム分析結果を北野地域図 1-6 に示します。

北野地域表 1-3 ごみ処理システムの評価

北野地域図 1-6 システム分析結果

項目	評価	内容
人口一人一日当たりごみ総排出量	○	類似市町村の平均と比較すると、久留米市全域でみた人口一人一日当たりごみ総排出量は少なく、優れていると言える。北野地域の人口一人一日当たりごみ総排出量は微減傾向にあるが、更なる減量化の推進が必要となっている。
廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）	—	類似市町村の平均と比較すると、久留米市全域でみた廃棄物からの資源回収率は高く、優れていると言える。ただし、北野地域の廃棄物からの資源回収率は減少傾向にあることから、資源化の推進が必要となっている。
廃棄物のうち最終処分される割合	○	類似市町村の平均と比較すると、久留米市全域でみた廃棄物のうち最終処分される割合は小さく、優れていると言える。
人口一人当たり年間処理経費	—	類似市町村の平均と比較すると、久留米市全域でみた人口一人当たり年間処理経費は、平均的であると言える。
最終処分減量に要する費用	—	類似市町村の平均と比較すると、久留米市全域でみた処理・維持管理費等の最終処分減量に要する費用は、平均的であると言える。



※支援ツールにおいて比較されるのは市町村別のみであることから、久留米市に含まれる北野地域については久留米市全域の数値を用いている。

※類似市町村の平均より優れている場合：○、それ以外の場合：—

※レーダーチャートが平均値の外側に飛び出している指標は、対象の自治体が類似市町村より優れていることを示している。

5. ごみ処理の課題

◆ごみの減量化・資源化について

北野地域のごみの排出原単位は微減傾向であるが、更なる減量化及び再資源化に向けた施策の実施が必要となっています。紙類・布の行政回収について検討し、資源化の推進を図ります。

また、小型家電については、回収ボックスの設置などの検討を進めます。

◆収集運搬について

平成29年10月1日より家庭系直接搬入ごみの手数料が改訂され、直接搬入ごみが平成29年度は平成28年度と比べ減少していますが、平成25年度と比べると増加しています。特定の日に搬入が集中することは、周辺環境への影響や施設内の渋滞・安全の低下を招く恐れがあり、定期収集への移行の推進等、対策を検討し、必要に応じて収集運搬体制の見直しを行います。

◆不法投棄、野焼き、処理困難物について

不法投棄については、依然として行われている事例があり、警告の看板設置や啓発により防止に努めます。

野焼きについては、広報誌等により禁止するよう指導しています。

◆事業系一般廃棄物について

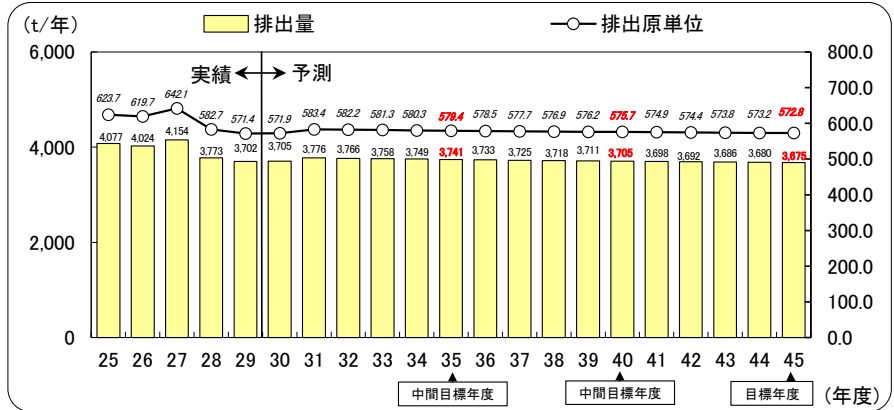
事業系一般廃棄物は、家庭から排出されるごみの処理に支障が生じない範囲で、サン・ポートにおいて処理することができます。ただし、廃棄物処理法第3条第1項において事業系一般廃棄物は自己処理が原則とされており、また、搬入量が増加傾向にあることから、多量排出事業者に対する減量計画作成の指導や資源化の推進等を徹底する必要があります。

第2節 ごみ処理基本計画

1. 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測

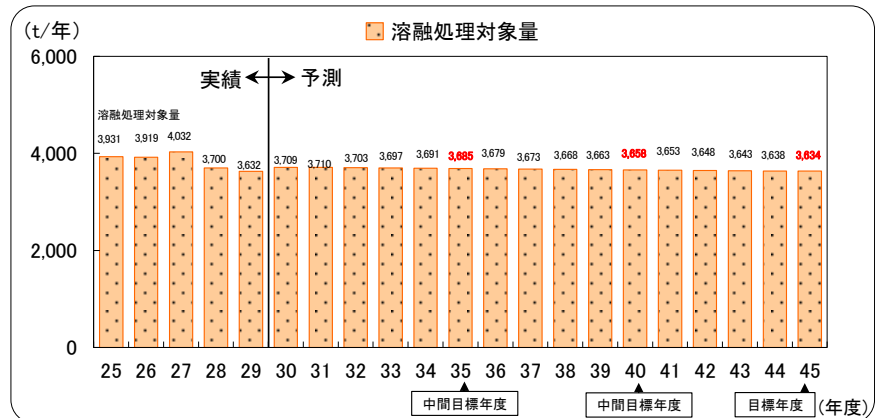
ごみ排出量・排出原単位の予測を北野地域図 2-1、熔融処理対象量の予測を北野地域図 2-2、資源化量・資源化率の予測を北野地域図 2-3 に示します。

原単位については、ほぼ横ばいで推移すると予測され、目標年度である平成 45 年度には、ごみ排出量が 3,675t/年、排出原単位が 572.8g/人・日となると見込まれます。



北野地域図 2-1 ごみ排出量・排出原単位の予測

北野地域の熔融処理対象量は、ごみ排出量の減少に伴い減少すると予測され、目標年度である平成 45 年度には 3,634t/年となると予測されます。

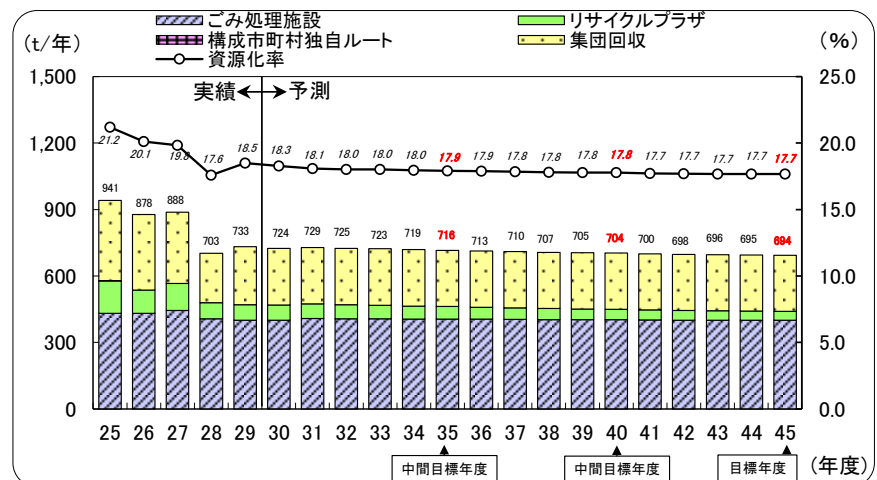


※熔融処理対象量＝可燃ごみ排出量＋資源化残渣量

※ごみ排出量のうち、資源化されないものについて、熔融処理を行っている。

北野地域図 2-2 熔融処理対象量の予測

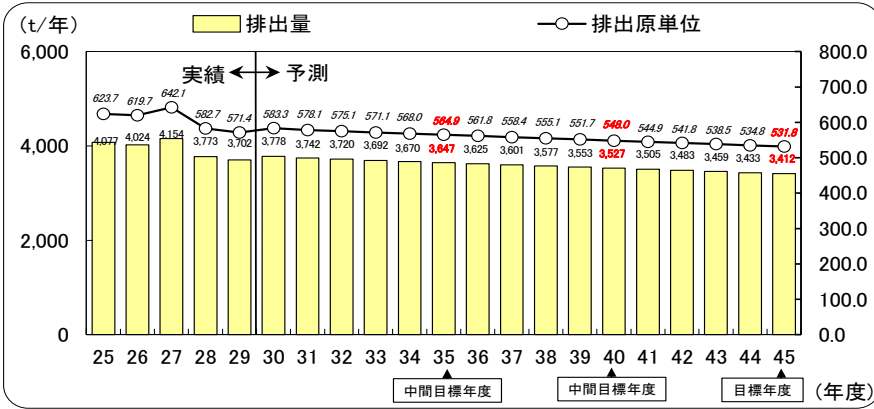
北野地域の資源化量及び資源化率は、減少すると予測され、目標年度である平成 45 年度には資源化量が 694t/年、資源化率が 17.7%となると予測されます。



北野地域図 2-3 資源化量・資源化率の予測

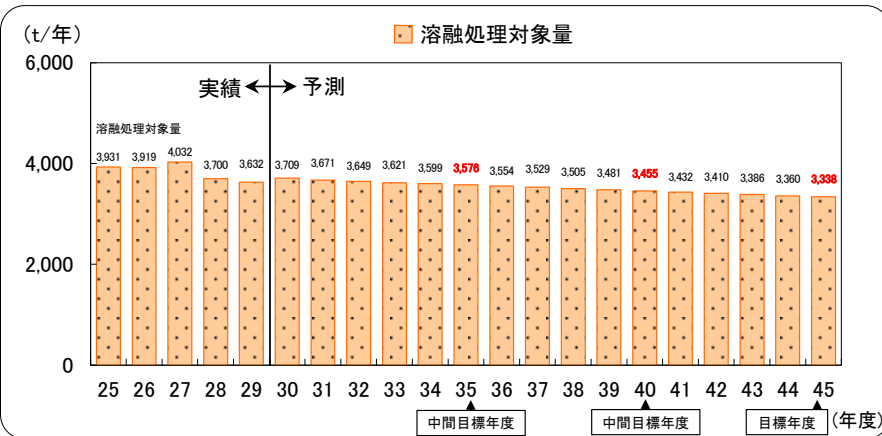
2. 減量化・資源化の目標

ごみ排出量・排出原単位の目標を北野地域図 2-4、溶融処理対象量の目標を北野地域図 2-5、資源化量・資源化率の目標を北野地域図 2-6 に示します。



北野地域図 2-4 ごみ排出量・排出原単位の目標

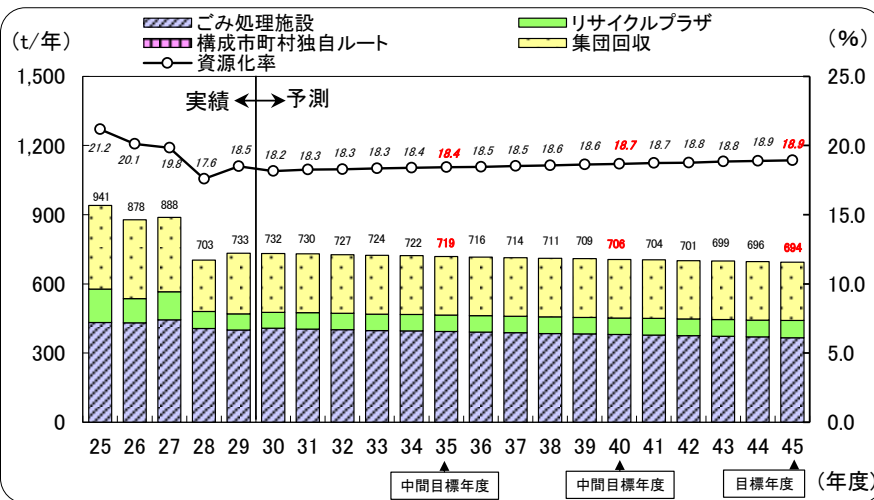
北野地域では、ごみ減量化を推進し、目標年度である平成45年度にはごみ排出量を3,412t/年、排出原単位を531.8g/人・日とすることを目指します。



※溶融処理対象量＝可燃ごみ排出量＋資源化残渣量
 ※ごみ排出量のうち、資源化されないものについて、溶融処理を行っている。

北野地域図 2-5 溶融処理対象量の目標

北野地域では、ごみの減量化及び資源の分別を徹底し、目標年度である平成45年度には溶融処理対象量を3,338t/年とすることを目指します。



北野地域図 2-6 資源化量・資源化率の目標

北野地域では、資源化を推進し、目標年度である平成45年度には資源化量を694t/年、資源化率を18.9%とすることを目指します。

3. ごみ処理に関する取組み体系図

ごみ処理に関する取組み体系図を北野地域表 2-1 に示します。

北野地域表 2-1 ごみ処理に関する取組み体系図

【取組み状況の内容】 ●:さらに推進 ★:重点施策

ごみ処理の 基本方針	取組み項目	前計画での 取組み	取組み 状況
基本方針1 リデュース(排出抑制)の推進	取組み項目1-1 ごみの減量化・資源化の推進	★	●
	取組み項目1-2 多量排出事業者への指導	★	●
基本方針2 リユース(再使用)の推進	取組み項目2-1 フリーマーケットの開催	●	●
	取組み項目2-2 リユース食器等の利用促進	●	●
基本方針3 リサイクル(再生利用)の推進	取組み項目3-1 分別品目細分化の検討	●	●
	取組み項目3-2 小型家電リサイクルの検討	★	●
	取組み項目3-3 行政における減量・リサイクルの推進	●	●
	取組み項目3-4 事業系ごみの分別収集の徹底	★	●
	取組み項目3-5 リサイクルルートの確保	●	●
	取組み項目3-6 集団回収の積極的な活用	-	●
基本方針4 適正処理の推進	取組み項目4-1 より効率のよい収集体制の検討	●	●
	取組み項目4-2 排出禁止物の適正処理の指導	●	●
	取組み項目4-3 適正処理困難物の処理体制の確保	★	●
	取組み項目4-4 緊急時、災害時のごみ処理対策の検討	★	●
	取組み項目4-5 地域清掃活動の促進	●	●
	取組み項目4-6 不法投棄の監視強化	●	●

4. 収集運搬計画

(1) 収集運搬に関する基本方針

収集運搬は構成市町村により行うものとし、ごみの発生・排出状況に対してより効率的な収集運搬体制の整備を図り、収集運搬時において、生活環境に支障をきたさないように配慮します。

(2) 収集区域の範囲

北野地域 全域

(3) 収集運搬体制

現在、北野地域における収集運搬は、委託又は許可により行っており、当面は現体制を維持するものとします。

(4) 収集運搬方法

将来的に検討を行う紙くず及び生ごみの分別収集に合わせて、新たな収集運搬方法を計画する必要があるが、当面は現体制を維持するものとします。

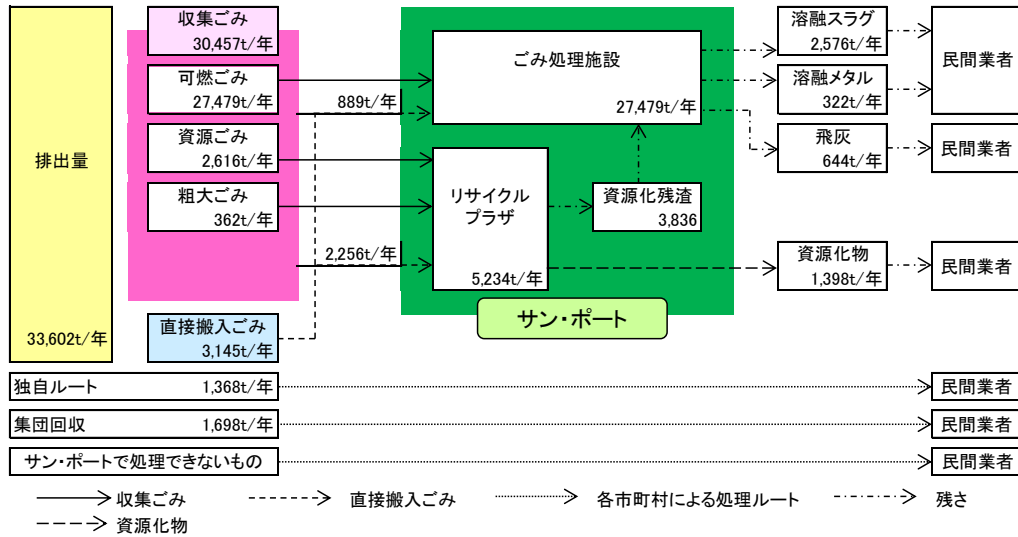
組合圏域

参照:p.資-135~146

第1節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理体系

組合圏域から排出される収集ごみ及び直接搬入ごみはサン・ポートで処理しています。また、構成市町村独自ルート及び集団回収により資源化を行っています。ごみ処理状況（平成29年度実績）を組合圏域図1-1に示します。

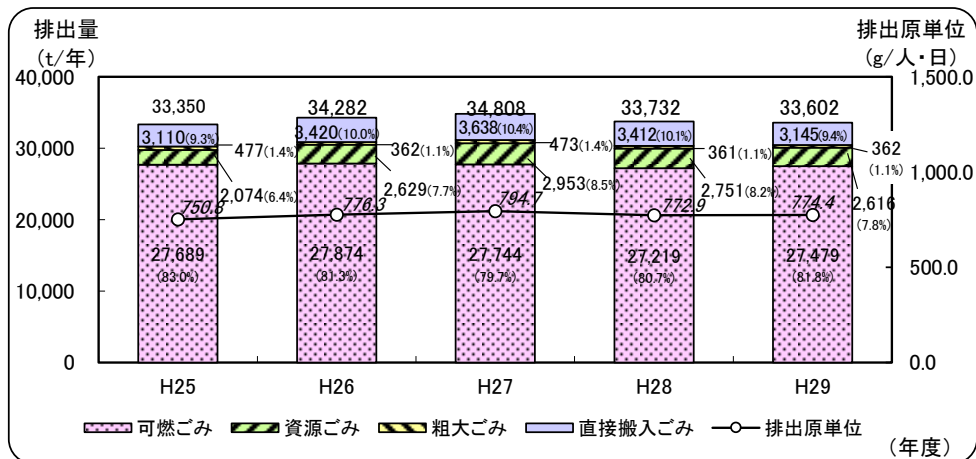


組合圏域図1-1 ごみ処理状況 (平成29年度実績)

2. ごみの排出量・排出原単位

(1) 収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位

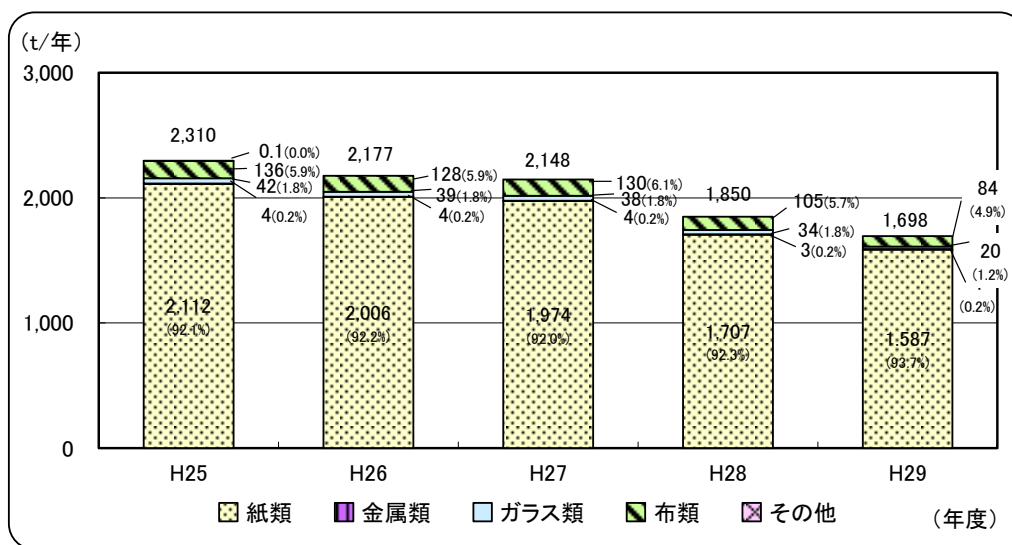
組合圏域におけるごみの排出量は過去5年間においてほぼ横ばいとなっています。収集ごみは横ばいとなっていますが、直接搬入ごみについては、平成29年10月1日に手数料の改定を行ったことから平成28年度と比較すると減少しています。また、排出原単位については、平成25年度と比較すると増加傾向にあることから、減量化を図る必要があります。収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位の推移を組合圏域図1-2に示します。



組合圏域図1-2 収集・直接搬入ごみの排出量・排出原単位の推移

(2) 集団回収量

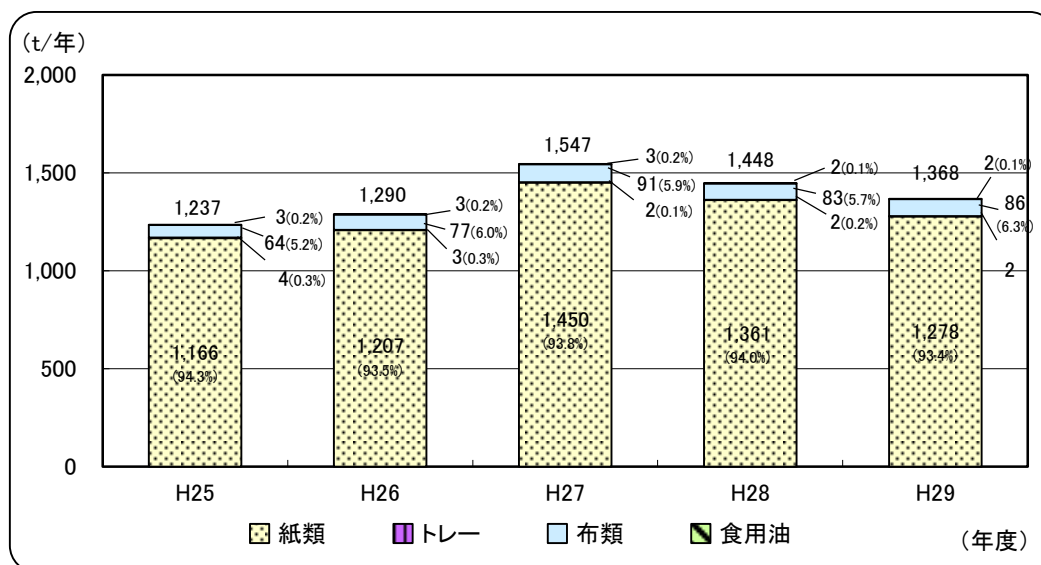
組合圏域における集団回収量は減少傾向にあり、集団回収への協力を呼び掛け、ごみの資源化を推進する必要がある。集団回収量を組合圏域図 1-3 に示します。



組合圏域図 1-3 集団回収量

(3) 構成市町村独自ルートによる処理対象量

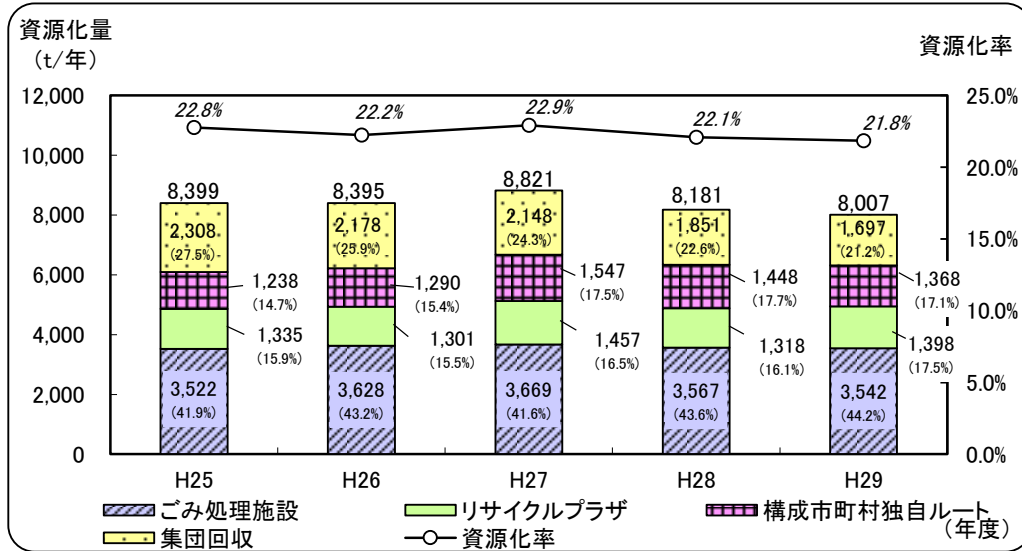
構成市町村独自ルートによる処理対象量を組合圏域図 1-4 に示します。



組合圏域図 1-4 構成市町村独自ルートによる処理対象量

(4) 資源化量と資源化率

組合圏域における資源化率は平成 27 年度以降において減少傾向にあり、向上を図る必要があります。資源化量と資源化率を組合圏域図 1-5 に示します。



※資源化量＝ごみ処理施設スラグ・メタル・飛灰量＋リサイクルプラザ資源化物量＋構成市町村独自ルート＋集団回収量

※資源化率＝資源化量÷(収集・直接搬入ごみの排出量＋構成市町村独自ルート＋集団回収量)×100

※ごみ処理施設スラグ・メタル・飛灰量、リサイクルプラザ資源化物量：「第2節2. 中間処理の実績」に示す処理後の資源化量

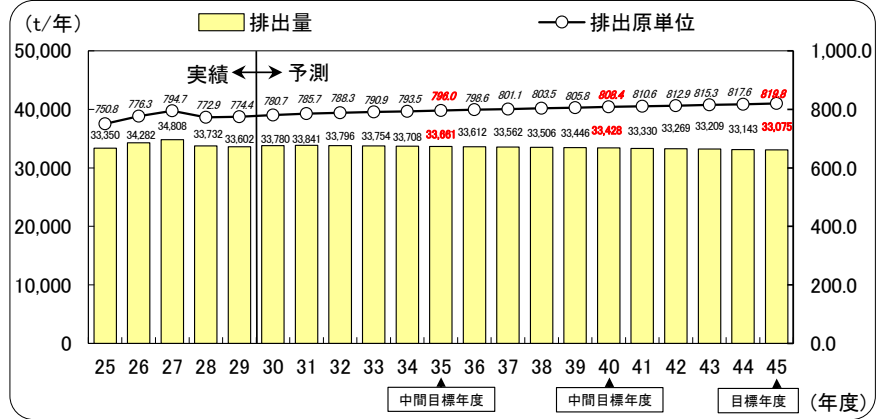
組合圏域図 1-5 資源化量と資源化率

第2節 ごみ処理基本計画

1. 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測

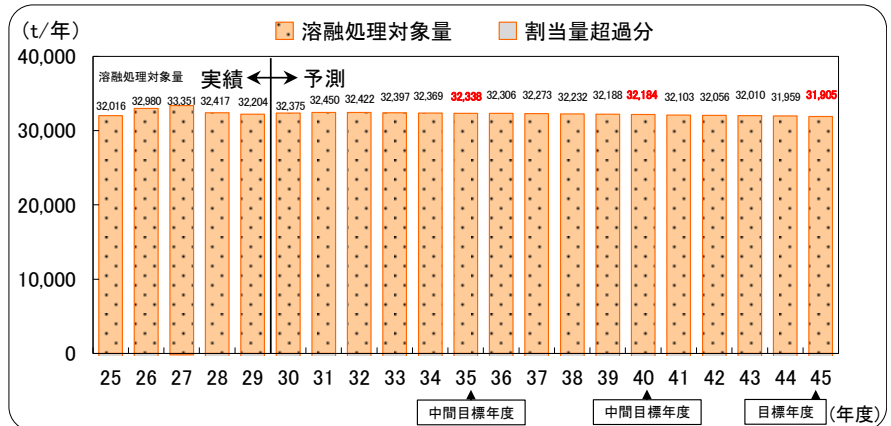
ごみ排出量・排出原単位の予測を組合圏域図 2-1、熔融処理対象量の予測を組合圏域図 2-2、資源化量・資源化率の予測を組合圏域図 2-3 に示します。

組合圏域のごみ排出量及び排出原単位は、増加すると予測され、目標年度である平成 45 年度には排出量が 33,075t/年、排出原単位が 819.8g/人・日となると予測される。



組合圏域図 2-1 ごみ排出量・排出原単位の予測

組合圏域の熔融処理対象量は、増加すると予測され、目標年度である平成 45 年度には 31,905t/年となると予測される。

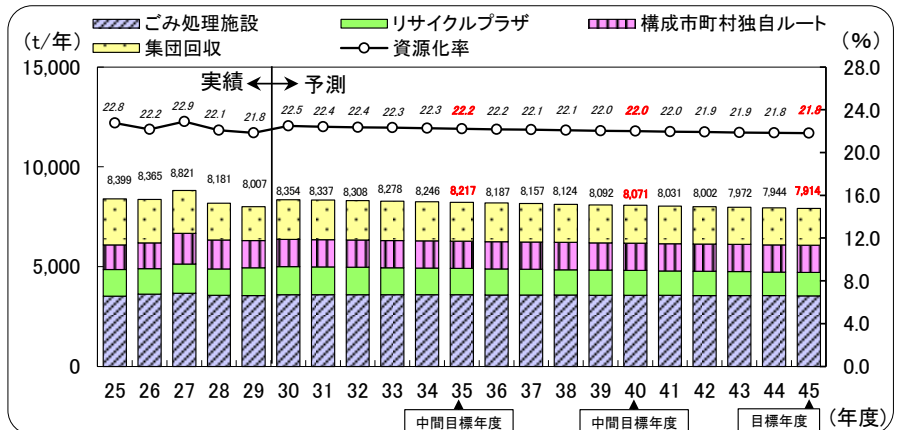


※熔融処理対象量 = 可燃ごみ排出量 + 資源化残渣量

※ごみ排出量のうち、資源化されないものについて、熔融処理を行っている。(p.9 参照)

組合圏域図 2-2 熔融処理対象量の予測

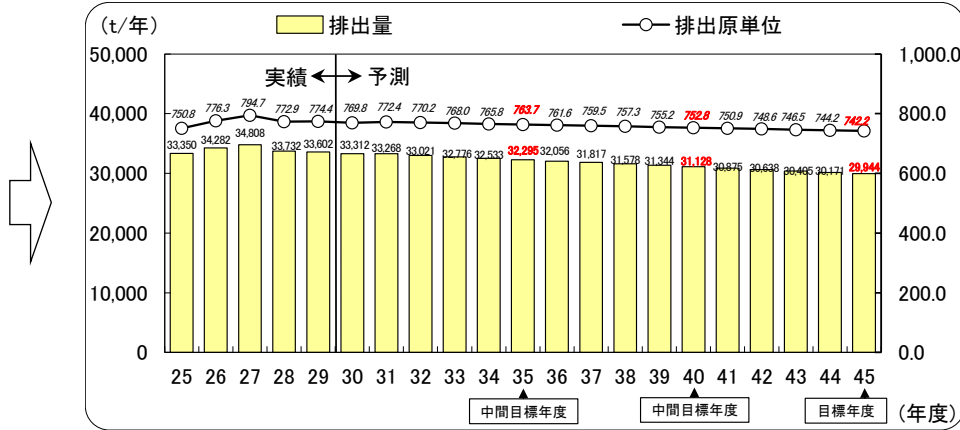
組合圏域の資源化量及び資源化率は、減少すると予測され、目標年度である平成 45 年度には資源化量が 7,914t/年、資源化率が 21.8%となると予測される。



組合圏域図 2-3 資源化量・資源化率の予測

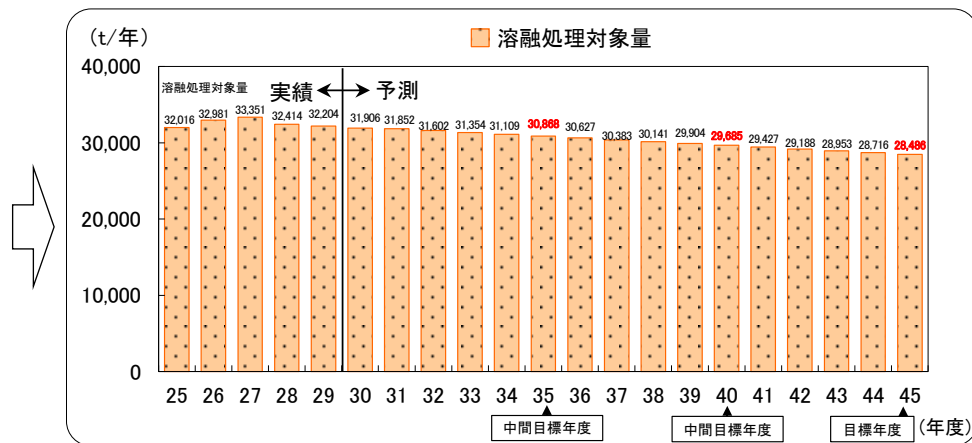
2. 減量化・資源化の目標

ごみ排出量・排出原単位の目標を組合圏域図 2-4、溶融処理対象量の目標を組合圏域図 2-5、資源化量・資源化率の目標を組合圏域図 2-6 に示します。



組合圏域では、ごみの減量化を推進し、目標年度である平成 45 年度には排出量を 29,944t/年、排出原単位を 742.2g/人・日とすることを目指す。

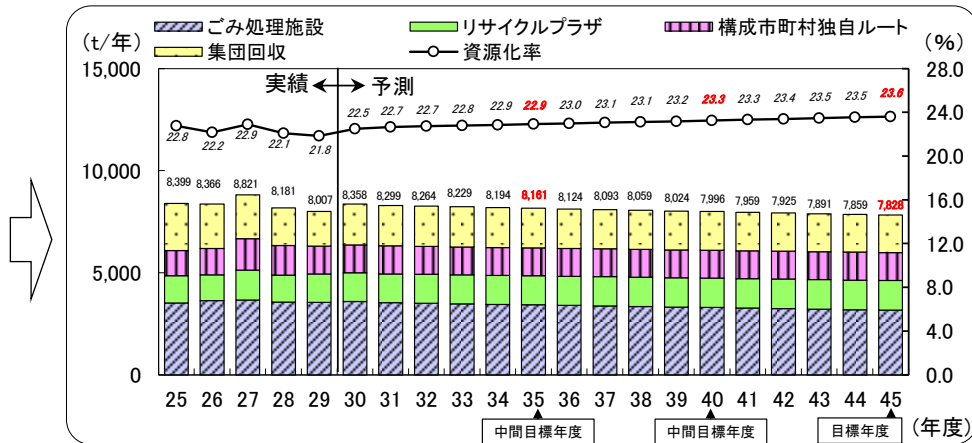
組合圏域図 2-4 ごみ排出量・排出原単位の目標



組合圏域では、ごみの減量化及び資源の分別を徹底し、目標年度である平成 45 年度には溶融処理対象量を 28,486t/年とすることを目指す。

※溶融処理対象量＝可燃ごみ排出量＋資源化残渣量
 ※ごみ排出量のうち、資源化されないものについて、溶融処理を行っている。

組合圏域図 2-5 溶融処理対象量の目標



組合圏域では、資源化を推進し、目標年度である平成 45 年度には資源化量を 7,828t/年、資源化率を 23.6%とすることを目指す。

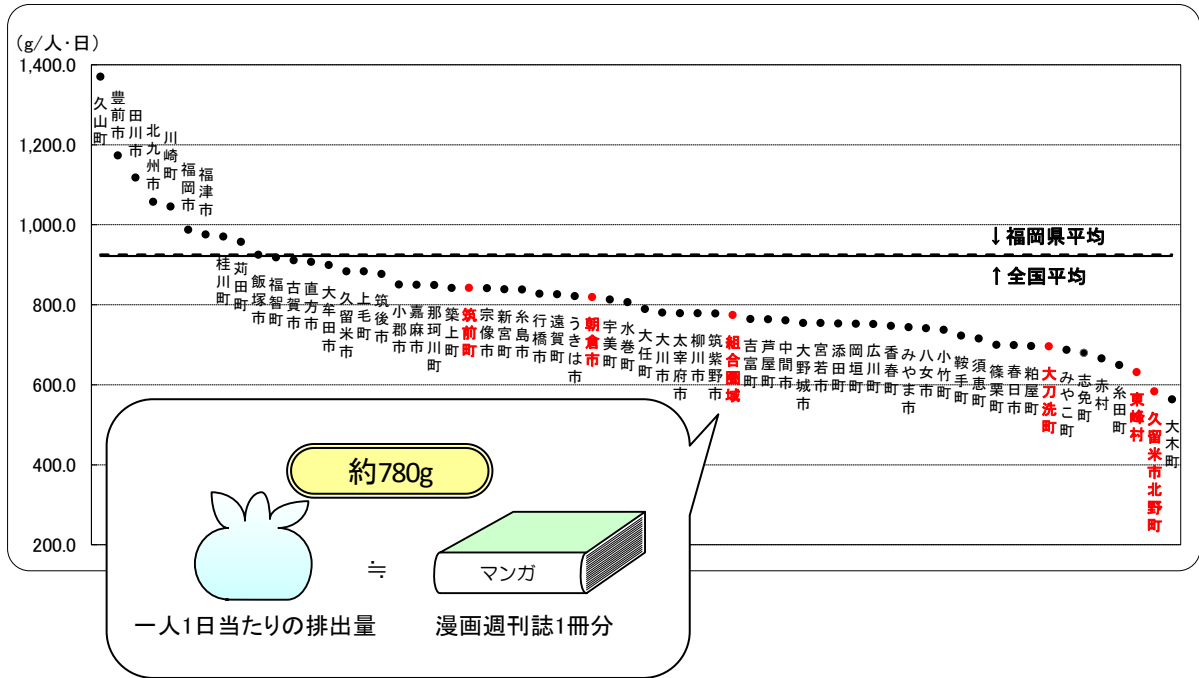
組合圏域図 2-6 資源化量・資源化率の目標

〈一人1日当たりの排出量〉

組合圏域及び構成市町村の一人1日当たりの排出量は、いずれも福岡県平均及び全国平均を下回っています。

組合圏域の一人1日当たりの排出量は約774g/人・日であり、これはおおよそ漫画週刊誌1冊分の重量に相当します。

更なるごみの減量には、一人ひとりの取組みが重要となります。



※資料：組合圏域、朝倉市、東峰村、筑前町、大刀洗町、久留米市北野町…図 1-2

上記以外…平成 28 年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）

全国・福岡県との比較（平成 28 年度実績）

第3章 中間処理施設の現況

参照:p.資-147~150

第1節 中間処理施設の現況

1. 既存施設の概要

組合圏域における中間処理施設は「サン・ポート」です。

サン・ポートの概要を表 3-1-1、サン・ポート敷地図を図 3-1-1、ごみ処理施設フロー図を図 3-1-2、リサイクルプラザフロー図を図 3-1-3 に示します。

表 3-1-1 サン・ポートの概要

施設名称	廃棄物再生処理センター「サン・ポート」			
建設場所	福岡県朝倉郡筑前町栗田 8 番地 3			
敷地面積	約 64,000m ²			
工期	平成 12 年 10 月～平成 15 年 3 月			
ごみ処理施設	処理能力	120t/24h (60t/24h×2 炉)		
	処理方式	高温ガス化直接熔融炉		
	処理対象物	可燃性一般廃棄物		
	排ガス処理設備	第一集じん機(サイクロン) 第二集じん機(バグフィルター) 消石灰、活性炭吹き込み ダイオキシン分解触媒		
	排水処理	クローズドシステム (無放流、場内再利用)		
	熔融物処理	スラグ・メタルとも全量再利用		
	余熱利用設備	発電設備(1,880kw) 場内空調、給湯		
	公害防止基準 (O ₂ 12%換算) ※計画目標値	ばいじん量	0.02g/Nm ³	
		硫黄酸化物	50ppm	
		塩化水素	50ppm	
	窒素酸化物	100ppm		
	一酸化炭素	30ppm		
	ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/Nm ³		
	リサイクルプラザ	処理能力	不燃ごみ系 11t/3h 可燃粗大ごみ系 3t/2h びん類系 6t/2h 缶類系 5t/3h 紙類 4t/5h ペットボトル系 0.5t/5h プラスチック系 0.5t/5h 計 30t/5h	
		処理方式	機械選別+手選別	
	リサイクルプラザ	選別の種類	粗大ごみ 破碎選別 硬金属類 保管 雑物 破碎選別 缶類 圧縮成型 ビン類 3種類手選別 (無色・茶色・その他色)	
			紙類(新聞、雑誌、段ボール) 圧縮梱包 古布 保管 紙製容器包装 圧縮梱包 容器包装プラスチック 圧縮梱包 紙パック 圧縮梱包 ペットボトル 圧縮梱包 有害ごみ 保管	



図 3-1-1 サン・ポート敷地図

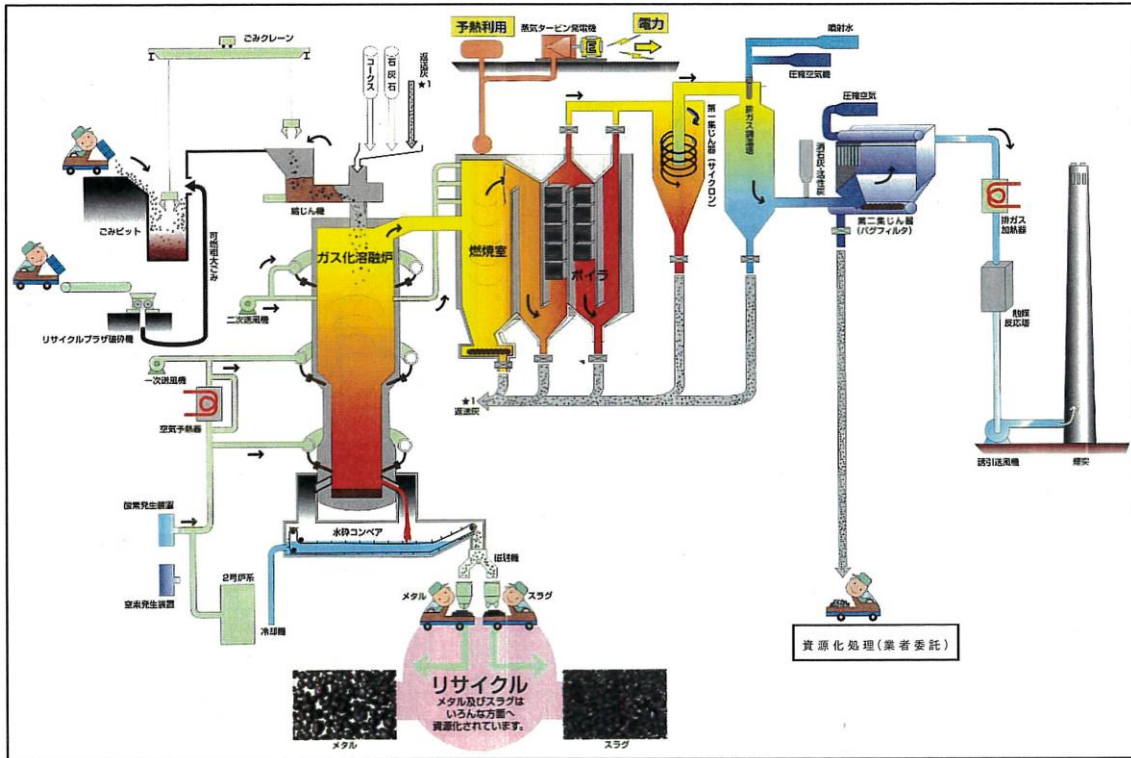


図 3-1-2 ごみ処理施設フロー図

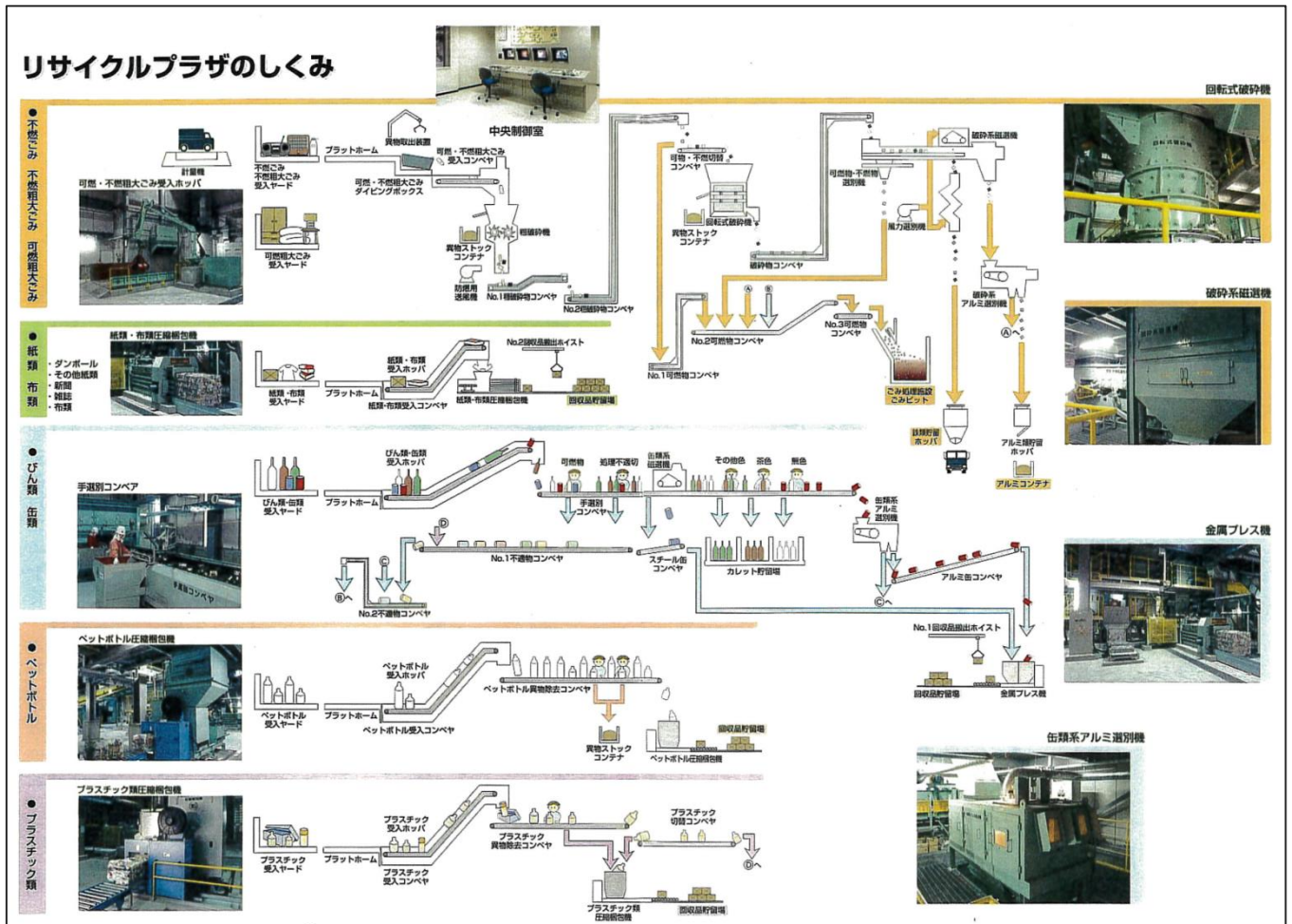


図 3-1-3 リサイクルプラザフロー図

2. 中間処理の実績

(1) 溶融処理量（ごみ処理施設）

ごみ処理施設（ガス化溶融処理施設）では、可燃ごみ、直接搬入ごみ（可燃ごみ）及び資源化残渣の中間処理を行っており、平成 29 年度において、この中間処理（溶融処理）対象量に対する溶融スラグ発生量の割合は約 8%、溶融メタル発生量の割合は約 1%、飛灰発生量の割合は約 2%程度です。つまり、ごみ処理施設では、処理対象量の約 88%を減量化しています。

溶融処理対象量（組合圏域）を図 3-1-4 に示します。

なお、平成 29 年度の溶融処理対象量について、平成 29 年度 7 月の北部九州北部豪雨で発生した災害廃棄物は除いています。（朝倉市、東峰村）

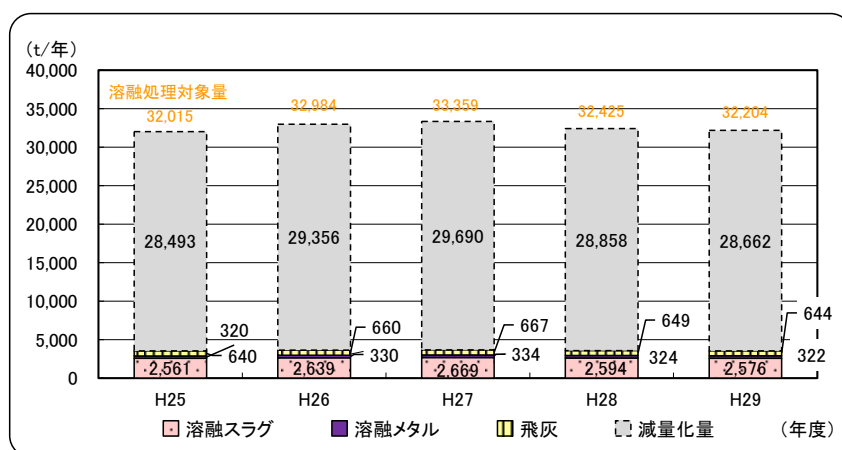


図 3-1-4 溶融処理対象量（組合圏域）

(2) 資源化処理量（リサイクルプラザ）

リサイクルプラザにおける資源化処理の対象は、資源ごみ、粗大ごみ、直接搬入ごみ（資源ごみ・粗大ごみ）であり、破碎・選別により資源回収し、資源化残渣についてはごみ処理施設にてガス化溶融処理を行っています。

なお、資源ごみについては、選別・圧縮による資源回収を行っています。リサイクルプラザ処理対象量（組合圏域）を図 3-1-5、資源化の内訳（組合圏域）を図 3-1-6 に示します。

なお、平成 29 年度の溶融処理対象量について、平成 29 年度 7 月の九州北部豪雨で発生した災害廃棄物は除いています。（朝倉市、東峰村）

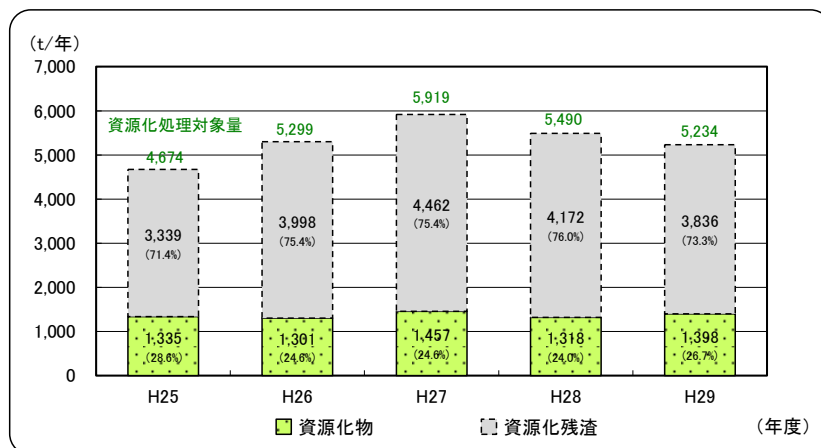


図 3-1-5 リサイクルプラザ処理対象量（組合圏域）

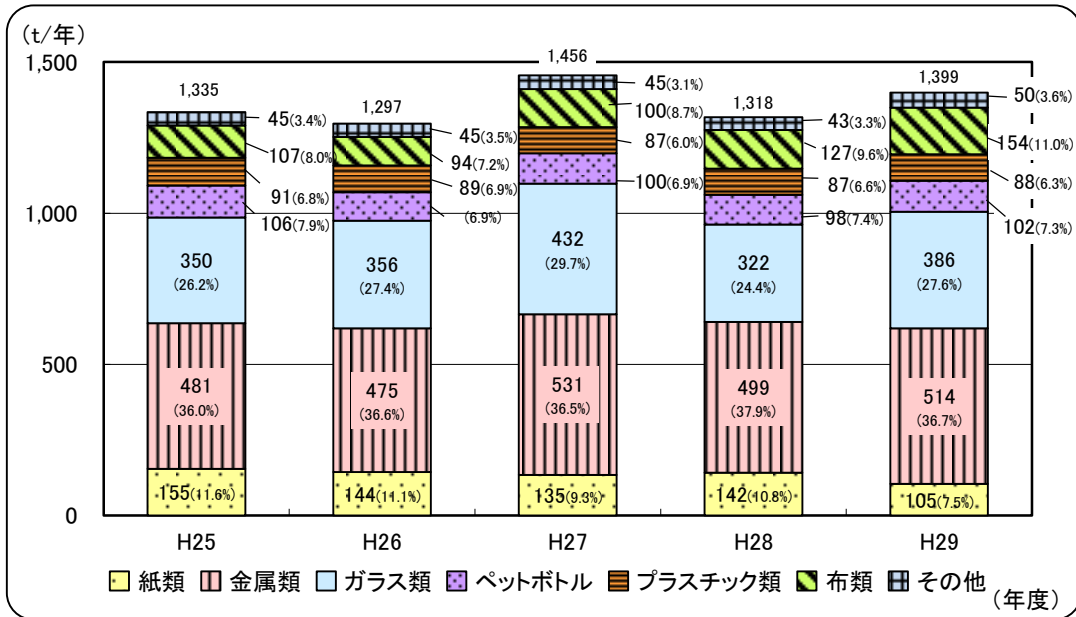


図 3-1-6 資源化の内訳 (組合圏域)

3. ごみ処理に係るコスト解析

平成 29 年度におけるごみ処理に係るコストの実績は、13 億 5,200 万円でした。なお、施設運営費が平成 28 年度から平成 29 年度にかけて大幅に増加している要因としては、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 ヶ年で大規模改修工事を行っていることが挙げられます。平成 29 年度において、ごみ処理量 1 t 当たりの処理経費は 36,113 円/t、組合圏域の計画収集人口 1 人当たりの処理経費は 11,373 円/人でした。

ごみ処理に係るコストを図 3-1-7 に示します。

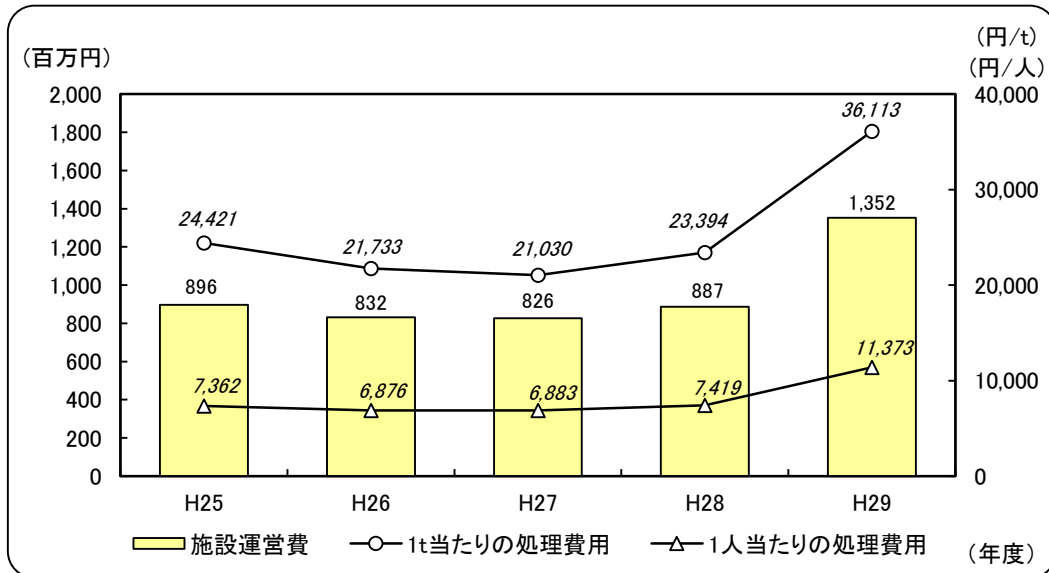
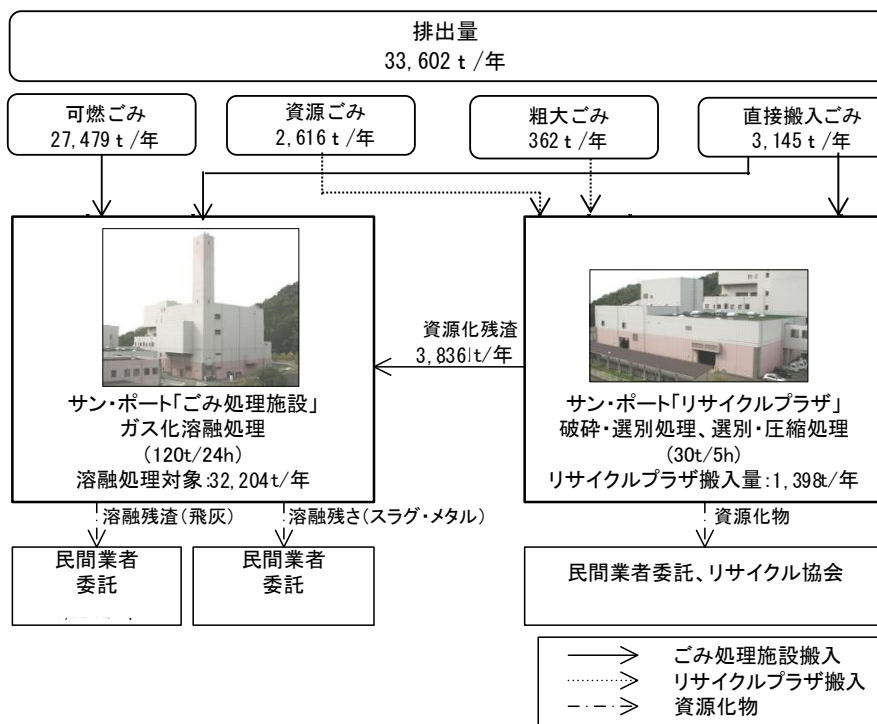


図 3-1-7 ごみ処理に係るコスト

4. 組合圏域のごみ処理状況

本組合構成市町村において発生する一般廃棄物は、市町村独自で資源化ルートを確認して対応しているもの（朝倉市は紙、筑前町及び大刀洗町は紙・トレー・布類・食用油、北野町はトレー）や、表 3-1-2 に示すサン・ポートに持ち込めないごみは、依然として市町村独自で処理等しているものはありますが、それ以外は筑前町に設置している一般廃棄物中間処理施設である、廃棄物再生処理センター「サン・ポート」に搬入されています。

平成 29 年度実績の本組合圏域ごみ処理状況を図 3-1-8 に示します。また、平成 29 年度における組合圏域のごみ排出量の内訳を図 3-1-9 に示します。



※各構成市町村で実施している直接資源化量及び集団回収量は除く。

図 3-1-8 組合圏域ごみ処理状況（平成 29 年度実績）

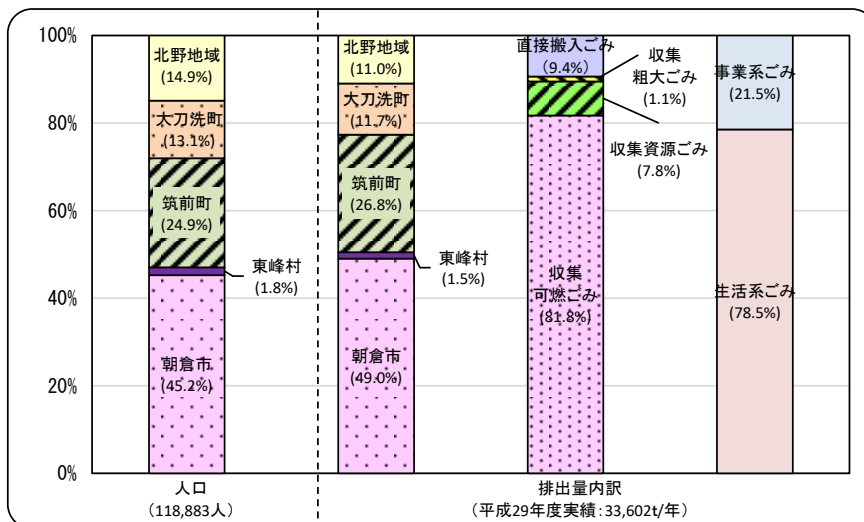


図 3-1-9 組合圏域ごみ排出量の内訳（平成 29 年度実績）

表 3-1-3 サン・ポートに持ち込めないごみ

家電4品目	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン(室外機を含む)、洗濯機、衣類乾燥機
パソコン	—
危険物	消火器、ガスボンベ(卓上コンロは除く)、農薬・劇薬類、化学薬品等
処理困難物	医療器具及び廃棄物、オートバイ 50cc 以外、車、自動販売機、耐火金庫、タイヤ(ホイールは搬入可)、漬け物石、廃油(灯油、オイルなど)、バッテリー、ペンキ類(シンナー、ワックスなど)、フロン
その他	土砂、石、泥類
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物(事業系一般廃棄物を除く) 例)ドラム缶200L(事業活動に伴って排出された物)、農業用ビニール類(肥料袋、畦シート、塩ビパイプなどの使用済プラスチック類を含む)、農耕機械(田植機、小型トラクター、コンバインなど)、農薬薬剤散布機
区域外ごみ	2市2町1村(朝倉市、東峰村、筑前町、大刀洗町、久留米市北野町)以外からのごみ

5. 可燃ごみの性状

可燃ごみの性状は計画条件の範囲内である。

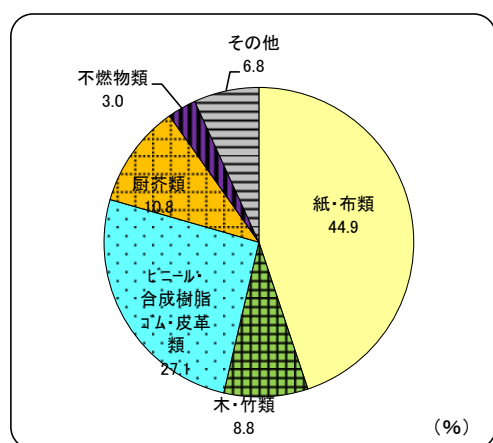
平成29年度における年4回の測定の平均値では、組成については、紙・布類が40%以上を占めており、次いでビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、厨芥類でした。三成分については、水分が45.6%、可燃分が46.2%、灰分が8.2%です。

可燃ごみの単位体積重量と低位発熱量を表3-1-3、可燃ごみの組成及び三成分（平成29年度）を図3-1-10、図3-1-11に示します。

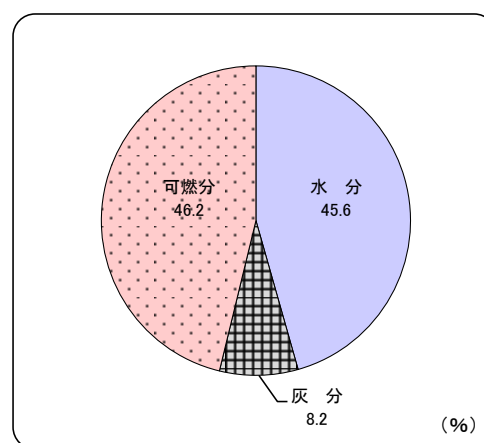
表 3-1-3 可燃ごみの単位体積重量と低位発熱量

	単位体積重量 (kg/m ³)	低位発熱量 (kcal/kg)
H29	242.5	2,182.5

※年間4回の測定の平均値を使用した



※年間4回の測定の平均値



※年間4回の測定の平均値

図 3-1-10 可燃ごみの組成 (平成29年度)

図 3-1-11 可燃ごみの三成分 (平成29年度)

6. 中間処理における課題

ごみの中間処理は、収集・運搬されたごみを減容化・資源化・安定化させるという、ごみ処理の中では最も重要な過程です。

サン・ポートは平成15年4月に稼働を開始して15年以上経過していることから、適正処理の継続のため、今後施設の老朽化の対策について検討が必要となります。

周辺環境の保全と公害防止に努めながら、効率的なごみ処理体制の整備を計画するとともに、循環型社会の構築を図ります。

第2節 ごみ処理体制

1. 維持・管理体制

(1) 組織

組合圏域におけるごみ処理組織の概要を図3-2-1に示します。

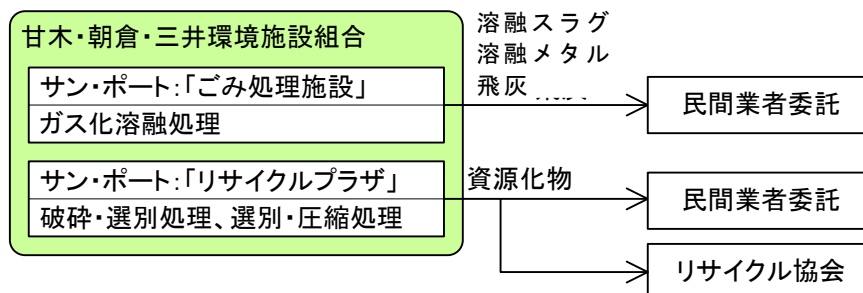


図 3-2-1 ごみ処理組織の概要

(2) 管理運営体制

収集・運搬については各市町村で管理し、運営は行政自ら（直営）、行政が許可業者に委託及び事業所が許可業者に依頼して行っています。

中間処理については甘木・朝倉・三井環境施設組合が管理を行っています。

組合圏域における管理運営体制を表3-2-1に示します。

表 3-2-1 組合圏域における管理運営体制

項目	管理	運営
収集・運搬	各市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・行政自ら(直営) ・行政が許可業者に委託 ・事業所が許可業者に依頼
中間処理	甘木・朝倉・三井環境施設組合	運転業務を民間業者に委託 (ごみ処理施設・リサイクルプラザ)

第3節 中間処理計画

1. 中間処理に関する基本方針

- ・周辺環境の保全と公害防止に努めます。
- ・資源化を促進することで、資源化を中心とした効率的なごみ処理体制を整備しつつ、将来を見据えた廃棄物循環型社会の構築を図ります。

2. 管理主体

中間処理施設として、サン・ポートがあり、その管理主体は、甘木・朝倉・三井環境施設組合で、今後も現体制を維持するものとします。

3. 中間処理の方法及び目標年次における対象量

(1) 中間処理の方法

現在、中間処理はサン・ポートで行っており、「ごみ処理施設」におけるガス化溶融処理、「リサイクルプラザ」における資源化処理（破碎・選別、選別・圧縮）を行っています。

今後も現体制を維持しながら、より効率的な中間処理を行うことができるよう、サン・ポートの有効活用に努めていくこととします。

(2) 中間処理量

ガス化溶融処理対象量は、中間目標年次（平成 35 年度）においては 30,628t/年、中間目標年次（平成 40 年度）においては 29,686t/年、目標年次（平成 45 年度）においては 28,487t/年と見込まれます。資源化処理対象量は、中間目標年次（平成 35 年度）においては 5,192t/年、中間目標年次（平成 40 年度）においては 5,159t/年、目標年次（平成 45 年度）においては 5,124t/年と見込まれます。

なお、現状のまま推移した場合でも、ごみ排出量のうち、ガス化溶融処理対象量が既存施設の処理能力を超えない見込みであるものの、施設の老朽化に伴い、対策を検討する必要があります。

組合圏域における、目標年次のガス化溶融処理対象量を図 3-3-1、資源化処理対象量を図 3-3-2 に示します。

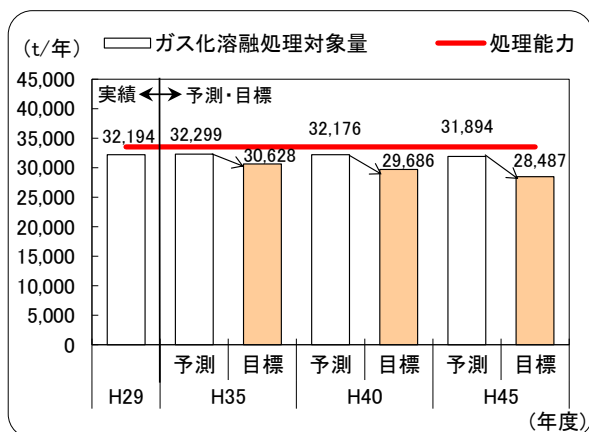


図 3-3-1 ガス化溶融処理対象量

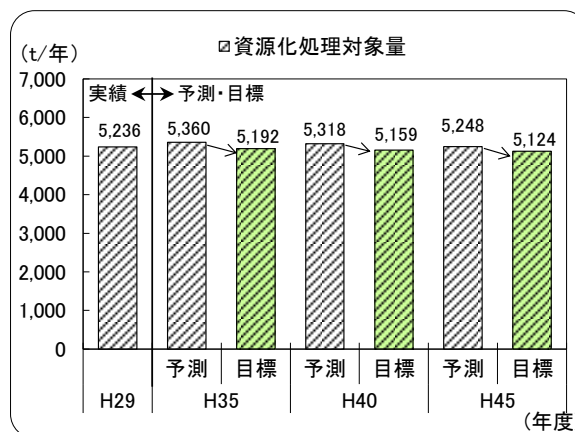


図 3-3-2 資源化処理対象量

第4節 計画の進行管理

ごみ減量等目標値を達成していくためには、取り組みの状況や目標値の達成等を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。

この考えに基づき、本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善・代替案）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。

また、各施策の費用対効果についても検討し、効率的・経済的な施策の実施を行っていきます。

